

[家庭福祉課・母子家庭等自立支援室：関連資料]

社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

里親	家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	ファミリー ホーム	
			8,726世帯	3,292世帯	養育者の住居において家庭 養護を行う(定員5～6名)	
	区分 (里親は 重複登 録有り)	養育里親	7,001世帯	2,617世帯	ホー ム 数	177か所
		専門里親	602世帯	152世帯	委託児童数	671人
		養子縁組里親	2,124世帯	183世帯		
	親族里親	445世帯	434世帯	649人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な 場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、 虐待されている児 童その他環境上養 護を要する児童 (特に必要な場 合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害 を有する児童	不良行為をなし、 又はなすおそれの ある児童及び家 庭環境その他の 環境上の理由に より生活指導等を 要する児童	配偶者のない女 子又はこれに準ず る事情にある女子 及びその者の監 護すべき児童	義務教育を終了し た児童であって、 児童養護施設等 を退所した児童等
施設数	130か所	589か所	38か所	58か所	263か所	99か所
定員	3,853人	34,252人	1,779人	3,854人	5,265世帯	656人
現員	3,000人	29,399人	1,286人	1,525人	3,714世帯 児童6,028人	390人
職員総数	4,088人	15,575人	948人	1,801人	1,972人	372人

※里親数、委託児童数は福祉行政報告例(平成24年3月末現在)
※施設数、ホーム数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は
家庭福祉課調べ(平成24年10月1日現在)
※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成23年10月1日現在)
※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成24年3月1日現在)
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	809か所
地域小規模児童養護施設	243か所

社会的養護の平成25年度予算（案）事項

資料2

（１）施設における家庭的養護の推進

- 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・保護することができるよう、既存の建物の賃借料の助成（月額10万円）や施設整備費により、小規模グループケア、グループホーム等の実施を支援する。

※参考 平成24年度補正予算において410百万円を計上（施設整備費）

（２）里親支援等の推進

- 里親支援専門相談員の配置
施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。
- ファミリーホームへの賃借料の算定
里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料を助成（月額10万円）する。
- 里親支援機関事業の推進
里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。
- 調査研究事業の実施
里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関等を対象に調査・研究を行う。

（３）被虐待児童等への支援の充実

- 受け入れ児童数の拡大
虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する施設や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。
- 児童養護施設等の心理療法定当職員の配置の推進
入所児童等の心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の心理療法担当職員の配置を推進する。
- 母子生活支援施設特別生活指導費加算の充実
心身に障害を有するなど特に対応が困難な母子が4人以上いる場合に、母子支援員（非常勤）を配置する特別生活指導費加算について、支援の充実を図るため、当該母子が8人以上いる場合には2人目を配置する。

(3) 被虐待児童等への支援の充実(続)

- 児童家庭支援センター運営等事業の推進
在宅の子どもや保護者の虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置を推進する。
- 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の創設
これまで安心こども基金において行ってきた、各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児施設や家庭的環境の下での個別的不関係性を重視したケア等を実施している施設での実践研修の実施を支援する、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を当初予算で実施する。

(4) 要保護児童の自立支援の充実

- 中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用
児童養護施設等の入所児童や里親の委託児童の自立支援の充実を図るため、現在、高校生に対して資格取得等のための講習等を受ける費用を支給している資格取得等特別加算について、中卒・高校中退等児童も加算の適用対象とする。
- 自立援助ホームの設置推進
児童養護施設等を退所し、就職する児童等の相談その他の日常生活上の援助及び生活指導等を行う自立援助ホームの設置推進を図る。
- 児童養護施設の退所者等の就業支援事業の創設
これまで安心こども基金において行ってきた、職業紹介を行っている企業等に委託し、施設退所者等に対するソーシャル・スキルトレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う、児童養護施設の退所者等の就業支援事業を当初予算で実施する。

※ 児童入所施設措置費等国庫負担金及び婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金が支弁されている公立施設は、公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成25年1月24日閣議決定）に基づく地方公務員の給与削減に係る措置が適用されるため、平成25年7月から保護単価（算定基準）が減額となる。

なお、保護単価等を反映した交付要綱（案）については、別添通知案参照。

施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13～19人)
小舎(12人以下)

1歳～18歳未満(必要な場合0歳～20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童5.5:1
3歳以上4:1
3歳未満2:1

589か所

定員34,252人
現員29,399人

乳児院

乳児(0歳)必要な場合幼児(小学校就学前)

130か所

定員3,853人、現員3,000人

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人＋非常勤1人＋管理宿直

24年度243か所
→26年度目標300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5～6人

養育者及び補助者合わせて3人

24年度177か所
→26年度目標140か所達成済
→将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護
児童4人まで

登録里親数 8,726世帯
[うち養育里親 7,001世帯
専門里親 602世帯
養子縁組里親 2,124世帯
親族里親 445世帯]

委託里親数 3,292世帯
委託児童数 4,295人

→26年度目標
養育里親登録 8,000世帯
専門里親登録 800世帯

里親等委託率

= $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$

24年3月末 13.5%

→26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

※「26年度目標」は、子ども育てビジョン

登録里親数、委託里親数、委託児童数は、平成24年3月末福祉行政報告例。

施設数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの数は、平成24年10月1日

家庭福祉課調べ。

資料3

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)
養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援
24年度99か所 →26年度目標 160か所

児童養護施設の小規模化の意義と課題

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

小規模化の意義・・「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

小規模化を推進する上での課題と取り組み

小規模化を進める上での課題

○職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。

○ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。

○人間関係が濃密となり、子どもと深くかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。

○小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。

○大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。

○家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。

○従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。

小規模化を推進する取り組み例

○職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。

○小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。

○施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。

○スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。

○施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。

○非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。

○施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月30日雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)より抜粋)

家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

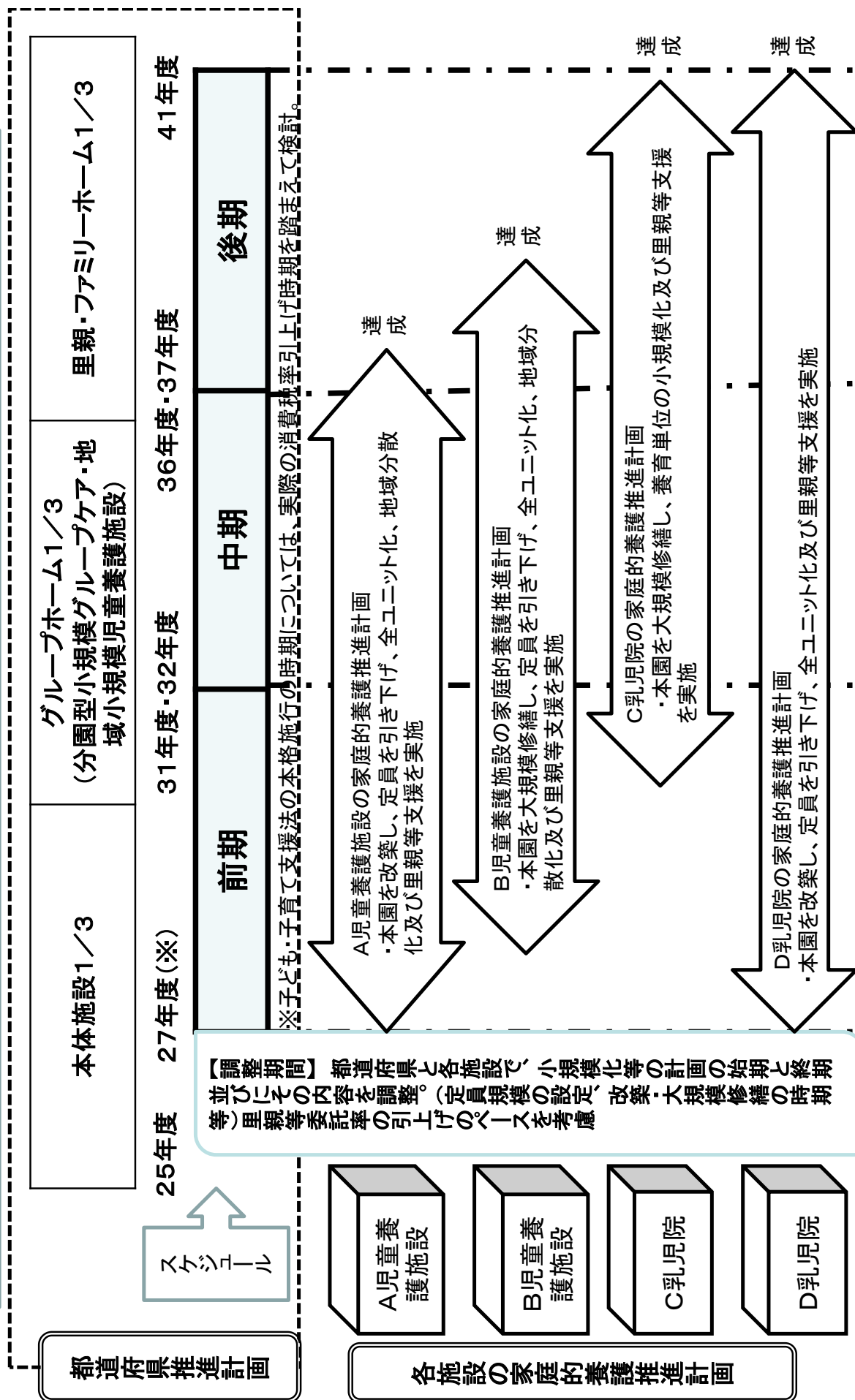
都道府県推進計画

都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係



里親支援の体制整備の充実方策について

(1)里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

(2)里親支援の重要性

- ・里親に委託された子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。

里親支援の体制整備

(1)里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数、委託後の経過年数等に応じて設定
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト(里親の休養のための一時預かり)

(2)(1)を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置(専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。)
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員(23年度:206児相中117か所)
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員(平成24年度新規)
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。
このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。
(児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている)

里親支援専門相談員の配置状況（平成24年11月末現在）

- ・ 里親支援専門相談員については、平成24年度は1児童相談所管内に少なくとも1か所（2か所以上の複数配置可）の配置を想定
- ・ 将来は、全ての児童養護施設、乳児院に配置（約700人）

	里親支援専門相談員配置数（か所）			(参考) 児童相談所数
	乳児院	児童養護施設	計	
北海道	0	3	3	8
青森県	0	0	0	6
岩手県	0	1	1	3
宮城県	0	0	0	3
秋田県	0	0	0	3
山形県	0	1	1	2
福島県	0	0	0	4
茨城県	0	1	1	3
栃木県	1	2	3	3
群馬県	0	3	3	3
埼玉県	1	2	3	6
千葉県	0	4	4	6
東京都	6	14	20	11
神奈川県	1	3	4	5
新潟県	0	0	0	5
富山県	0	0	0	2
石川県	0	0	0	2
福井県	0	1	1	2
山梨県	1	1	2	2
長野県	0	0	0	5
岐阜県	0	0	0	5
静岡県	0	2	2	5
愛知県	1	0	1	10
三重県	0	0	0	5
滋賀県	1	1	2	2
京都府	0	0	0	3
大阪府	3	9	12	6
兵庫県	0	4	4	5
奈良県	0	0	0	2
和歌山県	0	0	0	2
鳥取県	2	1	3	3
島根県	0	0	0	4
岡山県	0	0	0	3
広島県	0	1	1	3
山口県	1	5	6	5
徳島県	0	1	1	3
香川県	0	0	0	2
愛媛県	0	0	0	3
高知県	1	0	1	2
福岡県	3	4	7	6
佐賀県	0	1	1	1
長崎県	1	2	3	2
熊本県	0	2	2	2
大分県	1	4	5	2
宮崎県	0	1	1	3
鹿児島県	0	0	0	3
沖縄県	0	2	2	2
札幌市	1	2	3	1
仙台市	0	0	0	1
さいたま市	0	0	0	1
千葉市	0	0	0	1
横浜市	0	0	0	4
川崎市	0	1	1	3
相模原市	0	0	0	1
新潟市	0	0	0	1
静岡市	0	0	0	1
浜松市	0	0	0	1
名古屋市	0	0	0	2
京都市	0	0	0	2
大阪市	2	2	4	1
堺市	0	2	2	1
神戸市	0	0	0	1
岡山市	0	0	0	1
広島市	1	1	2	1
北九州市	0	1	1	1
福岡市	0	0	0	1
熊本市	1	1	2	1
横須賀市	0	0	0	1
金沢市	0	0	0	1
合計	29	86	115	207

※1 里親支援専門相談員配置数については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ（H24. 11）

※2 児童相談所数については、雇用均等・児童家庭局総務課調べ（H24. 4）

里親支援専門相談員の活動等に関する調査について

里親委託等の推進のため、本年度から制度化された、里親支援専門相談員について、児童相談所を設置する自治体に平成 24 年 11 月現在の活動状況等について調査を行った。

1. 里親支援専門相談員設置数

設置児童養護施設	86 か所	児童養護施設数	589 か所	割合	14.6%
設置乳児院	29 か所	乳児院数	130 か所	割合	22.3%
設置自治体数	36 箇所	自治体数	69 か所	割合	52.2%

設置初年度であるが、5 割強の自治体で設置済みである。

設置割合は、児童養護施設が、14.6%、乳児院が、22.3%、施設全体で、16.2%である。

2. 里親支援専門相談員の要件と設置施設における勤続年数

児童養護施設

①社会福祉士	18	人	20.9%	i 当該施設に新規採用	9	人	10.5%
②精神保健福祉士	0	人	0.0%	ii 当該施設勤続 5 年未満	12	人	14.0%
③児童福祉司相当	10	人	11.6%	iii 当該施設勤続 5 年以上～10 年未満	18	人	20.9%
④施設(里親含む)の 養育歴 5 年以上	58	人	67.4%	iv 当該施設勤続 10 年以上～15 年未満	23	人	26.7%
				v 当該施設勤続 15 年以上	24	人	27.9%

乳児院

①社会福祉士	8	人	27.6%	i 当該施設に新規採用	2	人	6.9%
②精神保健福祉士	0	人	0.0%	ii 当該施設勤続 5 年未満	5	人	17.2%
③児童福祉司相当	2	人	6.9%	iii 当該施設勤続 5 年以上～10 年未満	3	人	10.3%
④施設(里親含む)の 養育歴 5 年以上	19	人	65.5%	iv 当該施設勤続 10 年以上～15 年未満	6	人	20.7%
				v 当該施設勤続 15 年以上	13	人	44.8%

要件は、施設の養育歴 5 年以上の職員が多く、職員の勤続年数は、10 年以上のベテランの職員が、児童養護施設では 5 割を超え、乳児院では 65.5%を占めている。ベテラン職員は、知識や経験が豊富であり、施設の養育にも欠かせない職員であり、施設の中でも影響力が高い。このような職員をあてていることから、設置している施設が里親支援や里親委託を積極的に推進しようと考えていることがうかがえる。

3. 活動内容

自治体として、活動内容について取り決めがあるところは、22 自治体で、設置している自治体のうち、61.1%である。主な取り決めや実際の活動は、下記の通り。

活動として少ないのは、地域の子育て支援機関等の関係機関との調整や紹介や委託児童の実親との交流支援である。

1 活動内容の取り決めのある自治体	22	
2 主な活動内容(取り決め事項と実際の活動)		
(1) 所属施設の入所児童の里親委託の推進	取り決め事項	実際の活動
① 里親への措置変更が考えられる児童のリストアップ	17	24
② 週末里親・季節里親の利用が考えられる児童のリストアップ	15	24
③ ①②の児童について、児童相談所への働きかけ	18	26
(2) 里親への措置変更児童のアフターケア		
③ 電話などの様子うかがい	20	23
(3) 地域支援としての里親支援		
① 委託を受けている里親の家庭訪問	16	25
② 里親サロンへの出席	20	32
(4) 児童相談所との情報交換		
① 児童相談所との連絡会議への参加	18	20
(5) その他		
① 新規里親開拓	18	16
⑩ 里親会の運営への参加・協力	14	24
⑪ 施設職員への里親制度への理解の普及	13	27

4. 里親支援専門員の活動充実のための取り組み

活動を開始するにあたって、研修を行った自治体は10か所で、27.8%。研修を予定しているところは14か所で、38.9%。里親支援専門相談員が児童相談所、自治体主管課、その他の里親支援機関などと何らかの連絡会を行うようにしている自治体は、27か所で、75%。連絡会の開催頻度は、1回/週～1回/年と幅広い。里親支援を行うための連携を図るためには、多くの連携の機会が確保され、情報の共有が望まれる。

5. その他

自治体から参考資料として送付された中には、里親支援専門相談員や施設長、児童相談所、自治体などが継続的に里親支援に関する検討会を開き、活動内容等の検討を行ったり、里親からの率直な意見を聴くなどの取り組みをしている自治体もあった。里親支援専門相談員の活動実績を自治体に毎月報告するシステムを取っていたり、連絡会で、委託の好不調を検証するなどの取り組みを行っている自治体も見られた。

6. まとめ

里親支援専門相談員の活動は、児童相談所との密接な連携が重要である。また、里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実績を積み重ねながらそのあり方を見出し、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく必要があるため、里親のニーズを探る、好不調などの里親の養育について研究するなど、支援者同士が協働して、取り組む必要がある。これらを含め里親支援専門相談員の活動の充実のためには、自治体主管課・児童相談所・里親支援専門相談員などとの連絡会を定期的に関くなどして、自治体としての一体的な取り組みが必要である。なお、本年度全国里親委託等推進委員会が取りまとめた「里親等委託率アップの報告書」には、大分県での取り組みについて報告しているので、参考にされたい。

里親委託推進の取組事例

具体的な取り組み事例（福岡市）

○平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

○平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを開連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

児童相談所

NPO

○最初にイメージを作る。事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリーシップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）
○里親を知ってもらう市民フォーラムの開催。広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、感動でつながっていく仕組みづくり（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、里親だけでなく協力者も募集（協力者になることで市民意識が醸成）、子どもプログラム（子どもが参加したいと大人も付いてくる）
⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識がうまれた。
社会的養護の社会化 がはかられる。

○里親職員の意識の変化
「まず里親を探そう」
職員の「里親に委託して良かった」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。
しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はすべて児童相談所が行うことになるため、**里親委託は大変。**

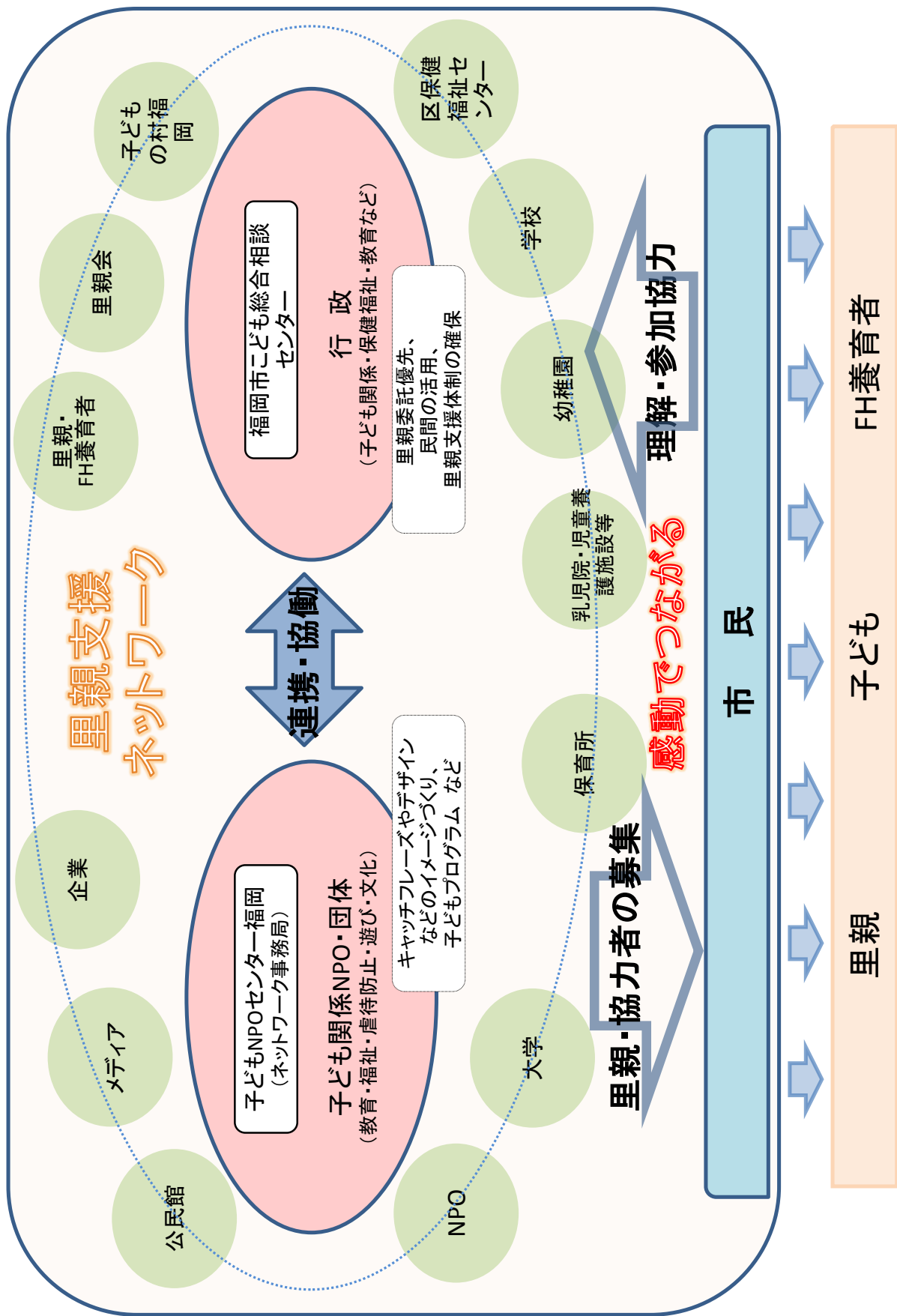
○里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。

里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。**里親家庭への支援体制が欠かせない。**このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

まとめ

NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

福岡市 行政と市民が協働で取り組む



具体的な取り組み事例（大分県）

○平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適応できない子の存在があった。平成14年の国の国による里親制度の改革があり、「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。



○里親委託の成功体験を共有。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしていけないが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、組織的に里親委託を推進した。



○施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に。乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、里親の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から里親制度説明会を全市町村で継続的に開催。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。真剣に考えて里親になってくれる人につながりとした情報を届ける。併せて市町村へ継続的にアプローチ。



○里親支援を丁寧に行う。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）

里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

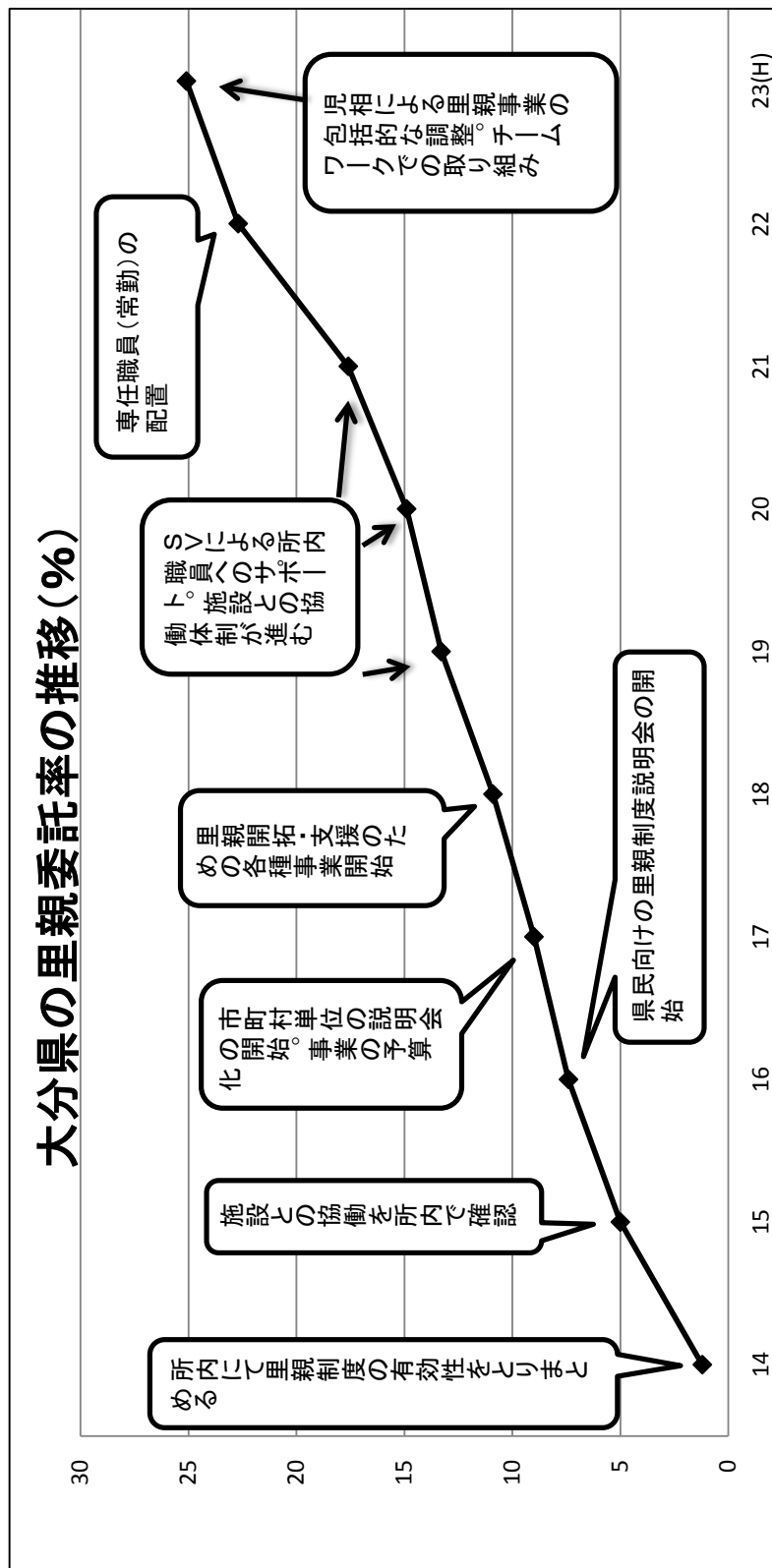
○里親の社会的養護の担い手としての意識を高める。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実かつ継続的に行うことにより、里親委託率の増加を行った。

里親委託率の顕著な伸びをもたらした取り組みの要因（大分県）

- 里親委託を推進する理由が「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと
- 里親と施設の相互理解・連携が里親委託推進にかかわる事業展開の大きな柱になったこと
- 施設入所児童のうち、里親委託が適当な子どもの選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもとに円滑に行われたこと
- 児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと



都道府県市別の里親等委託率の差

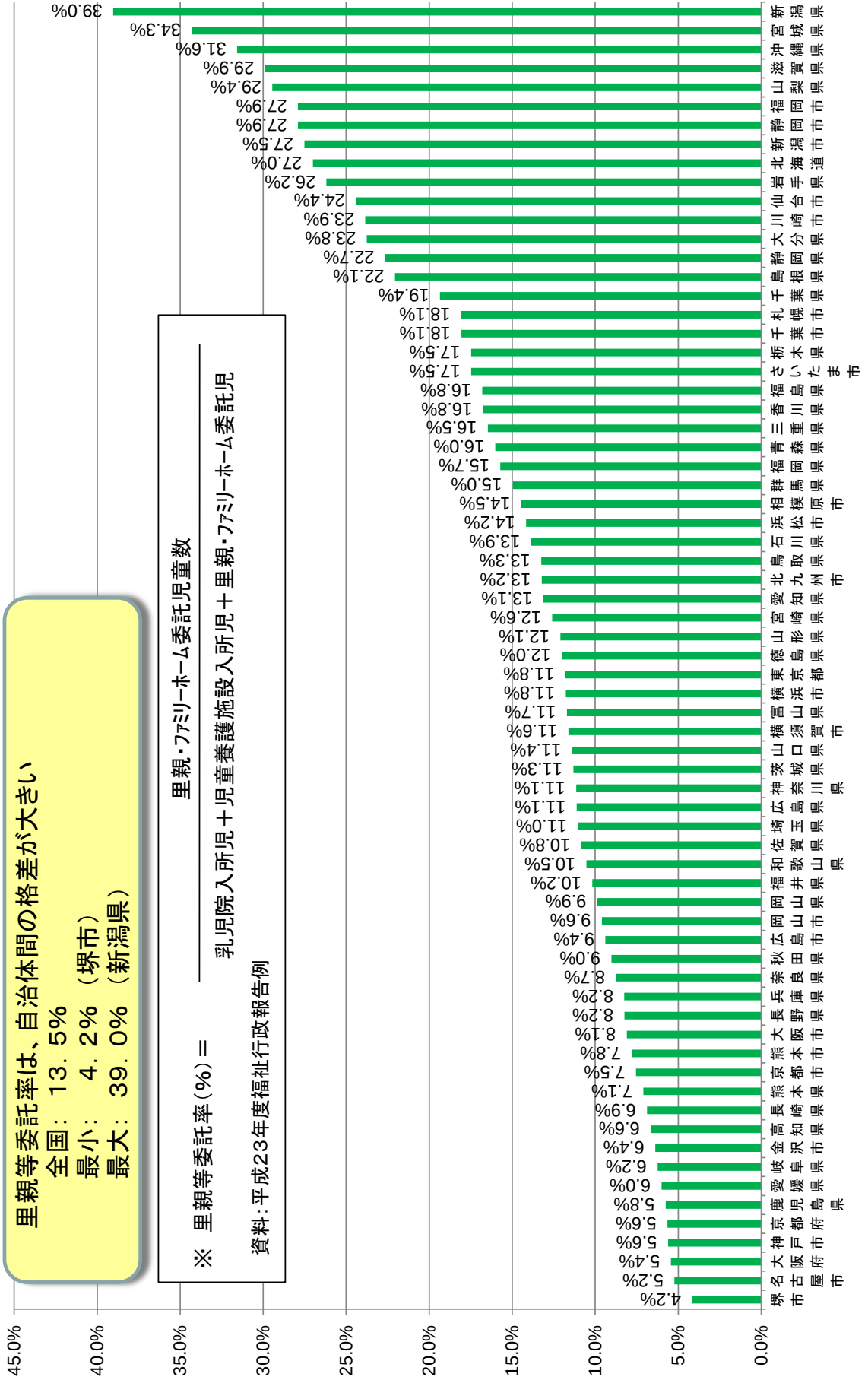
69都道府県市別里親等委託率(平成23年度末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国: 13.5%
 最小: 4.2% (堺市)
 最大: 39.0% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳幼児入院所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料: 平成23年度福祉行政報告例



里親等委託率の最近7年間の増加幅の大きい自治体

- 最近7年間で、福岡市が6.9%から27.9%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→23比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成23年度末
1	福岡市	21.0%増加	6.9%	27.9%
2	大分県	16.4%増加	7.4%	23.8%
3	福岡県	11.7%増加	4.0%	15.7%
4	山梨県	11.7%増加	17.8%	29.4%
5	静岡県	11.6%増加	10.6%	22.2% (静岡市・浜松市分を含む)
6	香川県	10.2%増加	6.5%	16.8%
7	佐賀県	9.6%増加	1.2%	10.8%
8	栃木県	9.6%増加	7.9%	17.5%
9	滋賀県	9.6%増加	20.3%	29.9%
10	島根県	9.2%増加	12.8%	22.1%

※宮城県、岩手県及び仙台市については、増加幅が大きい（宮城県：26.3%増（8.0%→34.3%）、岩手県15.8%増（10.4%→26.2%）、仙台市：12.8%増（11.6%→24.4%））が、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、除いている。

新生児等の新規措置の措置先(自治体別)(平成23年度)

○新生児等の新規措置の場合に、乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要。

	乳児院への措置				里親への措置			
	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上) 2歳未満	割合	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上) 2歳未満	割合	1歳以上 2歳未満	割合
北海道	3	6	18.9%	12	15	81.1%	16	81.1%
青森県	2	3	88.9%	0	0	11.1%	1	11.1%
岩手県	0	3	75.0%	0	0	25.0%	2	25.0%
宮城県	1	3	71.4%	0	2	28.6%	0	0.0%
秋田県	1	0	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
山形県	11	3	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
福島県	7	6	73.7%	1	2	26.3%	2	26.3%
茨城県	4	13	96.6%	0	1	3.4%	0	0.0%
栃木県	12	11	93.3%	0	0	6.7%	2	6.7%
群馬県	7	14	90.9%	0	1	9.1%	2	9.1%
埼玉県	29	58	97.2%	0	1	2.8%	3	2.8%
千葉県	10	26	68.7%	1	4	31.3%	16	31.3%
東京都	56	181	95.4%	0	1	4.6%	17	4.6%
神奈川県	9	19	90.5%	0	1	9.5%	3	9.5%
新潟県	4	6	83.3%	0	2	16.7%	0	0.0%
富山県	4	6	83.3%	0	2	16.7%	0	0.0%
石川県	1	2	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
福井県	4	5	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
山梨県	0	0	0.0%	2	2	100.0%	3	100.0%
長野県	8	16	88.6%	2	2	11.4%	0	0.0%
岐阜県	3	4	58.3%	2	1	41.7%	2	41.7%
静岡県	3	2	38.5%	1	2	61.5%	5	61.5%
愛知県	17	32	71.8%	12	7	28.2%	5	28.2%
三重県	6	12	83.3%	1	2	16.7%	1	16.7%
滋賀県	1	5	80.0%	0	1	20.0%	1	20.0%
京都府	2	8	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
大阪府	22	65	88.5%	1	8	11.5%	5	11.5%
兵庫県	9	22	95.6%	0	1	4.4%	1	4.4%
奈良県	4	3	93.3%	0	1	6.7%	0	0.0%
和歌山県	7	11	91.3%	2	0	8.7%	0	0.0%
鳥取県	3	8	93.8%	0	0	6.3%	1	6.3%
島根県	3	14	95.8%	0	0	4.2%	1	4.2%
岡山県	2	10	94.1%	0	0	5.9%	1	5.9%
広島県	7	11	88.9%	1	1	11.1%	1	11.1%
山口県	4	10	93.8%	0	0	6.3%	1	6.3%

資料11

(家庭福祉課 調べ)

	乳児院への措置				里親への措置			
	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上) 2歳未満	割合	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上) 2歳未満	割合	1歳以上 2歳未満	割合
徳島県	2	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
香川県	3	7	94.4%	0	1	5.6%	0	0.0%
愛媛県	5	11	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
高知県	2	10	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
福岡県	4	14	96.7%	1	0	3.3%	0	0.0%
佐賀県	0	0	0.0%	1	2	100.0%	0	0.0%
長崎県	2	9	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
熊本県	0	0	0.0%	0	1	100.0%	0	0.0%
大分県	4	11	50.0%	8	4	50.0%	7	50.0%
宮崎県	8	7	94.1%	0	0	5.9%	1	5.9%
鹿児島県	8	13	96.2%	0	0	3.8%	1	3.8%
沖縄県	2	6	53.8%	0	7	46.2%	11	46.2%
札幌市	6	12	46.3%	7	8	53.7%	7	53.7%
仙台市	4	6	94.4%	0	0	5.6%	1	5.6%
さいたま市	3	12	93.1%	0	0	6.9%	2	6.9%
千葉市	2	7	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
横浜市	5	32	96.5%	0	0	3.5%	2	3.5%
川崎市	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
相模原市	3	3	81.8%	0	0	18.2%	2	18.2%
新潟市	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
静岡市	0	9	58.8%	0	6	41.2%	1	41.2%
浜松市	2	4	56.3%	1	4	43.8%	2	43.8%
名古屋市	6	13	84.6%	0	5	15.4%	1	15.4%
京都市	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
大阪市	0	0	0.0%	1	5	100.0%	0	0.0%
堺市	5	8	84.0%	0	4	16.0%	0	0.0%
神戸市	1	12	94.4%	0	1	5.6%	0	0.0%
岡山市	3	3	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
広島市	5	7	87.5%	1	0	12.5%	1	12.5%
北九州市	1	10	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
福岡市	14	19	87.0%	0	3	13.0%	3	13.0%
熊本市	2	12	81.0%	0	2	19.0%	2	19.0%
横須賀市	4	6	93.3%	0	1	6.7%	0	0.0%
金沢市	1	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
合計	373	861	84.7%	488	58	104	148	15.3%

乳児院退所後の措置変更先(自治体別)(平成23年度)(単位:人、%)

(家庭福祉課 調べ)

○乳児院からの措置変更の場合に、児童養護施設への措置変更の割合が高い自治体が多い。措置変更先をできる限り里親とするよう、重点的な取組が必要。

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
北海道	9	2	1	50.0%	1	50.0%	0
青森県	8	13	7	63.6%	4	36.4%	2
岩手県	14	10	5	50.0%	5	50.0%	0
宮城県	0	0	0	—	0	—	0
秋田県	5	6	1	20.0%	4	80.0%	1
山形県	8	5	4	80.0%	1	20.0%	0
福島県	7	9	3	37.5%	5	62.5%	1
茨城県	9	27	5	25.0%	15	75.0%	7
栃木県	13	26	6	23.1%	20	76.9%	0
群馬県	22	18	6	40.0%	9	60.0%	3
埼玉県	106	57	16	30.8%	36	69.2%	5
千葉県	23	28	12	48.0%	13	52.0%	3
東京都	260	125	16	15.5%	87	84.5%	22
神奈川県	19	51	12	26.1%	34	73.9%	5
新潟県	4	10	4	40.0%	6	60.0%	0
富山県	8	4	1	33.3%	2	66.7%	1
石川県	8	6	4	66.7%	2	33.3%	0
福井県	6	6	1	20.0%	4	80.0%	1
山梨県	2	4	2	50.0%	2	50.0%	0
長野県	14	19	5	29.4%	12	70.6%	2
岐阜県	9	11	2	22.2%	7	77.8%	2
静岡県	15	17	5	31.3%	11	68.8%	1
愛知県	34	52	12	25.5%	35	74.5%	5
三重県	12	14	7	50.0%	7	50.0%	0
滋賀県	1	3	0	0.0%	2	100.0%	1
京都府	8	4	1	25.0%	3	75.0%	0
大阪府	79	51	6	13.6%	38	86.4%	7
兵庫県	31	33	9	29.0%	22	71.0%	2
奈良県	12	6	1	16.7%	5	83.3%	0
和歌山県	7	14	5	35.7%	9	64.3%	0
鳥取県	10	12	2	20.0%	8	80.0%	2
島根県	39	2	1	50.0%	1	50.0%	0
岡山県	9	15	3	23.1%	10	76.9%	2
広島県	6	8	3	37.5%	5	62.5%	0
山口県	6	17	5	29.4%	12	70.6%	0

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
徳島県	13	3	1	33.3%	2	66.7%	0
香川県	12	7	3	50.0%	3	50.0%	1
愛媛県	5	12	0	0.0%	9	100.0%	3
高知県	8	4	0	0.0%	4	100.0%	0
福岡県	14	23	1	5.6%	17	94.4%	5
佐賀県	2	7	2	33.3%	4	66.7%	1
長崎県	4	11	3	30.0%	7	70.0%	1
熊本県	2	6	4	80.0%	1	20.0%	1
大分県	12	9	3	37.5%	5	62.5%	1
宮崎県	4	12	2	18.2%	9	81.8%	1
鹿児島県	16	19	3	15.8%	16	84.2%	0
沖縄県	8	9	6	66.7%	3	33.3%	0
札幌市	12	18	14	77.8%	4	22.2%	0
仙台市	27	17	3	18.8%	13	81.3%	1
さいたま市	4	4	1	25.0%	3	75.0%	0
千葉市	8	6	0	0.0%	5	100.0%	1
横浜市	29	23	5	23.8%	16	76.2%	2
川崎市	29	11	1	9.1%	10	90.9%	0
相模原市	0	0	0	—	0	—	0
新潟市	0	0	0	—	0	—	0
静岡市	3	7	2	33.3%	4	66.7%	1
浜松市	2	11	4	36.4%	7	63.6%	0
名古屋市	26	39	7	19.4%	29	80.6%	3
京都市	7	16	0	0.0%	14	100.0%	2
大阪市	66	66	10	17.2%	48	82.8%	8
堺市	0	0	0	—	0	—	0
神戸市	16	13	3	25.0%	9	75.0%	1
岡山市	5	10	0	0.0%	9	100.0%	1
広島市	10	12	0	0.0%	11	100.0%	1
北九州市	12	11	0	0.0%	10	100.0%	1
福岡市	36	25	6	30.0%	14	70.0%	5
熊本市	11	19	3	17.6%	14	82.4%	2
横須賀市	4	0	0	—	0	—	0
金沢市	5	3	3	100.0%	0	0.0%	0
合 計	1,235	1,118	263	26.3%	737	73.7%	118

進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路（平成23年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成24日5月1日現在の進路）

	進 学			就 職		その他			
	高校等	専修学校等							
児童養護施設児	2,530人	2,377人	94.0%	42人	1.7%	64人	2.5%	47人	1.9%
(参考) 全中卒者	1,177千人	1,156千人	98.2%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	12千人	1.0%

②高等学校等卒業後の進路（平成23年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成24年5月1日現在の進路）

		進 学			就 職		その他		
		大学等		専修学校等					
児童養護施設児	1,543人	169人	11.0%	170人	11.0%	1,087人	70.4%	117人	7.6%
うち在籍児	182人	37人	20.3%	26人	14.3%	92人	50.5%	27人	14.8%
うち退所児	1,361人	132人	9.7%	144人	10.6%	995人	73.1%	90人	6.6%
(参考) 全高卒者	1,061千人	572千人	53.9%	245千人	23.1%	172千人	16.2%	72千人	6.8%

③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
91人	63人	28人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は平成23年度学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施状況（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

都道府県市名				平成24年10月1日現在				
				ホームか所数 （か所）	定員（人）	現員（人）		現員（人）
						措置費支弁対象	その他	
1	北	海	道	3	21	10		10
2	青	森	県					
3	岩	手	県	1	6	6		6
4	宮	城	県	1	6			0
5	秋	田	県	1	6	4		4
6	山	形	県					
7	福	島	県					
8	茨	城	県	2	14	9		9
9	栃	木	県	2	16	14		14
10	群	馬	県	1	6	3	3	6
11	埼	玉	県	4	27	22		22
12	千	葉	県	4	24	17		17
13	東	京	都	20	136	86	6	92
14	神	奈	川	2	12	9	1	10
15	新	潟	県					
16	富	山	県					
17	石	川	県					
18	福	井	県					
19	山	梨	県	1	6	2		2
20	長	野	県	1	6	1	1	2
21	岐	阜	県	2	14	10	1	11
22	静	岡	県	1	6	3		3
23	愛	知	県	2	11	5		5
24	三	重	県	1	6	5		5
25	滋	賀	県	1	9	5		5
26	京	都	府					
27	大	阪	府	2	12	6	2	8
28	兵	庫	県					
29	奈	良	県					
30	和	歌	山	1	6	5		5
31	鳥	取	県	3	25	16	1	17
32	島	根	県	1	6	3		3
33	岡	山	県	1	6	3		3
34	広	島	県	1	6	5		5
35	山	口	県	1	6	5		5
36	徳	島	県					
37	香	川	県	2	12	8		8
38	愛	媛	県	1	6	1		1
39	高	知	県	1	5	3		3
40	福	岡	県					
41	佐	賀	県					
42	長	崎	県	2	12	2		2
43	熊	本	県					
44	大	分	県	1	6	2		2
45	宮	崎	県	1	6	6		6
46	鹿	児	島	3	18	18		18
47	沖	縄	県	1	8	4		4
48	札	幌	市	3	18	8		8
49	仙	台	市	1	16	7	1	8
50	さ	い	たま	2	12	10		10
51	千	葉	市					
52	横	浜	市	2	12	10		10
53	川	崎	市	1	6	1		1
54	相	模	原					
55	新	潟	市	1	6	6		6
56	静	岡	市					
57	浜	松	市					
58	名	古	屋	1	8	7	1	8
59	京	都	市	2	16	5	7	12
60	大	阪	市	3	15	6	4	10
61	堺		市					
62	神	戸	市	1	12	5		5
63	岡	山	市	3	18	7	3	10
64	広	島	市	2	12	3	1	4
65	北	九	州	2	16	10		10
66	福	岡	市	2	11	5		5
67	横	須	賀	1	6	2		2
68	金	沢	市					
69	熊	本	市					
合 計				99	656	390	32	422

（家庭福祉課調べ）

退所児童等アフターケア事業一覧

	自治体名	事業所名	運営事業者		郵便番号	住所
			個人名又は団体名	事業者分類		
1	山形県	自立サポートセンター くうくう	発達支援研究センター	NPO	990-0035	山形市小荷駄町2-7
2	栃木県	だいじ家	(N) 青少年の自立を支える会	NPO	320-0037	宇都宮市清住1-3-48
3	東京都	地域生活支援事業 (ふらっとホーム事業)	社会的養護の当事者 参加推進団体日向ぼっこ	NPO	113-0034	文京区湯島2-12-2 瑞穂ビル302
4	神奈川県	ブリッジ・フォー・スマイル	ブリッジ・フォー・スマイル	NPO	100-8228	東京都千代田区大手町2-6-4
5	石川県	石川県	石川県	都道府県・市区町村	920-8580	金沢市鞍月1-1
6	滋賀県	びつつ・ゆにっと	特定非営利活動法人 びわこ 青少年をサポートする会	NPO	520-0104	大津市比叡辻1-22-19 びら比叡101
7	大阪府 大阪市 堺市	大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	543-0021	大阪市天王寺区東高津町12-10
8	鳥取県	退所児童等アフターケア事業 ひだまり	一般社団法人ひだまり	公益法人・日本赤十字社	680-0841	鳥取市吉方温泉1-212
9	高知県	おひさま	社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	780-0062	高知市新本町1-7-30
10	福岡県 福岡市	いっしょ☆ふくおか	青少年の自立を支える 福岡の会	NPO	810-0042	福岡市中央区赤坂1丁目2-7-502
11	大分県	児童アフターケアセンター おおいた	社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	870-0021	大分市府内町2-6-17 アクアビル201号
12	横浜市	よこはま Port For	ブリッジフォースマイル	NPO	220-0011	横浜市西区高島2-5-5 ハイツ横浜203号
13	金沢市	金沢市	金沢市	都道府県・市区町村	920-8577	金沢市広坂1-1-1
		13か所				

退所児童等アフターケア事業と児童養護施設の退所者等の就業支援事業について

退所児童等 アフターケア事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業
(統合補助金・国庫負担率1/2)

主な事業内容

- 退所前の児童に対する支援
 - ・社会常識や生活技能等修得するための支援
 - ・進路等に関する問題の相談支援
 - ・児童同士の交流等を図る活動

○退所後の支援

- ・住居、家庭等生活上の問題の相談支援
- ・就労と生活の両立に関する問題等の相談支援
- ・児童が気軽に集まる場の提供、自助グループ活動の育成支援

主として退所（前）児童の
生活支援、児童同士の当事
者活動に関する自立支援

連携

※退所（前）児童の自立支援である生活支援及び就業支援については、密接に連携する必要がある。

児童養護施設の退所者等 の就業支援事業

安心こども基金（国庫負担率1/2）
→ 児童虐待・DV対策等総合支援事業
(統合補助金・国庫負担率1/2)

主な事業内容

- ・適切な職場環境の確保
- ・雇用先となる職場の開拓
- ・就職面接等のアドバイス
- ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ

※児童の保護者も事業の対象

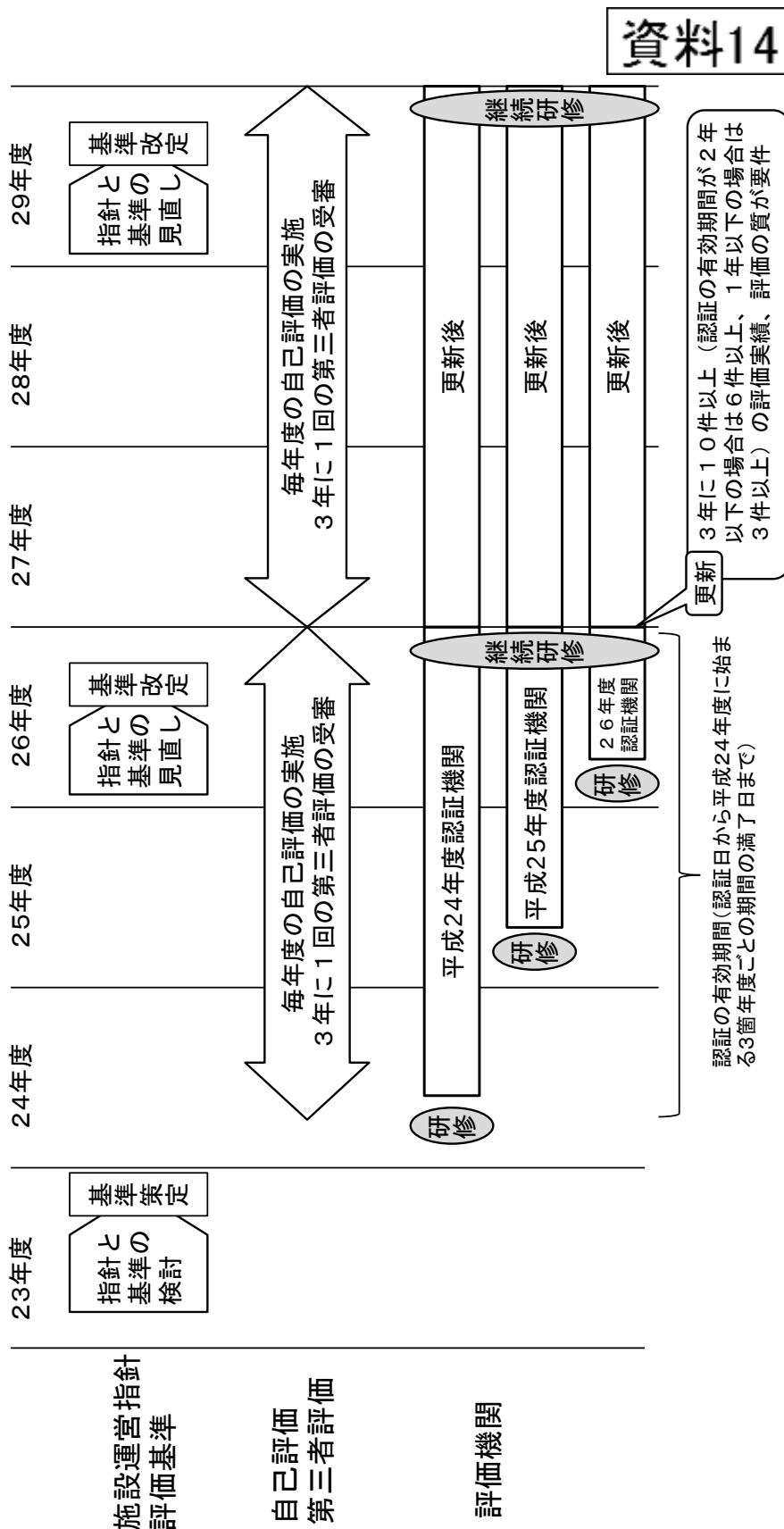
主として退所（前）児童の
就業支援に関する自立支援

児童の自立

施設運営指針と第三者評価について

・指針及び基準の定期的見直し、評価機関の認証と更新のサイクル

- 社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準については、今後、概ね3年ごとに定期的に見直しを行う予定。
- 3年に1回の第三者評価の受審の義務づけであり、3年ごとに評価基準の見直しを行うことから、3箇年度を1サイクルとして、評価機関の認証・更新を行う。



里親等委託率（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

		乳児院入所児童 (A)	児童養護施設 入所児童(B)	里親等委託児童(C) [(D) + (E)]			里親等委託率 (C) / (A) + (B) + (C)
					里親委託児童 (D)	ファミリーホーム 委託児童(E)	
1	北海道	19	919	347	312	35	27.0%
2	青森県	26	299	62	54	8	16.0%
3	岩手県	20	290	110	110	-	26.2%
4	宮城県	42	205	129	111	18	34.3%
5	秋田県	19	213	23	23	-	9.0%
6	山形県	19	199	30	19	11	12.1%
7	福島県	17	369	78	78	-	16.8%
8	茨城県	58	679	94	76	18	11.3%
9	栃木県	70	440	108	105	3	17.5%
10	群馬県	38	337	66	47	19	15.0%
11	埼玉県	145	1,129	158	148	10	11.0%
12	千葉県	69	731	192	180	12	19.4%
13	東京都	402	2,827	432	378	54	11.8%
14	神奈川県	51	547	75	75	-	11.1%
15	新潟県	14	100	73	73	-	39.0%
16	富山県	18	148	22	16	6	11.7%
17	石川県	10	164	28	28	-	13.9%
18	福井県	13	146	18	18	-	10.2%
19	山梨県	18	212	96	80	16	29.4%
20	長野県	50	562	55	55	-	8.2%
21	岐阜県	29	497	35	35	-	6.2%
22	静岡県	35	378	121	104	17	22.7%
23	愛知県	97	922	154	133	21	13.1%
24	三重県	29	392	83	78	5	16.5%
25	滋賀県	36	182	93	58	35	29.9%
26	京都府	37	247	17	17	-	5.6%
27	大阪府	106	1,284	80	76	4	5.4%
28	兵庫県	92	998	98	98	-	8.2%
29	奈良県	25	288	30	25	5	8.7%
30	和歌山県	30	310	40	35	5	10.5%
31	鳥取県	29	187	33	28	5	13.3%
32	島根県	20	139	45	45	-	22.1%
33	岡山県	21	326	38	26	12	9.9%
34	広島県	31	393	53	47	6	11.1%
35	山口県	26	480	65	59	6	11.4%
36	徳島県	28	243	37	31	6	12.0%
37	香川県	18	141	32	26	6	16.8%
38	愛媛県	44	457	32	25	7	6.0%
39	高知県	27	338	26	17	9	6.6%
40	福岡県	64	585	121	112	9	15.7%
41	佐賀県	18	237	31	31	-	10.8%
42	長崎県	28	486	38	34	4	6.9%
43	熊本県	33	438	36	34	2	7.1%
44	大分県	15	370	120	82	38	23.8%
45	宮崎県	33	418	65	65	-	12.6%
46	鹿児島県	47	706	46	38	8	5.8%
47	沖縄県	15	360	173	117	56	31.6%
48	札幌市	23	548	126	105	21	18.1%
49	仙台市	30	134	53	53	-	24.4%
50	さいたま市	28	246	58	52	6	17.5%
51	千葉市	15	112	28	24	4	18.1%
52	横浜市	71	521	79	45	34	11.8%
53	川崎市	29	220	78	64	14	23.9%
54	相模原市	8	134	24	19	5	14.5%
55	新潟市	14	65	30	27	3	27.5%
56	静岡市	4	89	36	36	-	27.9%
57	浜松市	6	97	17	17	-	14.2%
58	名古屋市	109	616	40	36	4	5.2%
59	京都市	30	350	31	28	3	7.5%
60	大阪市	180	1,034	107	83	24	8.1%
61	堺市	25	274	13	12	1	4.2%
62	神戸市	51	386	26	26	-	5.6%
63	岡山市	14	212	24	15	9	9.6%
64	広島市	16	293	32	32	-	9.4%
65	北九州市	22	352	57	42	15	13.2%
66	福岡市	43	254	115	70	45	27.9%
67	横須賀市	10	127	18	12	6	11.6%
68	金沢市	11	121	9	9	-	6.4%
69	熊本市	20	300	27	26	1	7.8%
合計		2,890	28,803	4,966	4,295	671	13.5%

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施状況（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

都道府県市名				平成24年10月1日現在			
				ホームか所数 (か所)	定員（人）	現員（人）	
						措置費支弁対象	その他
1	北海道	北	海	7	41	30	
2	青森県	青	森	4	23	15	
3	岩手県	岩	手				
4	宮城県	宮	城	4	24	14	
5	秋田県	秋	田				
6	山形県	山	形	2	12	11	
7	福島県	福	島	1	6	3	
8	茨城県	茨	城	3	18	14	
9	栃木県	栃	木	1	6	4	
10	群馬県	群	馬	5	28	20	
11	埼玉県	埼	玉	3	18	11	
12	千葉県	千	葉	3	17	13	
13	東京都	東	京	14	84	59	
14	神奈川県	神	奈 川				
15	新潟県	新	潟				
16	富山県	富	山	1	6	6	
17	石川県	石	川	2	12	12	
18	福井県	福	井				
19	山梨県	山	梨	5	28	15	
20	長野県	長	野				
21	岐阜県	岐	阜	1	5	2	
22	静岡県	静	岡	5	30	18	
23	愛知県	愛	知	4	24	18	
24	三重県	三	重	3	18	6	
25	滋賀県	滋	賀	9	53	40	
26	京都府	京	都				
27	大阪府	大	阪	3	18	12	
28	兵庫県	兵	庫				
29	奈良県	奈	良	1	6	5	
30	和歌山県	和	歌 山	2	12	7	
31	鳥取県	鳥	取	2	12	12	
32	島根県	島	根				
33	岡山県	岡	山	2	11	9	
34	広島県	広	島	1	6	6	
35	山口県	山	口	3	16	7	
36	徳島県	徳	島	1	6	6	
37	香川県	香	川	1	6	6	
38	愛媛県	愛	媛	2	12	9	
39	高知県	高	知	3	16	10	
40	福岡県	福	岡	2	12	12	
41	佐賀県	佐	賀	1	6	2	
42	長崎県	長	崎	1	5	5	
43	熊本県	熊	本				
44	大分県	大	分	11	66	53	
45	宮崎県	宮	崎				
46	鹿児島県	鹿	児 島	3	15	6	
47	沖縄県	沖	縄	10	58	56	
48	札幌市	札	幌	4	24	24	
49	仙台市	仙	台				
50	さいたま市	さ	い た ま	3	18	15	
51	千葉市	千	葉	2	12	6	
52	横浜市	横	浜	9	54	37	
53	川崎市	川	崎	3	18	13	1
54	相模原市	相	模 原	1	6	5	
55	新潟市	新	潟	1	5	3	
56	静岡市	静	岡				
57	浜松市	浜	松				
58	名古屋	名	古 屋	1	5	4	
59	京都市	京	都	1	5	2	
60	大阪市	大	阪	6	36	29	
61	堺市	堺					
62	神戸市	神	戸				
63	岡山市	岡	山	3	18	8	
64	広島市	広	島	1	6	3	1
65	北九州市	北	九 州	4	24	18	
66	福岡市	福	岡	8	47	47	
67	熊本市	熊	本	2	12	8	
68	横須賀市	横	須 賀	2	12	8	
69	金沢市	金	沢				
合 計				177	1038	764	2

(家庭福祉課調べ)

平成24年度

児童養護施設の施設数、定員、在所者数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数	定員数	在所者数
	全 国	589	34,252	29,399
1	北海道	18	1,249	1,093
2	青森県	6	403	301
3	岩手県	6	354	301
4	宮城県	1	70	67
5	秋田県	4	249	213
6	山形県	5	233	206
7	福島県	8	456	378
8	茨城県	18	808	675
9	栃木県	11	540	471
10	群馬県	8	452	366
11	埼玉県	20	1,484	1,318
12	千葉県	15	905	832
13	東京都	58	3,111	2,954
14	神奈川県	15	1,024	878
15	新潟県	4	166	147
16	富山県	3	200	148
17	石川県	4	202	120
18	福井県	5	220	156
19	山梨県	6	238	212
20	長野県	15	686	587
21	岐阜県	10	604	535
22	静岡県	8	409	351
23	愛知県	20	1,078	966
24	三重県	12	459	384
25	滋賀県	4	193	168
26	京都府	6	315	269
27	大阪府	24	1,604	1,425
28	兵庫県	16	1,061	954
29	奈良県	6	372	299
30	和歌山県	8	366	318
31	鳥取県	5	236	194
32	島根県	3	170	143
33	岡山県	7	397	301
34	広島県	9	474	408
35	山口県	10	558	469
36	徳島県	7	340	257
37	香川県	3	161	147
38	愛媛県	10	565	476
39	高知県	8	431	341
40	福岡県	11	798	644
41	佐賀県	6	300	242
42	長崎県	11	662	491
43	熊本県	8	500	441
44	大分県	9	401	358
45	宮崎県	9	480	432
46	鹿児島県	14	849	735
47	沖縄県	8	432	366
48	札幌市	5	374	342
49	仙台市	4	305	293
50	さいたま市	2	110	104
51	千葉市	2	90	86
52	横浜市	10	496	432
53	川崎市	2	178	144
54	相模原市	1	50	48
55	新潟市	1	40	39
56	静岡市	1	86	76
57	浜松市	3	210	154
58	名古屋市	14	666	598
59	京都市	7	438	379
60	大阪市	10	905	778
61	堺市	4	360	292
62	神戸市	14	760	489
63	岡山市	5	274	247
64	広島市	3	280	240
65	北九州市	6	426	349
66	福岡市	3	297	234
67	熊本市	4	296	262
68	横須賀市	2	120	106
69	金沢市	4	226	170

資料:家庭福祉課調べ[平成24年10月1日現在]

平成24年度

乳児院の施設数、定員、在所者数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数	定員数	在所者数
	全 国	130	3,853	3,000
1	北海道	1	20	17
2	青森県	3	44	24
3	岩手県	2	43	30
4	宮城県			
5	秋田県	1	30	23
6	山形県	1	30	18
7	福島県	1	40	22
8	茨城県	3	80	54
9	栃木県	2	89	64
10	群馬県	3	48	41
11	埼玉県	4	190	180
12	千葉県	5	103	78
13	東京都	10	507	408
14	神奈川県	3	85	71
15	新潟県	1	35	32
16	富山県	1	40	17
17	石川県	1	9	4
18	福井県	2	32	14
19	山梨県	2	35	19
20	長野県	4	57	49
21	岐阜県	2	35	32
22	静岡県	2	50	37
23	愛知県	4	109	101
24	三重県	2	35	31
25	滋賀県	1	35	34
26	京都府	2	40	36
27	大阪府	4	176	129
28	兵庫県	4	110	92
29	奈良県	2	50	28
30	和歌山県	1	40	34
31	鳥取県	2	35	30
32	島根県	1	30	21
33	岡山県			
34	広島県	1	30	18
35	山口県	1	48	25
36	徳島県	1	45	28
37	香川県	1	29	16
38	愛媛県	2	60	50
39	高知県	1	35	26
40	福岡県	3	70	65
41	佐賀県	1	21	17
42	長崎県	1	40	35
43	熊本県	1	15	12
44	大分県	1	20	18
45	宮崎県	1	35	31
46	鹿児島県	3	65	48
47	沖縄県	1	20	13
48	札幌市	1	40	35
49	仙台市	2	85	77
50	さいたま市	1	9	9
51	千葉市	1	20	18
52	横浜市	3	91	82
53	川崎市	2	45	28
54	相模原市			
55	新潟市			
56	静岡市	1	20	13
57	浜松市	1	20	12
58	名古屋市	4	120	80
59	京都市	2	43	33
60	大阪市	4	215	175
61	堺市			
62	神戸市	3	74	61
63	岡山市	1	50	27
64	広島市	1	29	28
65	北九州市	1	33	25
66	福岡市	2	65	56
67	熊本市	2	45	41
68	横須賀市	1	19	14
69	金沢市	1	35	14

資料:家庭福祉課調べ[平成24年10月1日現在]

平成24年度

情緒障害児短期治療施設の施設数、定員、在所者数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数	定員数	在所者数
	全 国	38	1,779	1,286
1	北海道	1	50	28
2	青森県	1	45	29
3	岩手県	1	50	26
4	宮城県			
5	秋田県			
6	山形県			
7	福島県			
8	茨城県	1	50	19
9	栃木県	1	45	20
10	群馬県	1	53	30
11	埼玉県	1	60	44
12	千葉県			
13	東京都			
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県			
19	山梨県			
20	長野県	1	35	33
21	岐阜県	1	58	39
22	静岡県	1	50	44
23	愛知県	2	85	81
24	三重県	1	50	28
25	滋賀県	1	65	48
26	京都府	1	30	25
27	大阪府	3	154	129
28	兵庫県	1	70	61
29	奈良県			
30	和歌山県	1	30	26
31	鳥取県	1	45	38
32	島根県	1	30	12
33	岡山県			
34	広島県	1	20	19
35	山口県	1	50	43
36	徳島県			
37	香川県	1	30	22
38	愛媛県			
39	高知県	1	45	22
40	福岡県	1	50	25
41	佐賀県			
42	長崎県	1	55	48
43	熊本県	1	50	38
44	大分県			
45	宮崎県			
46	鹿児島県	1	50	45
47	沖縄県			
48	札幌市			
49	仙台市	1	40	37
50	さいたま市			
51	千葉市			
52	横浜市	1	71	63
53	川崎市			
54	相模原市			
55	新潟市			
56	静岡市			
57	浜松市			
58	名古屋市	1	50	35
59	京都市	1	50	22
60	大阪市	2	90	56
61	堺市			
62	神戸市			
63	岡山市	1	30	16
64	広島市	1	43	35
65	北九州市			
66	福岡市			
67	熊本市			
68	横須賀市			
69	金沢市			

資料:家庭福祉課調べ[平成24年10月1日現在]

平成24年度

児童自立支援施設の施設数、定員、在所者数(都道府県・指定都市・児童相談所設置市別)

		施設数	定員数	在所者数
	全 国	58	3,854	1,525
0	国	2	140	61
1	北海道	3	181	78
2	青森県	1	50	14
3	岩手県	1	45	12
4	宮城県	1	50	20
5	秋田県	1	75	21
6	山形県	1	35	9
7	福島県	1	50	14
8	茨城県	1	65	26
9	栃木県	1	60	23
10	群馬県	1	54	21
11	埼玉県	1	120	54
12	千葉県	1	70	51
13	東京都	2	252	144
14	神奈川県	1	60	26
15	新潟県	1	80	23
16	富山県	1	80	17
17	石川県	1	60	11
18	福井県	1	45	8
19	山梨県	1	25	12
20	長野県	1	70	18
21	岐阜県	1	50	13
22	静岡県	1	60	49
23	愛知県	1	96	26
24	三重県	1	60	19
25	滋賀県	1	80	26
26	京都府	1	55	32
27	大阪府	2	295	103
28	兵庫県	1	130	63
29	奈良県	1	60	25
30	和歌山県	1	50	17
31	鳥取県	1	36	8
32	島根県	1	48	16
33	岡山県	1	90	46
34	広島県	1	70	31
35	山口県	1	90	14
36	徳島県	1	60	11
37	香川県	1	30	14
38	愛媛県	1	27	18
39	高知県	1	40	13
40	福岡県	1	60	25
41	佐賀県	1	22	15
42	長崎県	1	45	20
43	熊本県	1	50	11
44	大分県	1	32	19
45	宮崎県	1	15	11
46	鹿児島県	1	40	15
47	沖縄県	1	36	29
48	札幌市			
49	仙台市			
50	さいたま市			
51	千葉市			
52	横浜市	2	110	49
53	川崎市			
54	相模原市			
55	新潟市			
56	静岡市			
57	浜松市			
58	名古屋市	1	96	16
59	京都市			
60	大阪市	1	124	65
61	堺市			
62	神戸市	1	130	43
63	岡山市			
64	広島市			
65	北九州市			
66	福岡市			
67	熊本市			
68	横須賀市			
69	金沢市			

資料:家庭福祉課調べ[平成24年10月1日現在]

平成24年度
母子生活支援施設の施設数、定員、在所者数(都道府県・指定都市・中核市別)

		施設数	定員数 (世帯)	在所者数 (母親)	在所者数 (児童)			施設数	定員数 (世帯)	在所者数 (母親)	在所者数 (児童)
	全 国	263	5,265	3,714	6,028	55	新潟市	2	36	21	38
1	北海道	1	20	13	19	56	静岡市	1	30	26	39
2	青森県	2	28	22	30	57	浜松市	1	30	21	45
3	岩手県	1	10	0	0	58	名古屋市	5	155	128	190
4	宮城県	4	70	30	60	59	京都市	3	70	69	114
5	秋田県	5	95	51	90	60	大阪市	4	180	159	219
6	山形県	1	20	18	51	61	堺市	1	30	29	51
7	福島県	3	75	39	58	62	神戸市	7	140	128	180
8	茨城県	6	102	44	79	63	岡山市	1	20	7	16
9	栃木県	2	40	37	69	64	広島市	4	90	79	134
10	群馬県	4	70	27	41	65	北九州市	2	59	24	37
11	埼玉県	3	53	37	60	66	福岡市	2	96	89	143
12	千葉県	3	39	34	74	67	熊本市	2	20	39	69
13	東京都	36	724	563	799	68	旭川市	1	30	30	37
14	神奈川県	2	42	9	18	69	函館市	2	46	46	63
15	新潟県	4	56	23	43	70	青森市	1	20	0	0
16	富山県	1	19	3	4	71	盛岡市	1	30	7	9
17	石川県	1	15	10	17	72	秋田市	4	80	69	99
18	福井県	1	20	11	22	73	郡山市	1	38	13	15
19	山梨県	1	10	4	7	74	いわき市				
20	長野県	4	67	43	74	75	宇都宮市	1	20	20	45
21	岐阜県	3	44	16	29	76	前橋市	1	20	18	27
22	静岡県	1	25	15	25	77	高崎市	1	18	6	11
23	愛知県	5	94	70	117	78	川越市	1	10	2	6
24	三重県	5	97	66	115	79	船橋市	1	20	18	25
25	滋賀県	1	20	19	34	80	柏市				
26	京都府	2	30	17	30	81	横須賀市	1	20	6	11
27	大阪府	3	90	74	130	82	富山市	1	15	3	4
28	兵庫県	3	52	41	74	83	金沢市	1	20	18	32
29	奈良県	2	50	42	80	84	長野市	1	19	11	38
30	和歌山県	4	80	58	100	85	岐阜市	2	40	38	63
31	鳥取県	5	105	94	159	86	豊橋市	1	20	20	37
32	島根県	1	20	9	14	87	岡崎市	1	20	20	35
33	岡山県					88	豊田市	1	20	20	30
34	広島県	5	93	66	127	89	大津市	1	14	12	15
35	山口県	2	36	22	34	90	高槻市				
36	徳島県	3	39	21	30	91	東大阪市	1	14	4	4
37	香川県					92	豊中市				
38	愛媛県	5	87	42	66	93	姫路市	1	15	15	31
39	高知県	1	15	5	11	94	西宮市	1	24	5	10
40	福岡県	9	161	97	182	95	尼崎市	1	20	15	24
41	佐賀県	3	39	28	44	96	奈良市	1	30	28	46
42	長崎県	1	6	4	7	97	和歌山市	1	18	8	12
43	熊本県					98	倉敷市	1	20	2	3
44	大分県	2	40	38	65	99	福山市	2	27	6	7
45	宮崎県	1	7	3	5	100	下関市	1	7	0	0
46	鹿児島県	6	72	38	57	101	高松市	1	20	10	16
47	沖縄県	3	53	39	71	102	松山市	1	19	12	17
48	札幌市	6	114	100	131	103	高知市	1	27	17	25
49	仙台市	2	40	33	51	104	久留米市	1	30	11	27
50	さいたま市	2	34	9	12	105	長崎市	1	15	11	28
51	千葉市	1	40	38	68	106	大分市	1	40	5	9
52	横浜市	8	155	121	199	107	宮崎市	1	20	4	5
53	川崎市	1	30	25	37	108	鹿児島市	4	80	78	136
54	相模原市	1	20	19	32						

資料：家庭福祉課調べ[平成24年10月1日現在]

児童家庭支援センター運営事業の実施状況（都道府県・指定都市・児童相談所相設置市別）

	設置数（総計）	単独設置	附置している施設等の内訳			
			乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	母子生活支援施設
北海道	8			8		
青森県	1			1		
岩手県	1			1		
宮城県	1			1		
秋田県						
山形県	2			2		
福島県						
茨城県	2		1	2		
栃木県						
群馬県	2			2		
埼玉県	3			2	1	
千葉県	5	1	1	3		
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県	2			2		
福井県	4	2		1		1
山梨県	1			1		
長野県						
岐阜県	3		2	3		
静岡県	1			1		
愛知県						
三重県	1			1		
滋賀県	1		1	1		
京都府	2		1	2		
大阪府	1				1	
兵庫県	6			6		
奈良県	2			2		
和歌山県	1			1	1	
鳥取県	2		2	2	1	
島根県						
岡山県	1					
広島県	1			1	1	
山口県	4		1	4		
徳島県	1			1		
香川県	1			1		
愛媛県	1			1		
高知県	3		1	2		
福岡県	1		1	1		
佐賀県						
長崎県	1			1		
熊本県	1			1		
大分県	2			2		
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	2			2		
札幌市	4		1	3		
仙台市						
さいたま市						
千葉市	3		1	2		1
横浜市	5			4		1
川崎市	2		2			
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市	1			1		
京都市						
大阪市	1			1		
堺市	1			1		
神戸市	2		2	2		
岡山市						
広島市						
北九州市	1			1		
福岡市						
熊本市						
横須賀市						
金沢市	1			1		
合計	92か所	3か所	17か所	78か所	5か所	3か所

家庭福祉課調べ（平成24年10月1日現在）

被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況
(平成21・22・23年度報告)

				届出・通告受理件数総数 (単位：件)			累計
				平成21年度	平成22年度	平成23年度	
1	北海道			0	3	5	8
2	青森県			0	0	0	0
3	岩手県			1	1	1	3
4	宮城県			0	1	0	1
5	秋田県			0	0	0	0
6	山形県			0	0	0	0
7	福島県			0	1	2	3
8	茨城県			4	7	3	14
9	栃木県			6	5	2	13
10	群馬県			1	0	2	3
11	埼玉県			2	1	0	3
12	千葉県			5	3	3	11
13	東京都			30	23	30	83
14	神奈川県			5	4	5	14
15	新潟県			0	4	0	4
16	富山県			1	1	0	2
17	石川県			0	0	0	0
18	福井県			0	0	0	0
19	山梨県			3	4	0	7
20	長野県			3	1	5	9
21	岐阜県			1	3	3	7
22	静岡県			56	40	29	125
23	愛知県			0	0	3	3
24	三重県			0	0	2	2
25	滋賀県			3	3	0	6
26	京都府			1	0	0	1
27	大阪府			18	18	41	77
28	兵庫県			2	0	0	2
29	奈良県			1	1	2	4
30	和歌山県			1	0	1	2
31	鳥取県			0	5	2	7
32	島根県			0	2	0	2
33	岡山県			1	2	2	5
34	広島県			0	2	0	2
35	山口県			0	0	0	0
36	徳島県			0	0	0	0
37	香川県			3	1	2	6
38	愛媛県			3	2	0	5
39	高知県			0	0	4	4
40	福岡県			0	0	0	0
41	佐賀県			16	3	5	24
42	長崎県			0	2	1	3
43	熊本県			3	0	0	3
44	大分県			0	0	0	0
45	宮崎県			1	0	3	4
46	鹿児島県			0	0	0	0
47	沖縄県			4	10	7	21
48	札幌市			0	0	0	0
49	仙台市			0	0	0	0
50	さいたま市			1	1	1	3
51	千葉市			0	1	0	1
52	横浜市			4	3	3	10
53	川崎市			1	1	0	2
54	相模原市			—	0	0	0
55	新潟市			0	1	0	1
56	静岡市			0	5	1	6
57	浜松市			2	1	1	4
58	名古屋			2	0	5	7
59	京都市			2	3	4	9
60	大阪市			10	4	8	22
61	堺市			3	1	0	4
62	神戸市			4	0	2	6
63	岡山市			2	1	1	4
64	広島市			1	0	0	1
65	北九州市			0	0	0	0
66	福岡市			1	0	0	1
67	横須賀市			0	0	0	0
68	金沢市			0	0	0	0
69	熊本市			—	1	2	3
—	国立			6	0	0	6
合計				214	176	193	583

(家庭福祉課調べ)

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～23年度)

○届出・通告者

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	児童本人	被措置児童以外の児童本人	家族・親戚	受託里親施設・事業所等職員	当該施設・事業所等元職員	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明 (匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.8]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.8]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.9]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.1]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 平成21年度:214件 平成22年度:176件 平成23年度:193件

○事実確認の状況

単位:件数(件)、[] 構成割合(%)

	事実確認を行った事例			小計	不事実確認は不要と判断	その他の事例	合計
	たが虐待認められ	なが虐待認められ	らの虐待な判断に至				
21年度	59 [27.6]	121 [56.6]	18 [8.4]	198 [92.6]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46(1) [22.3]	136(11) [66.0]	24(1) [11.7]	206(13) [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]

※() は、平成22年度に届出・通告のあった事例で調査中であったもの(計13件)の再掲である。

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数(件)、[] 構成割合(%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム	障害児施設等	一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	短期療養施設	児童自立支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.2]	9 [15.2]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]

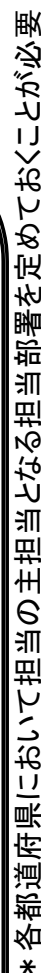
○虐待の種別・類型

単位：件数(件)、[] 構成割合(%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.7]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.2]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]

※詳しくは、厚生労働省ホームページの「社会的養護『被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について』を参照
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html

虐待の予防及び早期発見のための取組の推進(自治体職員・施設職員・入所児童に対する啓発等)



平成25年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

<児童自立支援施設職員研修>

武蔵野：武蔵野学院
きぬ川：きぬ川学院

研修種別「テーマ」		対象者	研修目的	期 間	会場	募集人数
1	新任施設長研修 ※前後期とも必修	H24.4月以降に着任した施設長(着任予定の者)	新任施設長として児童自立支援施設運営に必要な知識と技術を学ぶ義務研修	前期 H25. 5.22～ 5.24 OJT H25. 5.25～ 9.29 後期 H25. 9.30～10. 2	武蔵野 各職場 きぬ川	20名
2	スーパーバイザー研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者	児童自立支援施設の機能充実のために必要なケアマネジメント・スーパービジョンを学ぶ研修	H25. 6.11～ 6.14	武蔵野	30名
3-1	中堅職員研修 コースⅠ 「アセスメントと事例検討」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	H25. 7.23～ 7.26	武蔵野	30名
3-2	中堅職員研修 コースⅡ 「支援困難事例への対応」			H26. 1.22～ 1.24	武蔵野	30名
3-3	中堅職員研修 コースⅢ 「女子の支援」			H25. 7月上旬	きぬ川	12名程度
3-4	中堅職員研修 短期実習コース			① H25.11.18～11.22 ② H25.11月下旬	武蔵野 きぬ川	8名程度 12名程度
4-1	新任職員研修 ※前後期とも必修	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	新任職員として児童自立支援施設における基本的な知識と技術を学ぶ基礎研修(講義と演習を組み合わせた研修)	前期 H25. 5.29～ 5.31 OJT H25. 6. 1～12. 3 後期 H25.12. 4～12. 6	武蔵野 各職場 武蔵野	30名
4-2	新任職員研修 短期実習コース		基本的な子どもの理解と支援の方法を学ぶ基礎研修(講義と寮舎実習を組み合わせたコース)	① H25. 6.24～ 6.28 ② H25. 7. 8～ 7.12 ③ H25.10.21～10.25 ④ H25. 5月下旬 ⑤ H25. 6月中旬	武蔵野 きぬ川	各回 8名程度 各回 12名程度
4-3	新任職員研修 長期実習コース		児童自立支援施設の機能をより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎研修(寮舎実習を中心としたコース)	8月上旬～9月上旬 (3週間程度) (希望で調整)	武蔵野 きぬ川 (希望で調整)	若干名

<児童相談所職員等研修>

1	児童相談所一時保護所指導者研修	児童福祉領域での勤務経験が3年以上で、一時保護所において指導的立場にある者	指導者として必要な知識や支援技術を学ぶ研修	① H26. 2. 5～ 2. 7 ② H26. 2.19～ 2.21	武蔵野	各回 30名
2	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	里親委託の推進や里親支援等について学ぶ研修	H26. 1. 8～ 1.10	武蔵野	30名
3	児童自立支援施設現場研修	児童相談所での勤務経験が5年未満の者	児童自立支援施設で実践している支援について学ぶ研修(講義と寮舎実習を組み合わせた研修)	H25.11. 5～11. 8	武蔵野	8名程度

<研修指導者養成研修>※2

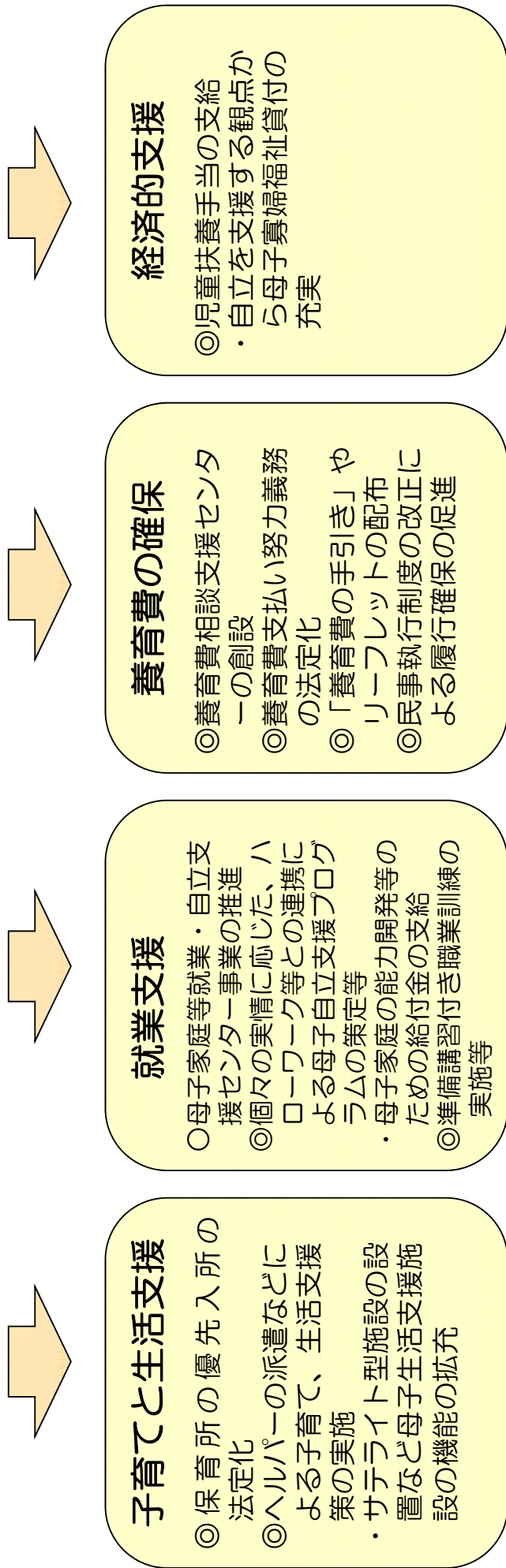
1	Aコース 「子どもの権利擁護と日々の養育」	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長)が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成する研修	H25.12.18～12.20	武蔵野	各回 30名
2	Dコース 「チームアプローチとスーパーバイズ」			H25. 9. 4～ 9. 6		
3	Fコース 「施設の小規模化及び家庭的養護の推進とその充実」			H25. 9.18～ 9.20		

母子家庭等の自立支援策の概要

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

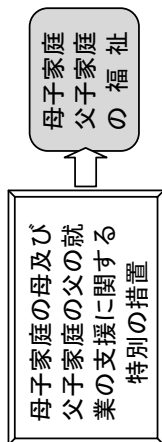
1. 目的

母子家庭の母が置かれている特別の事情

- ・子育てと就業との両立が困難であること
- ・就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等

父子家庭の父が置かれている特別の事情

- ・子育てと就業との両立が困難であることと



2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実

$$\begin{array}{c} \wedge \\ \boxed{\text{H}} \\ \vee \end{array}$$

母子及び寡婦福祉法の基本方針

- 基本方針に父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定める
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

＜都道府県等＞

母子及び寡婦福祉法の自立促進計画

- ・ 基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

＜国及び地方公共団体＞

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずる

- ① 情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上
② 情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の確保
③ ①②に関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上

3. 民間事業者に対する協力の要請

$$\begin{array}{c} \wedge \\ \boxed{\text{H}} \\ \vee \end{array}$$

母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努める

＜地方公共団体＞

国の施策に準じて必要な施策を講ずる
ように努める

4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

＜国及び独立行政法人等＞

母子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。

＜地方公共団体＞

国の施策に準じて必要な施策を講ずる
ように努める

＜地方独立行政法人＞

設立団体の措置に準じて必要な措置を講ずるように努める

5. 財政上の措置並びに附帯事項

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならない。

6. その他

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- その他所要の規定の整備を行う

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づきひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施する予定。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実（第2条・第3条関係）	○ 母子及び寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日（3月1日）に改正・適用すること。	○ 都道府県等で策定している母子及び寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表（第4条関係）	○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度厚生労働省ホームページにおいて公表すること。	○ 施策の実施状況に関するフォローアップのために必要な実績の把握等に協力すること。
民間事業者に対する協力の要請（第5条関係）	○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。 ○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立センターへ提供すること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。（第7条関係）
母子福祉団体等の受注機会の増大への努力（第6条関係）	○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。（第7条関係） ※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。（第7条第2項）
財政上の措置（第8条関係）	○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めること。	—

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴う
対応について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行期日を定める政令」及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令」の施行について」（平成25年1月17日雇児発0117第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししたとおり、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が第180回通常国会において成立し、平成25年3月1日施行されたところである。

特別措置法には民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への努力等、地方公共団体又は地方独立行政法人として国の施策に準じて努めるべき事項も規定されている（特別措置法第7条関係）。

厚生労働省においては、特別措置法の施行を踏まえ、雇用の促進、母子福祉団体等からの優先的な調達等について、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴う対応について」（平成25年3月1日雇児発0301第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。別添1）により各府省庁あて通知するとともに、特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金、均衡待遇・正社員化推進奨励金及び職業転換給付金の対象拡大等について、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴う対応について」（平成25年3月1日職発0301第13号及び雇児発0301第2号厚生労働省職業安定局長及び雇用均等・児童家庭局長連名通知。別添2）より各都道府県労働局長あて通知したところであ

る。

貴都道府県市においては、これらの趣旨を御了知の上、下記の事項について積極的に御対応いただくとともに、管内市町村、地方独立行政法人、母子福祉団体等に対する周知を図られたく通知する。

また、特別措置法が施行されたことに伴い、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。）が、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件」（平成25年厚生労働省告示第31号）により、別添3のとおり改正されたので、ご承知おき願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 雇用の促進

母子家庭の母の雇用の促進については、「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律129号）及び「母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法」（平成15年法律第126号。以下「旧特別措置法」という。平成20年3月31日失効。）を踏まえ、「母子家庭の母の雇用の促進について」（平成15年11月27日雇児発第1127003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「母子家庭の母の雇用の促進等について」（平成17年5月18日雇児発第0518002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等により依頼してきたところである。

特別措置法第5条においては、旧特別措置法と比較して、父子家庭の父も対象とされるとともに、民間事業者に対する優先雇用の協力要請についても言及されているところを踏まえ、貴都道府県市におかれては、貴都道府県市における非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センター（別添4。以下「センター」という。）に提供していただくとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進に配慮願いたい。

第2 母子福祉団体等からの優先的な調達

特別措置法第6条では、国及び独立行政法人等（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第6条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）で定める独立行政法人又は特殊法人をいう。）は、優先的に母子福祉団体等（別添5）から物品及び役務を調達するよう努めなければならないと規定している。

特別措置法においては、旧特別措置法と比較して、父子家庭の父も対象とされる

とともに、配慮義務から努力義務に強化されているところである。

貴都道府県市においては、特別措置法第7条第1項に基づき、国の施策に準じ、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めるとともに、その実績の把握をお願いしたい。

なお、具体的に発注可能な業務については、各地域の財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体、NPO法人等に照会されたい。

また、地方独立行政法人については、特別措置法第7条第2項に基づき、その設立にかかる地方公共団体が講じる措置に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとされている。

第3 関係団体及び民間事業者への周知等

- 1 貴都道府県市所管の地方独立行政法人、公益法人等関係団体に対して、職員（非常勤を含む。）の求人情報をセンターへ提供するよう要請願いたい。
- 2 民間事業者との契約等の事務手続きの機会を捉え、事業者向けリーフレット（別添6）を適宜渡す等によりご活用いただきたい。なお、同リーフレットについては、追って各都道府県市あて配布することを申し添える。

第4 各センターの留意事項

下記の事項については、「母子家庭の母の雇用の促進について」（平成15年11月27日雇児発第1127003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、すでに特段の配慮をお願いしているところであるが、改めて留意されたい。

- 1 各センターは、求職者である母子家庭の母及び父子家庭の父が求人情報を得た場合には、当該母子家庭の母及び父子家庭の父に別添7の証明書を交付し、それをもって応募させること。
- 2 各センターは、求人情報提供件数及びセンター等を通じた職員（非常勤を含む。）の採用数等について、別添8の管理簿を作成し、適正な管理に努めること。

各府省庁 官房長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴う
対応について

「「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行期日を定める政令」及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令」の施行について」（平成25年1月17日雇児発0117第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししたとおり、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が第180回通常国会において成立し、平成25年3月1日施行されたところである。

特別措置法には民間事業者に対する協力の要請（特別措置法第5条関係）や母子福祉団体等の受注機会の増大への努力（特別措置法第6条関係）等、国として努めるべき事項も規定されているので、これらの趣旨を御了知の上、貴府省庁においては下記の事項に御対応いただきたい。

また、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力については、独立行政法人等（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）で定める独立行政法人又は特殊法人をいう。）についても努力義務が課されていることから、貴所管の独立行政法人等に対して、積極的な対応を依頼されたく通知する。

なお、特別措置法が施行されたことに伴い、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。）が、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件」（平成25年厚生労働省告示第31号）により、別添1のとおり改正されたので、ご承知おき願いたい。

第1 雇用の促進

母子家庭の母の雇用については、「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律129号）及び「母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法」（平成15年法律第126号。以下「旧特別措置法」という。平成20年3月31日失効。）を踏まえ、「第2回母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」（平成16年3月3日）及び「第3回母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」（平成17年6月13日）において、①国の機関の非常勤職員を公募する場合には、その求人情報を都道府県等が実施する母子家庭等就業・自立支援センター（別添2。以下「センター」という。）へ提供すること、②公益法人等に職員の求人情報をセンターへ提供することを要請すること、③母子家庭の母の就業支援に関するリーフレット等を活用し、民間事業者に対し、母子家庭の母の雇用について協力を要請すること、と申し合わせがなされているところである。（別添3）

特別措置法においては、旧特別措置法と比較して、父子家庭の父も対象とされるとともに、民間事業者に対する優先雇用の協力要請についても言及されているところを踏まえ、各府省におかれては、以下の措置の実施を万全を期されたい。

- 1 各府省庁（地方支分部局や施設等機関を含む。以下同じ。）において、非常勤職員を公募する場合には、その求人情報をセンターへ提供すること
- 2 センターを通じて求人情報を得た場合には、それを証する書類（別添4）を持って応募するよう、事業実施主体に対して別途依頼しているので、採用に当たっては、職務の内容に応じた適切な能力の検証を行い、公正性を確保することを前提に、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れの促進に配慮すること。

第2 母子福祉団体等からの優先的な調達

前述のとおり、特別措置法第6条では、国及び独立行政法人等は、優先的に母子福祉団体等（別添5）から物品及び役務を調達するよう努めなければならないと規定されている。

特別措置法においては、旧特別措置法と比較して、父子家庭の父も対象とされるとともに、配慮義務から努力義務に強化されているところであり、各府省庁におかれては、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めるとともに、その実績の把握をお願いしたい。

なお、具体的に発注可能な業務については、財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、各地域の財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体、NPO法人等に照会

されたい。

第3 関係団体及び民間事業者への周知等

- 1 特別措置法第5条に基づき、貴府省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人等関係団体に対して、職員の求人情報をセンターへ提供するよう要請願いたい。
- 2 民間事業者との契約等の事務手続きの機会を捉え、事業者向けリーフレット（別添6）を適宜渡す等によりご活用いただきたい。なお、同リーフレットについては、追って各府省庁あて配布することを申し添える。

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置 に関する基本的な方針の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条に基づいて定められる母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。）は、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

今般、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立したこと等に伴い、基本方針について所要の改正を行う。

2. 主な改正の内容

○はじめに

- ・ 1. 方針のねらいにおいて、特別措置法が成立した旨等を加える。
- ・ 2. 方針の対象期間において、平成24年度までの5年間を平成26年度までの7年間に改める。

○第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- ・ 10. まとめの（2）父子世帯の状況において、就業支援の重要性を加える。

○第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- ・ 新たに父子家庭が対象となった施策については、父子家庭が対象となるように規定を改める。
- ・ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮を増大への努力に改め、対象に独立行政法人、特殊法人等を加える。
- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関

する留意を加える。

- ・母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表を加えること。

○その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第1項

4. 適用日

平成25年3月1日

○厚生労働省告示第三十一号

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）の施行に伴い、及び母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十一条第一項の規定に基づき、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月一日から適用する。

平成二十五年三月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

はじめの1の(2)中「辨別することになった。」の次に次のように加える。

また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の父子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成24年9月14日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立した。特別措置法第2条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。

はじめにの1の2中「の蔵血を」を「特別措置法第5の蔵血」に改め、はじめにの2中「平成24年度」を「平成26年度」に改める。
「平成25年度」を「7年間」に改める。

嫌^①の^②中^③人^④や「者^⑤」^⑥「無^⑦しという^⑧」や「^⑨がいない者の^⑩」^⑪「^⑫が困っていることとして^⑬」^⑭について、^⑮「^⑯おり、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い」や「^⑰いるとともに、就業面で困難を抱えている者もあり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である」^⑱など。

第②の(一)中「母子家庭に、やゝ母子家庭等に、」は、同①の(二)中「母については、やゝ母等については、」の「母の自立」、及び第③の(三)中「母子家庭、やゝ母子家庭等」と始め、第④の(三)中の標題中「国が講ずべき」、及び「国等が講ずべき」、は、同①の(四)中の標題中、「生活保護受給者等就労支援事業の推進」と、「生活保護受給者等の就労・自立の促進」、は、同①の③及び④に記載せよ。

⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。

第2の3の①の(標題を含む)及び⑧(標題を含む)中「母の」を「母親の」に改め、同①の⑨の標題及び同⑨中「母の」を「母親の」に、同⑨中「母を」を「母等を」に改め、同①の⑩中「母の」を「母親の」に改め、同①の⑫の標題中「配臈」を「努力」に改め、同⑫中「母の」を「母等の」に改め、同①の次に並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六條の法人を定める政令(平成25年政令第三号)に定める独立行政法人及び特殊法人、を改正し、適切な配臈を行う。を「優先的に母子福祉団体等から購入するように努める」に改め、同①中⑭を⑮とす。⑭から⑮までを⑮から⑮までとし、⑮の次に次のように加える。

⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

第2の3の②の標題中「市町村」を「市町村等」に改め、同②中「及び市町村が以下」を、「市町村等が以下」に改め、同②のアの(a)中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同②の力の(a)中「母子福祉資金貸付金」を「母子福祉資金貸付金等」に改め、同力の(b)（標題を含む。）中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同②のキの標題及び同キの(a)中「母の」を「母等の」に改め、同キの(b)中「母を」を「母等を」に改め、同②のクの(c)の標題中「配慮」を「努力」に改め、同②のニの(c)中「母の」を「母等の」に改め、地方公共団体、の次に「及び地方独立行政法人」を加え、適切に配慮」を「優先的に母子福祉団体等から購入するように努めること」に改め、同②の②に次のように加える。

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意するものとする。

(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

毎年一回、母子家庭の母等の就業に関する施策の実施の状況を公表する。

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
はじめに 1. 方針のねらい (1) (略) (2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針 我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史を持つているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成14年11月22日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）が成立した。 平成14年の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定することとなった。 また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなか	はじめに 1. 方針のねらい (1) (略) (2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針 我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史を持つているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成14年11月22日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）が成立した。 平成14年の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定することとなった。

ったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成24年9月14日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立した。特別措置法第2条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。

この基本方針は、母子及び寡婦福祉法、特別措置法等の趣旨、母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間
この基本方針の対象期間は、平成20年度から平成26年度までの7年間とする。

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

1. ～9. (略)
10. まとめ
- (1) (略)
- (2) 父子世帯の状況
父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部

この基本方針は、母子及び寡婦福祉法等の趣旨や母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間
この基本方針の対象期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

1. ～9. (略)
10. まとめ
- (1) (略)
- (2) 父子世帯の状況
父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部

分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。
また、公的制度等を利用する者はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手がいけない者の割合が高い。

父子世帯については、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えているとともに、就業面で困難を抱えている者もあり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である。

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行った、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「母子家

分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。
また、公的制度等を利用する人はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手無しという割合が高い。

父子世帯が困っていることとしては、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行った、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「母子家

庭及び寡婦自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自らの母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。 都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行う必要がある。 市町村は、母子家庭等日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。	庭及び寡婦自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の实情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自らの母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の实情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。 都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行う必要がある。 市町村は、母子家庭等日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。
(2) 就業支援の強化 母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の<u>母等</u>については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するため、の事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、母子家庭の<u>母等の自立</u>と生活の向上を図っていく必要がある。	(2) 就業支援の強化 母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の<u>母</u>については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するため、の事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、母子家庭の<u>母の自立</u>と生活の向上を図っていく必要がある。
(3)・(4) (略) 2. 実施する各施策の基本目標	(3)・(4) (略) 2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) (略)

(2) 就業支援策

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あつせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3)・(4) (略)

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あつせん（公共職業訓練の受講あつせんも含む。）

ア・イ (略)

ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

②～⑤ (略)

⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。

⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母等の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母等の雇入れを促進するよう努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) (略)

(2) 就業支援策

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あつせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3)・(4) (略)

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あつせん（公共職業訓練の受講あつせんも含む。）

ア・イ (略)

ウ 生活保護受給者等就労支援事業の推進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

②～⑤ (略)

⑥ 中小企業雇用安定化奨励金の活用

有期契約労働者から通常の労働者への転換を奨励するため、当該転換制度を新たに設け、実際に1人以上転換させた中小企業事業主に対して支給する中小企業雇用安定化奨励金を活用し、母子家庭の母の雇用の安定化を促進する。

⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母の雇入れを促進するよう努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対

して雇入れの要請を行う。

- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母等を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

- ⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母等の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

- ⑪ (略)

- ⑫ 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から購入するように努める。

- ⑬ (略)

- ⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

て雇入れの要請を行う。

- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

- ⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

- ⑪ (略)

- ⑫ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切な配慮を行う。

- ⑬ (略)

- (新規)

(15)～(18) (略)

- (2) 都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする（実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。）。

① (略)

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等）

(a) 個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施

(b) (略)

イ～オ (略)

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び寡婦に対する就業支援（実施主体：都道府県等 対象：母子家庭及び寡婦）

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進（対象：母子家庭等及び寡婦）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭等及び寡婦の雇入れを促進

(19)～(21) (略)

- (2) 都道府県及び市町村が以下の措置を講ずるに際しては、国は、都道府県及び市町村が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする（実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。）。

① (略)

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等）

(a) 個々の母子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施

(b) (略)

イ～オ (略)

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び寡婦に対する就業支援（実施主体：都道府県等 対象：母子家庭及び寡婦）

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進（対象：母子家庭及び寡婦）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び寡婦の雇入れを促進

キ 母子家庭の<u>母等の雇用</u>に関する啓発活動等・情報提供 (c) (略) (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の<u>母等の雇用</u>について理解を深めってもらうための啓発活動や、母子家庭の<u>母等の就業</u>の促進に向けた協力の要請を積極的に推進 (b) 母子家庭の母等を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施 ク 母子寡婦福祉団体、NPO等に対する支援 (a)・(b) (略) (c) 母子福祉団体等の受注機会の増大への<u>努力</u> 母子福祉団体等母子家庭の<u>母等の福祉</u>の<u>増進</u>を主たる目的とする団体が、母子家庭の<u>母等の就業</u>の促進につながる業務をより多く受注できるように、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、<u>優先的に母子福祉団体等から購入するように努めること</u> ケ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意 ③・④ (略) (3) <u>就業の支援に関する施策の実施の状況の公表</u> <u>毎年一回、母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。</u> (4)～(6) (略)	キ 母子家庭の<u>母</u>の雇用に関する啓発活動等・情報提供 (c) (略) (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の<u>母</u>の雇用について理解を深めってもらうための啓発活動や、母子家庭の<u>母</u>の<u>就業</u>の促進に向けた協力の要請を積極的に推進 (b) 母子家庭の<u>母</u>を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の<u>母</u>の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施 ク 母子寡婦福祉団体、NPO等に対する支援 (a)・(b) (略) (c) 母子福祉団体等の受注機会の増大への<u>配慮</u> 母子福祉団体等母子家庭の<u>母</u>の<u>福祉</u>の<u>増進</u>を主たる目的とする団体が、母子家庭の<u>母</u>の<u>就業</u>の促進につながる業務をより多く受注できるように、地方公共団体が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、<u>適切に配慮</u> (新規) ③・④ (略) (新規) (3)～(5) (略)
---	---

(別添2)

母子家庭等就業・自立支援センター事業実施先一覧

(都道府県)

平成25年3月1日現在

自治体名	住所	電話番号	Fax番号	委託先
北海道	函館市若松町36番25号 函館高砂母子ホーム内	0138-24-8040	0138-24-8340	社会福祉法人 函館市民生事業協会
	北見市北8条西1丁目	0157-23-4195	0157-23-4196	社会福祉法人 北見睦会
	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階	0166-21-7181	0166-23-0746	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
	釧路市旭町16番5号	0154-22-2401	0154-22-2801	社会福祉法人 釧路まりも学園
	帯広市公園東町3丁目9番地1号	0155-20-7751	0155-20-7752	社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会
	室蘭市本町2丁目2番11号	0143-83-7047	0143-83-7048	社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会
青森県	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3階	017-735-4152	017-735-4160	財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会
岩手県	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター3F	019-623-8539	019-623-8539	社団法人 岩手県母子寡婦福祉連合会
宮城県	仙台市宮城野区安養寺3-7-3	022-295-0013	022-256-6512	財団法人 宮城県母子福祉連合会
秋田県	秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館5階	018-896-1531	018-866-2166	社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会
山形県	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-632-2296	023-633-0961	財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会
福島県	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター3階	024-521-5699	024-521-5663	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
茨城県	水戸市八幡町11-52 茨城県母子福祉センター内	029-221-8497	029-221-8618	社団法人 茨城県母子寡婦福祉連合会
栃木県	宇都宮市野沢町4-1 とちぎ男女共同参画センター内	028-665-7801	028-665-7802	公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会
群馬県	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636	027-255-6652	財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会
埼玉県	春日部市大沼1-76 東部中央福祉事務所内	048-737-2139	048-734-1121	(センター事業所管課の連絡先)
	坂戸市大字石井2327-1 西部福祉事務所内	049-283-7991	049-283-7891	(センター事業所管課の連絡先)
	本庄市前原1-8-12 北部福祉事務所内	0495-22-0104	0495-22-2396	(センター事業所管課の連絡先)
	秩父市桜木町8-18 秩父福祉事務所内	0494-22-6237	0494-23-7813	(センター事業所管課の連絡先)
千葉県	千葉市中央区亥鼻2-10-9 千葉県母子福祉会館内	043-225-0608	043-225-0608	財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会
東京都	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階	03-5261-8687	03-5261-1343	財団法人 東京都母子寡婦福祉協議会
	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階	03-3263-3451	03-3263-3452	
神奈川県	藤沢市江ノ島1-11-1 県立かながわ女性センター内	0466-27-2111	0466-22-1035	財団法人 神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会
新潟県	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5587	025-281-5547	社団法人 新潟県母子寡婦福祉連合会
富山県	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)3階	076-432-4210	076-432-4221	公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会
石川県	金沢市三社町1-44 石川県女性センター5階	076-264-0503	076-231-5494	財団法人 石川県母子寡婦福祉連合会
福井県	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター4階	0776-21-0733	0776-21-0310	財団法人 福井県母子寡婦福祉連合会
山梨県	甲府市朝日4-5-21	055-252-7014	055-253-7046	財団法人 山梨県母子寡婦福祉連合会
長野県	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県健康福祉部こども・家庭課内	026-232-0111	026-235-7390	(センター事業所管課の連絡先)
岐阜県	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館4階	058-268-2569	058-274-0494	財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会
静岡県	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191	054-254-0056	社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会
愛知県	名古屋市北区金田町3-11	052-915-8824	052-915-8444	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
三重県	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-228-6298	059-228-6301	財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会
滋賀県	大津市におの浜4-3-26 母子福祉施設「のぞみ荘」内	077-527-4800	077-527-4851	社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会
	近江八幡市鷹飼町80-4 滋賀県立男女共同参画センター内 滋賀マザーズジョブステーション内	0748-37-5088	0748-37-5488	
京都府	京都市南区新町通九条下ル 京都府民総合交流プラザ ジョブパーク内	075-662-3773	075-662-3770	社会福祉法人 京都府母子寡婦福祉連合会
	福知山市篠尾新町1-14 エースビル4階	0773-23-2771	0773-22-3816	
大阪府	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9498	06-6762-3796	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
兵庫県	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3201	078-362-0061	(センター事業所管課の連絡先)
奈良県	奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良 内	0742-24-7624	0742-24-7625	-
	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0188	0744-29-0189	社団法人 奈良県母子福祉連合会
和歌山県	和歌山市和歌浦東3-6-46	073-444-0501	073-444-0488	社団法人 和歌山県母子寡婦福祉連合会
鳥取県	鳥取市東町1-220 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課	0857-26-7869	0857-26-7863	(センター事業所管課の連絡先)
	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6344	0857-59-6345	財団法人 鳥取県連合母子会
島根県	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階	0852-32-5920	0852-32-5921	財団法人 島根県母子会連合会
岡山県	岡山市北区石関町2-1 岡山県総合福祉会館5階	086-803-5300	086-803-5301	公益財団法人 岡山県愛染会
広島県	広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-249-7149	082-249-7149	財団法人 広島県母子寡婦福祉連合会
山口県	山口市富田原町4-58 山口県母子福祉センター内	083-923-2490	083-923-2499	財団法人 山口県母子寡婦福祉連合会
徳島県	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター2階	088-654-7418	088-654-7414	公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会
香川県	高松市国分寺町国分348-2	087-874-1580	087-874-1566	財団法人 香川県母子寡婦福祉連合会
愛媛県	松山市本町7-2 愛媛県本町ビル1階	089-907-3200	089-907-3201	財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会
高知県	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター(ソーレ) 2階	088-875-2500	088-875-2506	NPO法人 大地の会
福岡県	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-584-3931	092-584-3923	社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会
	飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎2階	0948-21-0390	0948-21-0391	
	久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル9階	0942-32-1140	0942-32-1140	久留米市母子寡婦福祉会
佐賀県	佐賀市神野東2-6-10 佐賀県駅北館2階	0952-97-9767	0952-31-8064	一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会
長崎県	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター2階	095-894-9953	095-894-9953	社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
熊本県	熊本市南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階	096-351-8777	096-359-8022	社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会
大分県	大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館3階	097-552-3313	097-552-3337	一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会
宮崎県	宮崎市原町2-22	0985-22-4696	0985-22-4696	財団法人 宮崎県母子寡婦福祉連合会
鹿児島県	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター7階	099-258-2984	099-296-8123	社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会
沖縄県	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟301	098-887-4099	098-887-4091	社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会

(政令指定都市)

平成25年3月1日現在

自治体名	住所	電話番号	Fax番号	委託先
札幌市	札幌市中央区大通西19 札幌市社会福祉総合センター内	011-631-3270	011-643-5904	社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会
仙台市	仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ7階	022-212-4322	022-714-5022	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会
さいたま市	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所子育て支援課内	048-829-1948	048-829-1935	(センター事業所管課の連絡先)
千葉市	千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所健全育成課内	043-245-5179	043-245-5995	(センター事業所管課の連絡先)
横浜市	横浜市中区常盤町3-24 サンビル8階	045-227-6337	045-227-6338	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会
川崎市	川崎市中原区今井上町34 和田ビル2階	044-733-1166	044-733-8934	財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会
相模原市	相模原市緑区橋本3-25-1相模原市就職支援センター内(橋本MNBビル4階)	042-700-1617	042-700-1704	テンプスタッフ株式会社
新潟市	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5587	025-281-5547	社団法人 新潟県母子寡婦福祉連合会
静岡市	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191	054-254-0056	社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会
浜松市	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階	054-254-1191	054-254-0056	社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会
名古屋市	名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル9階	052-252-8824	052-252-8842	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
	名古屋市北区金田町3-11	052-915-8824	052-915-8444	
京都市	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター内	075-708-7750	075-708-7833	社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会
大阪市	大阪市北区中津1-4-10 大阪市立愛光会館内	06-6371-7146	06-6371-6722	社団法人 大阪市母と子の共励会
堺市	堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館内	072-223-7902	072-223-7902	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会
神戸市	神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市総合福祉センター3階	078-341-4532	078-371-6478	社会福祉法人 神戸市母子福祉たちばな会
岡山市	岡山市北区大供1-1-1 岡山市役所こども福祉課内	086-803-1222	086-227-2526	(センター事業所管課の連絡先)
広島市	広島市中区千田町1-9-43 広島市社会福祉センター4階	082-546-1751	082-546-1752	一般財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会
北九州市	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた4階 北九州市立母子福祉センター	093-871-3224	093-871-3226	一般財団法人 北九州市母子寡婦福祉会
福岡市	福岡市中央区大手門2-5-15 福岡市立母子福祉センター	092-715-8805	092-725-7720	NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡
熊本市	熊本市中央区水前寺4-47-50	096-385-1160	096-385-1379	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

(中核市)

平成25年3月1日現在

自治体名	住所	電話番号	Fax番号	委託先
旭川市	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 旭川市社会福祉協議会内	0166-21-7181	0166-23-0746	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
函館市	函館市若松町36番25号 函館高砂母子ホーム内	0138-24-8040	0138-24-8340	社会福祉法人 函館市民生事業協会
青森市	青森市中央1-22-5	017-734-5334	017-722-5678	(センター事業所管課の連絡先)
盛岡市	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター3F	019-623-8539	019-623-8539	社団法人 岩手県母子寡婦福祉連合会
秋田市	秋田市八橋南1-8-2 秋田市老人福祉センター内	018-866-1341	018-865-2099	秋田市母子寡婦福祉連合会
郡山市	郡山市朝日1-29-9 郡山市総合福祉センター3階郡山市母子福祉センター	024-924-2963	024-924-2969	社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団
いわき市	いわき市平字梅本21	0246-22-7452	0246-22-7554	(センター事業所管課の連絡先)
宇都宮市	宇都宮市野沢町4-1 パルティ とちぎ男女共同参画センター内	028-665-7801	028-665-7802	財団法人 栃木県母子寡婦福祉連合会
前橋市	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636	027-255-6652	財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会
高崎市	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636	027-255-6652	財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会
川越市	川越市元町1-3-1	049-224-8811 (内線2585)	049-225-5218	(センター事業所管課の連絡先)
船橋市	船橋市湊町2-10-25 船橋市役所児童家庭課内	047-436-3316	047-436-2315	(センター事業所管課の連絡先)
柏市	柏市柏5-10-1	04-7167-1595	04-7167-1383	(センター事業所管課の連絡先)
横須賀市	横須賀市小川町11	046-822-9809	046-821-0424	(センター事業所管課の連絡先)
富山市	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)3階	076-432-4210	076-432-4221	公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会
金沢市	金沢市三社町1-44 石川県女性センター内	076-224-3417	076-224-3417	金沢市母子寡婦福祉連合会
長野市	長野市鶴賀緑町1613 長野市役所保育家庭支援課内	026-224-5031	026-264-5355	(センター事業所管課の連絡先)
岐阜市	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館4階	058-268-2569	058-274-0494	財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会
豊橋市	名古屋市中区金田町3-11	052-915-8824	052-915-8444	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
豊田市	名古屋市中区金田町3-11	052-915-8824	052-915-8444	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
岡崎市	名古屋市中区金田町3-11	052-915-8824	052-915-8444	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
大津市	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津5階	077-522-0220	077-522-0220	社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会
高槻市	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995	06-6762-3796	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
東大阪市	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995	06-6762-3796	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
豊中市	大阪府豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2767	06-6854-9533	(センター事業所管課の連絡先)
姫路市	姫路市安田4-1	079-221-2132	079-221-2953	(センター事業所管課の連絡先)
西宮市	西宮市六湛寺町10番3号 西宮市児童・母子支援課内	0798-35-3166	0798-35-5525	(センター事業所管課の連絡先)
尼崎市	尼崎市東七松町1-23-1 尼崎市こども家庭支援課内	06-6489-6349	06-6482-3781	(センター事業所管課の連絡先)
奈良市	奈良市二条大路南1-1-1 奈良市役所子育て相談課	0742-34-4804	0742-34-4817	(センター事業所管課の連絡先)
和歌山市	和歌山市七番丁23	073-435-1219	073-435-1269	(センター事業所管課の連絡先)
倉敷市	倉敷市西中新田640	086-426-3314	086-427-7335	(センター事業所管課の連絡先)
福山市	福山市御門町2-1-1	084-921-5546	084-921-5546	財団法人 福山市母子寡婦福祉連合会
下関市	下関市南部町1-1	083-231-1358	083-231-1394	財団法人 山口県母子寡婦福祉連合会
香川県	高松市国分寺町国分348-2	087-874-1580	087-874-1566	財団法人 香川県母子寡婦福祉連合会
松山市	松山市二番町4-7-2 松山市子育て支援課内	089-948-6418	089-934-1814	財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会 社会福祉法人 松山市母子会
高知市	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター2階	088-875-2500	088-875-2506	NPO法人 大地の会
久留米市	久留米市長門石1丁目1番32号総合福祉会館内	0942-39-2277	0942-39-2277	久留米市母子寡婦福祉会
長崎市	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター2階	095-894-9953	095-894-9953	社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
大分市	大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館3階	097-552-3313	097-552-3337	一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会
宮崎市	宮崎市橋通西1-1-1 宮崎市福祉部子育て支援課内	0985-21-1765	0985-27-0752	宮崎市母子寡婦福祉協議会
鹿児島市	鹿児島市山下町11-1	099-216-1260	099-216-1284	(センター事業所管課の連絡先)

(厚生労働省調べ)

(別添 3)

母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議申し合わせ

○「第 2 回母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」(平成 16 年 3 月 3 日)

国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに

公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請する

など、母子家庭の母の就業の促進に配慮する。

○「第 3 回母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」(平成 17 年 6 月 13 日)

国の機関において、母子家庭の母の就業支援に関するリーフレット等を活用し、会計等の事務手続きの機会をとらえ、民間事業者に対し母子家庭の母の雇用について協力を要請する等母子家庭の母の就業支援に配慮する。

なお、この場合には、公務に対する国民の信頼を損なうことのないよう十分配慮する。

(様式例)

証 明 書

求人情報提供者様
 [採用担当者指名様
 連絡先]

次の方については、さきにご提供のありました求人情報について、当センターにおいて情報提供したことを証明いたします。

面接日 月 日 時 分

氏 名	様
職 種	

平成 年 月 日

(都道府縣市) 母子家庭等就業・自立支援センター
 (県(市))

(TEL)

証明者 (FAX)

※なお、この方の採否についても当方まで御連絡ください。

(別添5)

全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体及び関係団体一覧

(全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体) 平成25年3月1日現在

地区	名 称	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
全国	財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会	140-0011	東京都品川区東大井五丁目26番20号 アクシルコート大井仙台坂104	03-6718-4088 03-6718-4087
東北 ・ 北海道	社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会	060-0031	北海道札幌市中央区北1条東8丁目 北海道母子福祉センター内	011-261-0447 011-232-8095
	社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター内	011-631-3270 011-643-5904
	財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会	030-0822	青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ3F	017-735-4152 017-735-4160
	社団法人 岩手県母子寡婦福祉連合会	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター内	019-623-8539 〃
	財団法人 宮城県母子福祉連合会	983-0832	仙台市宮城野区安養寺3-7-3 宮城県母子福祉センター内	022-256-6512 〃
	社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会	010-0864	秋田市手形住吉町4-26 秋田県母子福祉総合センター内	018-833-4249 018-833-4246
	財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-633-0962 023-633-0961
	社団法人 茨城県母子寡婦福祉連合会	310-0065	水戸市八幡町11-52 茨城県立母子の家内	029-221-7505 029-221-8618
	公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会	320-0071	宇都宮市野沢4-1 パルティとちぎ1F	028-665-7801 028-665-7802
	財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会	371-0843	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636 027-255-6652
関東	財団法人 埼玉県母子寡婦福祉連合会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124 埼玉県大宮合同庁舎内	048-645-7886 048-642-7112
	財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会	260-0856	千葉市中央区亥鼻2-10-9 千葉県母子福祉会館内	043-222-5818 043-225-9177
	財団法人 東京都母子寡婦福祉協議会	162-0823	東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5F	03-5261-1341～2 03-5261-1343
	財団法人 神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会	251-0036	藤沢市江の島1-11-1 神奈川県立かながわ女性センター内	0466-27-2111 0466-22-1035
	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会	231-0014	横浜市中区常盤町3-24 サンビル8F	045-651-0390 045-227-6338
	財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	211-0067	川崎市中原区今井上町34 和田ビル2F 川崎市母子福祉センター サン・ライブ内	044-733-1166 044-733-8934
	社団法人 新潟県母子寡婦福祉連合会	950-0994	新潟市中央区上所2-2-2 ユニゾンプラザ3F	025-281-5546 025-281-5547
	財団法人 山梨県母子寡婦福祉連合会	400-0025	甲府市朝日4-5-21 山梨県母子福祉センター内	055-252-7014 055-253-7046
	社団法人 長野県母子寡婦福祉連合会	380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター内	026-228-9233 〃
	社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	054-254-5220 054-254-0056
中部	一般社団法人 静岡市母子寡婦福祉会	420-8602	静岡市葵区追手町5-1 静岡市葵福祉事務所保育児童課内	054-221-1565 054-221-1097
	公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会	930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館3F	076-432-4298 076-432-4221
	財団法人 石川県母子寡婦福祉連合会	920-0861	金沢市三社町1-44 石川県女性センター5F	076-264-0503 076-231-5494
	財団法人 福井県母子寡婦福祉連合会	910-0026	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-0733 0776-21-0310
	財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館4F	058-274-0494 〃
	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会	462-0033	名古屋市北区金田町3-11 愛知県母子福祉会館内	052-915-8862 052-915-8444
	財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-228-6298 059-228-6301
近畿	社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会	520-0801	大津市におの浜4-3-26 滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内	077-522-2951 077-521-5082
	社会福祉法人 京都府母子寡婦福祉連合会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375	075-223-1360 075-950-1503
	社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会	606-0846	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センターゆめあす内	075-708-7751 075-708-7833
	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	540-0012	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995 06-6762-3796
	社団法人 大阪市母と子の共励会	531-0071	大阪市北区中津1-4-10 大阪市立愛光会館内	06-6371-7146 06-6371-6722
	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館2F	072-223-7902 072-223-7902
	一般財団法人 兵庫県婦人共励会	650-0011	神戸市中央区下山手通5-7-11 兵庫県母子会館内	078-341-7372 078-341-7384
	社会福祉法人 神戸市母子福祉たちばな会	650-0016	神戸市中央区楠通3-4-1 神戸市立母子福祉センター内	078-341-4532 078-371-6478
	社団法人 奈良県母子福祉連合会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター4F	0744-29-0188 0744-29-0189
	社団法人 和歌山県母子寡婦福祉連合会	641-0021	和歌山市和歌浦東3-6-46 和歌山県立和歌山すみれホーム内	073-444-0376 073-444-0488

地区	名 称	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
中 国 ・ 四 国	財団法人 鳥取県連合母子会	689-0201	鳥取市伏野 1 7 2 9－5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6344 0857-59-6340
	財団法人 島根県母子会連合会	690-0011	松江市東津田町 1 7 4 1－3 島根県立母子福祉センター内	0852-32-5920 0852-32-5921
	財団法人 岡山県母子寡婦福祉連合会	700-8570	岡山市北区内山下 2－4－6 岡山県保健福祉部子ども未来課内	086-226-7349 086-234-5770
	財団法人 広島県母子寡婦福祉連合会	730-0043	広島市中区富士見町 1 1－6 広島県女性総合センター 2 階	082-543-6889 〃
	一般財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会	730-0052	広島市中区千田町 1－9－4 3 広島市社会福祉センター 4 F	082-241-1768 082-241-3722
	財団法人 山口県母子寡婦福祉連合会	753-0054	山口市富田原町 4－5 8 山口県母子福祉センター内	083-923-2490 083-923-2499
	公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会	770-0943	徳島市中昭和町 1－2 徳島県立総合福祉センター 2 F	088-654-7418 088-654-7414
	財団法人 香川県母子寡婦福祉連合会	769-0102	高松市国分寺町国分 3 4 8－2	087-874-1580 087-874-1566
	財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会	790-0811	松山市本町 7－2 愛媛県本町ビル 1 F	089-907-3200 089-907-3201
	財団法人 高知県青蘭会連盟	780-0061	高知市栄田町 3 丁目 6 番 2 9 号 高知県母子寡婦福祉会館内	088-872-5873 088-872-5877
九 州	社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会	816-0804	春日市原町 3－1－7 福岡県総合福祉センター内	092-584-3922 092-584-3923
	一般財団法人 北九州市母子寡婦福祉会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町 1－6 ウェルとばた 4 F	093-871-3225 093-871-3226
	財団法人 福岡市母子福祉会	810-0074	福岡市中央区大手門 2－5－1 5 福岡市母子福祉センター内	092-741-8967 092-761-5427
	一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会	840-0804	佐賀市神野東二丁目 6 番 1 0 号	0952-97-9767 0952-31-8064
	社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会	852-8104	長崎市茂里町 3－2 4 長崎県総合福祉センター 県棟 1 F	095-846-8722 095-848-7456
	社団法人 長崎市母子寡婦福祉会	850-0054	長崎市上町 1－3 3 長崎市社会福祉会館 3 階	095-828-1470 095-828-1476
	社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町 3－7 熊本県総合福祉センター 2 F	096-324-2136 096-359-8022
	一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会	870-0907	大分市大津町 2－1－4 1 大分県総合社会福祉会館内	097-552-3313 097-552-3337
	財団法人 宮崎県母子寡婦福祉連合会	880-0007	宮崎市原町 2－2 2 宮崎県福祉総合センター 4 F	0985-22-4696 〃
	社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会	890-8517	鹿児島市鴨池新町 1－7 鹿児島県社会福祉センター 7 F	099-258-2984 099-296-8123
	社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会	903-0804	那覇市首里石嶺町 4－3 7 3－1 沖縄県総合福祉センター内	098-887-4099 098-887-4091

(N P O 法人)

平成25年3月1日現在

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
N P O 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ	101-0051	東京都千代田区神田神保町 2－2 8 日下ビル 2 F	03-3263-1519 〃
N P O 法人全国父子家庭支援連絡会	959-2015	新潟県阿賀野市北本町17－17	0250-47-6009 0250-63-9137
N P O 法人あごら	102-0082	東京都千代田区一番町 4－4 2 一番町Ⅱビル 6 F	03-3646-8923 03-3646-8963
N P O 法人W I N K	160-0022	新宿区新宿 1－1 8－1 0－2 0 2	03-6685-6415 03-6685-9765

事業主の
皆さまへ

「ひとり親」の就業を ご支援ください

母子家庭の母や父子家庭の父（「ひとり親」）は、子育てをしながら働かなければならないため、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。また、昨今の厳しい経済情勢の下、就職は一層厳しくなっています。

国と地方公共団体では、今年3月1日に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れたり、その他の協力を要請することになりました。

そこで、事業主の皆さまには、このような状況をご理解の上、ひとり親の就業をご支援いただきますようお願いいたします。助成金制度がありますので、ぜひご活用ください。

また、業務を外部委託される場合は、母子福祉団体等の活用をご検討ください。

1 ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワークや「母子家庭等就業・自立支援センター」※に求人情報の提供をお願いします。

※都道府県、政令指定都市、中核市に設置されており、ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。

メリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献することができます。
- ひとり親を雇用する事業主は、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用奨励金などを活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金や奨励金

（平成25年3月1日現在）

●特定求職者雇用開発助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を雇い入れた事業主に、賃金の一部を助成します。

- ・短時間労働者以外 中小企業…90万円 大企業…50万円
- ・短時間労働者 中小企業…60万円 大企業…30万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

●試行（トライアル）雇用奨励金

ハローワークの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3カ月）試行雇用する事業主に月額4万円の奨励金を支給します。

●均衡待遇・正社員化推進奨励金の加算

正社員転換制度や短時間正社員制度を導入する際に、2人目から10人目の対象労働者がひとり親の場合に助成金を加算します。

※均衡待遇・正社員化推進奨励金は、平成25年3月末をもって廃止し、平成25年度からキャリアアップ助成金（仮称）に整理・統合する予定です。

これらの助成金、奨励金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

全国ハローワーク一覧 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html> 都道府県労働局一覧 <http://www.mhlw.go.jp/link/index.html>

2 母子福祉団体等への業務発注にご協力ください

母子福祉団体とは、「母子及び寡婦福祉法」に基づく、ひとり親家庭および寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。母子家庭等就業・自立支援センターの運営をはじめ、長年にわたって、育児・子育て関連業務や講習会・セミナーの運営などを実施し、業務運営の経験、スタッフともに豊富です（団体により事業内容は異なります）。

また、母子福祉団体のほかにも、ひとり親家庭の支援を目的とした特定非営利法人（NPO）が多数あり、さまざまな事業を行っています。

これらの団体（母子福祉団体等）への積極的な発注をお願いします。

支援するメリット

- 母子福祉団体等を活用することで、地域に密着した事業運営を行うことができます。
- ひとり親家庭の就業促進を通して、地域・社会に貢献することができます。

母子福祉団体等で 行っている事業の 例

①育児・子育て関連

（託児サービス / 親子のふれあい交流 / 児童の訪問援助）

②講習会・セミナー・相談会の運営・開催

（パソコン教室の運営・講習会 / 地域の学習教室 / 就職準備・離転職セミナー / 養育費相談 / キャリアカウンセリング相談 / 日常生活の相談 / 法律相談）

③店舗・自動販売機の設置

（自動販売機の設置 / 売店の運営管理 / カフェの運営）

④施設の運営管理

（清掃 / 職員寮などの管理 / 児童館の運営管理）

⑤地域の安心確保

（地域の見守り / 市民共働型の自転車利用適正化事業）

⑥事務委託

（資料・パンフレットなどの封入・配送 / 会議の議事録作成）

⑦地方自治体からの受託による事業

（母子家庭等就業・自立支援センターの運営 / 日常生活支援事業の実施 / 自立支援プログラムの策定 / 母子生活支援施設の運営 / 母子福祉センターの管理運営 / 母子家庭等就業支援講習会の実施 / 在宅就業支援 / 面会交流支援 など）

これらは、全国の母子福祉団体等で行っている事業の例です。各団体で実施している事業内容や受注できる事業については、各都道府県・指定都市にある母子福祉団体にご確認ください。また、各地で実施している事業については、（財）全国母子寡婦福祉団体協議会でも照会に応じています。

全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体及び関係団体一覧

(全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体)

地区	名称	郵便番号	所在地	TEL
全国	財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会	140-0011	東京都品川区東大井五丁目26番20号 アクシールコート大井仙台坂104	03-6718-4088
	社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会	060-0031	北海道札幌市中央区北1条東8丁目 北海道母子福祉センター内	011-261-0447
東北・北海道	財団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター内	011-631-3270
	財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会	030-0822	青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ3F	017-735-4152
	社団法人 岩手県母子寡婦福祉連合会	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター内	019-623-8539
	財団法人 宮城県母子福祉連合会	983-0832	仙台市宮城野区安養寺3-7-3 宮城県母子福祉センター内	022-256-6512
	社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会	010-0864	秋田市手形住吉町4-26 秋田県母子福祉総合センター内	018-833-4249
	財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-633-0962
	社団法人 茨城県母子寡婦福祉連合会	310-0065	水戸市八幡町11-52 茨城県立母子の家内	029-221-7505
	公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会	320-0071	宇都宮市野沢4-1 パルティとちぎ1F	028-665-7801
	財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会	371-0843	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
	財団法人 埼玉県母子寡婦福祉連合会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124 埼玉県大宮合同庁舎内	048-645-7886
関東	財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会	260-0856	千葉市中央区亥鼻2-10-9 千葉県母子福祉会館内	043-222-5818
	財団法人 東京都母子寡婦福祉協議会	162-0823	東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5F	03-5261-1341~2
	財団法人 神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会	251-0036	藤沢市江の島1-11-1 神奈川県立かながわ女性センター内	0466-27-2111
	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会	231-0014	横浜市中区常盤町3-24 サンビル8F	045-651-0390
	財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	211-0067	川崎市中区今井上町34 和田ビル2F 川崎市母子福祉センター サン・ライブ内	044-733-1166
	社団法人 新潟県母子寡婦福祉連合会	950-0994	新潟市中央区上所2-2-2 ユニゾンプラザ3F	025-281-5546
	財団法人 山梨県母子寡婦福祉連合会	400-0025	甲府市朝日4-5-21 山梨県母子福祉センター内	055-252-7014
	社団法人 長野県母子寡婦福祉連合会	380-0928	長野市若里7-117 長野県社会福祉総合センター内	026-228-9233
	社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	054-254-5220
	一般社団法人 静岡市母子寡婦福祉会	420-8602	静岡市葵区追手町5-1 静岡市英福祉事務所保育児童課内	054-221-1565
中部	公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会	930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館3F	076-432-4298
	財団法人 石川県母子寡婦福祉連合会	920-0861	金沢市三社町1-44 石川県女性センター5F	076-264-0503
	財団法人 福井県母子寡婦福祉連合会	910-0026	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-0733
	財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館4F	058-274-0494
	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会	462-0033	名古屋市中区金田町3-11 愛知県母子福祉会館内	052-915-8862
	財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-228-6298
	社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会	520-0801	大津市におの浜4-3-26 滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内	077-522-2951
近畿	社会福祉法人 京都府母子寡婦福祉連合会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 京都府立総合社会福祉会館内	075-223-1360
	社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会	606-0846	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センターゆめあす内	075-708-7751

地区	名称	郵便番号	所在地	TEL
近畿	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	540-0012	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995
	社団法人 大阪市母と子の共励会	531-0071	大阪市北区中津1-4-10 大阪市立愛光会館内	06-6371-7146
	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館2F	072-223-7902
	一般財団法人 兵庫県母子共励会	650-0011	神戸市中央区下山手通5-7-11 兵庫県母子会館内	078-341-7372
	社会福祉法人 神戸市母子福祉たちばな会	650-0016	神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立母子福祉センター内	078-341-4532
	社団法人 奈良県母子福祉連合会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター4F	0744-29-0188
	社団法人 和歌山県母子寡婦福祉連合会	641-0021	和歌山市和歌浦東3-6-46 和歌山県立和歌山すみれホーム内	073-444-0376
	財団法人 鳥取県連合母子会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6344
	財団法人 島根県母子連合会	690-0011	松江市東津田町1741-3 島根県立母子福祉センター内	0852-32-5920
	財団法人 岡山県母子寡婦福祉連合会	700-8570	岡山市北区山下2-4-6 岡山県保健福祉部子ども未来課内	086-226-7349
中国	財団法人 広島県母子寡婦福祉連合会	730-0043	広島市中区富士見町11-6 広島県女性総合センター2階	082-543-6889
	一般財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会	730-0052	広島市中区千田町1-9-43 広島市社会福祉センター4F	082-241-1768
	財団法人 山口県母子寡婦福祉連合会	753-0054	山口市富田原町4-58 山口県母子福祉センター内	083-923-2490
	公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター2F	088-654-7418
	財団法人 香川県母子寡婦福祉連合会	769-0102	高松市国分寺町国分348-2	087-874-1580
四国	財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会	790-0811	松山市本町7-2 愛媛県本町ビル1F	089-907-3200
	財団法人 高知県青蘭会連盟	780-0061	高知市栄田町3丁目6番29号 高知県母子寡婦福祉会館内	088-872-5873
九州	社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会	816-0804	春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター内	092-584-3922
	一般財団法人 北九州市母子寡婦福祉会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた4F	093-871-3225
	財団法人 福岡市母子福祉会	810-0074	福岡市中央区大手門2-5-15 福岡市母子福祉センター内	092-741-8967
	一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会	840-0804	佐賀市神野東二丁目6番10号	0952-97-9767
	社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 県棟1F	095-846-8722
	社団法人 長崎市母子寡婦福祉会	850-0054	長崎市長崎町1-33 長崎市社会福祉会館3階	095-828-1470
	社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2F	096-324-2136
	一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会	870-0907	大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-552-3313
	財団法人 宮崎県母子寡婦福祉連合会	880-0007	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター4F	0985-22-4696
	社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター7F	099-258-2984
九州	社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-887-4099

(NPO法人)

名称	郵便番号	所在地	TEL
NPO法人あごら	102-0082	東京都千代田区一番町4-42 一番町IIビル6F	03-3646-8923
NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ	101-0051	東京都千代田区神田神保町2-28 日下ビル2F	03-3263-1519
NPO法人全国父子 家庭支援連絡会	959-2015	新潟県阿賀野市北本町17-17	0250-47-6009
NPO法人WINK	160-0022	新宿区新宿1-18-10-202	03-6685-6415

(注) 内閣府認証法人で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で把握している法人

母子家庭等就業・自立支援センター 一覧

(平成 25 年 3 月 1 日現在)

自治体名	住所	電話番号
都道府県		
北海道	函館市若松町 36 番 25 号 函館高砂母子ホーム内	0138-24-8040
	北見市北 8 条西 1 丁目	0157-23-4195
	旭川市 5 条通 4 丁目 旭川市ときわ市民ホール 1 階	0166-21-7181
	釧路市旭町 16 番 5 号	0154-22-2401
	帯広市公園東町 3 丁目 9 番地 1 号	0155-20-7751
青森県	室蘭市本町 2 丁目 2 番 11 号	0143-83-7047
岩手県	青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 3 階	017-735-4152
宮城県	盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 3 F	019-623-8539
秋田県	仙台市宮城野区安養寺 3-7-3 宮城県母子福祉センター内	022-295-0013
山形県	秋田市旭北栄町 1 番 5 号 秋田県社会福祉会館 5 階	018-896-1531
福島県	山形市小白川町 2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-632-2296
茨城県	福島市渡利字七社宮 111 福島県総合社会福祉センター 3 階	024-521-5699
栃木県	水戸市八幡町 11-52 県立母子の家内	029-221-8497
群馬県	宇都宮市野沢町 4-1 パルティとちぎ男女共同参画センター内	028-665-7801
埼玉県	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
	春日部市大沼 1-76 東部中央福祉事務所内	048-737-2139
	坂戸市大字石井 2327-1 西部福祉事務所内	049-283-7991
	本庄市前原 1-8-12 北部福祉事務所内	0495-22-0104
	秩父市桜木町 8-18 秩父福祉事務所内	0494-22-6237
千葉県	千葉市中央区玄島 2-10-9 千葉県母子福祉会館内	043-225-0608
東京都	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 5 階	03-5261-8687
	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 7 階	03-3263-3451
神奈川県	藤沢市江ノ島 1-11-1 県立かながわ女性センター内	0466-27-2111
新潟県	新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階	025-281-5587
富山県	富山市安住町 5-21 富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) 3 階	076-432-4210
石川県	金沢市三社町 1-44 石川県女性センター 5 階	076-264-0503
福井県	福井市光陽 2-3-22 福井県社会福祉センター 4 階	0776-21-0733
山梨県	甲府市朝日 4-5-21 山梨県母子福祉センター内	055-252-7014
長野県	長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県健康福祉部子ども・家庭課内	026-232-0111
岐阜県	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 4 階	058-268-2569
静岡県	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191
愛知県	名古屋市中区金田町 3-11 愛知県母子福祉センター内	052-915-8824
三重県	津市桜橋 2-131 三重県社会福祉会館内	059-228-6298
滋賀県	大津市におの浜 4-3-26 母子福祉施設「のぞみ荘」内 滋賀マザーズジョブステーション内	077-527-4800
京都府	近江八幡市鷹飼町 80-4 滋賀県立男女共同参画センター内	0748-37-5088
	京都市南区東九条下殿田町 70 京都府民総合交流プラザ ジョブパーク内	075-662-3773
大阪府	福知山市篠尾新町 1-14 エースビル 4 階	0773-23-2771
兵庫県	大阪市中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9498
奈良県	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3201
	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良 内	0742-24-7624
和歌山県	橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0188
鳥取県	和歌山市和歌浦東 3-6-46	073-444-0501
	鳥取市東町 1-220 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課	0857-26-7869
	鳥取市伏野 1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6344
島根県	松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階	0852-32-5920
岡山県	岡山市北区石関町 2-1 岡山県総合福祉会館 5 階	086-803-5300
広島県	広島市中区富士見町 11-6 エソール広島 2 階	082-249-7149
山口県	山口市富田原町 4-58 山口県母子福祉センター内	083-923-2490
徳島県	徳島市中昭和町 1-2 県立総合福祉センター 2 階	088-654-7418
香川県	高松市国分寺町国分 348-2	087-874-1580
愛媛県	松山市本町 7-2 愛媛県本町ビル 1 階	089-907-3200
高知県	高知市旭町 3-115 こうち男女共同参画センター (ソーレ) 2 階	088-875-2500
福岡県	春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6 階	092-584-3931
	飯塚市新立岩 8-1 福岡県飯塚総合庁舎 2 階	0948-21-0390
	久留米市日吉町 15-60 ニッセイ久留米ビル 9 階	0942-32-1140
佐賀県	佐賀市神野東 2-6-10 佐賀県駅北館 2 階	0952-97-9767
長崎県	佐賀市神野東 2-6-10 佐賀県駅北館 2 階	0952-97-9767
熊本県	長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター 2 階	095-894-9953
大分県	熊本市中央区南千反畑町 3-7 熊本県総合福祉センター 2 階	096-351-8777
	大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-552-3313
宮崎県	宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-4696
鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 1-7 鹿児島県社会福祉センター 7 階	099-258-2984
沖縄県	那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟 301	098-887-4099

自治体名	住所	電話番号
政令指定都市		
札幌市	札幌市中央区大通西 19 札幌市社会福祉総合センター内	011-631-3270
仙台市	仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ 7 階	022-212-4322
さいたま市*	さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所子育て支援課内	048-829-1948
千葉市*	千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所健全育成課内	043-245-5179
横浜市	横浜市中区常盤町 3-24 サンビル 8 階	045-227-6337
川崎市	川崎市中原区今井上町 34 和田ビル 2 階	044-733-1166
相模原市	相模原市緑区橋本 3-25-1 相模原市就職支援センター内 (橋本 MN ビル 4 階)	042-700-1617
新潟市	新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階	025-281-5587
静岡市	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191
浜松市	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4 階	054-254-1191
名古屋市	名古屋市中区栄 4-1-1 中ビル 9 階	052-252-8824
	名古屋市中区栄 4-1-1 中ビル 9 階	052-252-8824
京都市	京都市左京区下鴨北野々神町 26 北山ふれあいセンター内	075-708-7750
大阪市	大阪市北区中津 1-4-10 大阪市立愛光会館内	06-6371-7146
堺市	堺市堺区南瓦町 2-1 堺市総合福祉会館内	072-223-7902
神戸市	神戸市中央区橋通 3-4-1 神戸市総合福祉センター 3 階	078-341-4532
岡山市*	岡山市北区大供 1-1-1 岡山市役所こども福祉課内	086-803-1222
広島市	広島市中区千田町 1-9-43 広島市社会福祉センター 4 階	082-546-1751
北九州市	北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 4 階 北九州市立母子福祉センター	093-871-3224
福岡市	福岡市中央区大手門 2-5-15 福岡市立母子福祉センター	092-715-8805
熊本市	熊本市中央区水前寺 4-47-50	096-385-1160
中核市		
旭川市	旭川市 5 条通 4 丁目 旭川市ときわ市民ホール 1 階 旭川市社会福祉協議会内	0166-21-7181
函館市	函館市若松町 36 番 25 号 函館高砂母子ホーム内	0138-24-8040
青森市*	青森市中央 1-22-5	017-734-5334
盛岡市	盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 3F	019-623-8539
秋田市	秋田市八幡南 1-8-2 秋田市老人福祉センター内	018-866-1341
郡山市	郡山市朝日 1-29-9 郡山市総合福祉センター 3 階郡山市母子福祉センター	024-924-2963
いわき市*	いわき市平字梅本 21	0246-22-7452
宇都宮市	宇都宮市野沢町 4-1 パルティとちぎ男女共同参画センター内	028-665-7801
前橋市	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
高崎市	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
川越市*	川越市元町 1-3-1	049-224-8811 (内線 2585)
船橋市*	船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所児童家庭課内	047-436-3316
柏市*	柏市柏 5-10-1	04-7167-1595
横須賀市*	横須賀市小川町 11	046-822-9809
富山市	富山市安住町 5-21 富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) 3 階	076-432-4210
金沢市	金沢市三社町 1-44 石川県女性センター内	076-224-3417
長野市*	長野市鶴賀緑町 1613 長野市役所保育家庭支援課内	026-224-5031
岐阜市	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 4 階	058-268-2569
豊橋市	名古屋市中区金田町 3-11	052-915-8824
豊田市	名古屋市中区金田町 3-11	052-915-8824
岡崎市	名古屋市中区金田町 3-11	052-915-8824
大津市	大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 5 階	077-522-0220
高槻市	大阪市中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995
東大阪市	大阪市中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995
豊中市*	大阪府豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2767
姫路市*	姫路市安田 4-1	079-221-2132
西宮市*	西宮市六湛寺町 10 番 3 号西宮市児童・母子支援課内	0798-35-3166
尼崎市*	尼崎市東七松町 1-23-1 尼崎市こども家庭支援課内	06-6489-6349
奈良市*	奈良市二条大路西 1-1-1 奈良市役所子育て相談課	0742-34-4804
和歌山市*	和歌山市七番丁 23	073-435-1219
倉敷市*	倉敷市西中新田 640	086-426-3314
福山市	福山市御門町 2-1-1	084-921-5546
下関市	下関市南部町 1-1	083-231-1358
高松市	高松市国分寺町国分 348-2	087-874-1580
松山市	松山市二番町 4-7-2 松山市子育て支援課内	089-948-6418
高知市	高知市旭町 3-115 こうち男女共同参画センター 2 階	088-875-2500
久留米市	久留米市長門石 1 丁目 1 番 32 号総合福祉会館内	0942-39-2277
長崎市	長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター 2 階	095-894-9953
大分市	大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 3 階	097-552-3313
宮崎市	宮崎市橋通西 1-1-1 宮崎市福祉部子育て支援課内	0985-21-1765
鹿児島市*	鹿児島市山下町 11-1	099-216-1260

※は事業所管課

職 発 0301 第 13 号
雇 児 発 0301 第 2 号
平成 25 年 3 月 1 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴う
対応について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成 24 年法律第 92 号。以下「特別措置法」という。）」が第 180 回国会において成立し、本日施行されたところである。

本法律では、「子育てと就業との両立が困難であること」や「就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してなかったこと」等の母子家庭の母が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母の就業の支援に関する措置を規定している。また、それにとどまらず、「子育てと就業との両立が困難であること」等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、父子家庭の父の就業の支援に関する措置についても規定しているところである。

本法律の施行を受け、今般、特定求職者雇用開発助成金等の母子家庭の母等を対象とする助成金等について、父子家庭の父を新たに対象に加えることとし、下記第 1 のとおり、雇用保険法施行規則等の改正、関係通達の整備を行ったところである。

また、本法律の施行に伴う所要の対応について、下記第 2 のとおりお示しするので、御了知の上、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本法律及びその概要については、参考に別添 1 として添付するので、参照されたい。

記

第 1 特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金、均衡待遇・正社員化推進奨励金及び職業転換給付金の対象拡大

特別措置法の施行を受け、これまで、母子家庭の母等を対象としていた特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金、均衡待遇・正社員化奨励金の加算措置及び職業転換給付金について、父子家庭の父をその対象に加えることとし、「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 25 年厚

生労働省令第20号)により、雇用保険法施行規則等の改正を行うとともに、「雇用安定事業の実施等について」(平成25年3月1日付け職発0301第11号、能発0301第5号、雇児発0301第1号)で、所要の要領改正を行ったところである。

特別措置法の趣旨とともに、その内容につき十分御理解いただき、円滑な実施をお願いする。

第2 特別措置法の施行に伴う所要の対応

1 父子家庭の父に対する職業相談等の対応について

父子家庭の父に対する職業相談・職業紹介の取扱いについては、一般職業紹介要領において「母子家庭の母等」に準じて取扱うものとされているが、特別措置法の施行を踏まえ、特定求職者雇用開発助成金及び試行雇用奨励金を活用する等して、効果的な職業相談・職業紹介を行うようお願いする。

また、子育て中の父子家庭の父については、従来からマザーズハローワーク事業における就職支援の対象としているところであるが、父子家庭の父がマザーズハローワーク及びマザーズコーナーでの就職支援を希望する場合には、引き続き適切に職業相談・職業紹介を行うよう徹底をお願いする。

2 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進

特別措置法第5条の規定に基づき、別添2の文書により各経済団体に対する要請を行ったところである。

貴職におかれても、御了知の上、貴局管内の経済団体等に対しても、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進について理解を求められたい。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

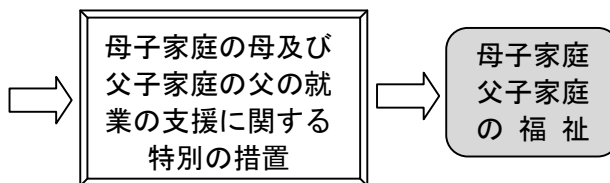
1. 目的

母子家庭の母が置かれている特別の事情

- ・子育てと就業との両立が困難であること
- ・就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと 等

父子家庭の父が置かれている特別の事情

- ・子育てと就業との両立が困難であること 等



2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実

<国>

母子及び寡婦福祉法の基本方針

- ・基本方針に父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定める
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

<都道府県等>

母子及び寡婦福祉法の自立促進計画

- ・基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

<国及び地方公共団体>

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっての留意事項

- ① 情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上
- ② 情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保
- ③ ①②に関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上

3. 民間事業者に対する協力の要請

<国>

母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努める

<地方公共団体>

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める

4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

<国及び独立行政法人等>

母子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない

<地方公共団体>

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める

<地方独立行政法人>

設立団体の措置に準じて必要な措置を講ずるように努める

5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- ・ この法律は、公布の日（平成24年9月14日）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・ その他所要の規定の整備を行う

一般社団法人 日本経済団体連合会	}	御中
日本商工会議所		
全国商工会連合会		
全国中小業団体中央会		

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進について

厚生労働行政の運営については、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、母子家庭の母につきましては、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、就業面で一層不利な状況に置かれていることを踏まえ、厚生労働省では、特定求職者雇用開発助成金や試行雇用奨励金の支給等により、その支援に取り組んでいるところです。

さらに、今般、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成 24 年法律第 92 号）」が施行され、父子家庭の父についても、子育てと就業との両立が困難であるという事情を鑑み、就業の支援に関する特別の措置を講ずることとされたところです。こうした状況を受け、厚生労働省としては、本日から、特定求職者雇用開発助成金や試行雇用奨励金の対象を、父子家庭の父にも拡大する等の所要の対策を講ずることといたしました。

貴団体におかれましても、母子家庭の母及び父子家庭の父を巡る状況について御理解を賜り、傘下の企業において、母子家庭の母及び父子家庭の父の専用求人設けるなど雇い入れを促進していただくよう、周知のほどお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月 1 日

厚生労働省職業安定局長 岡崎 淳一

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置 に関する基本的な方針の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条に基づいて定められる母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。）は、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

今般、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立したこと等に伴い、基本方針について所要の改正を行う。

2. 主な改正の内容

○はじめに

- ・ 1. 方針のねらいにおいて、特別措置法が成立した旨等を加える。
- ・ 2. 方針の対象期間において、平成24年度までの5年間を平成26年度までの7年間に改める。

○第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- ・ 10. まとめの（2）父子世帯の状況において、就業支援の重要性を加える。

○第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- ・ 新たに父子家庭が対象となった施策については、父子家庭が対象となるように規定を改める。
- ・ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮を増大への努力に改め、対象に独立行政法人、特殊法人等を加える。
- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関

する留意を加える。

- ・母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表を加えること。

○その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第1項

4. 適用日

平成25年3月1日

○厚生労働省告示第三十一号

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）の施行に伴い、及び母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百九号）第十一条第一項の規定に基づき、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月一日から適用する。

平成二十五年三月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

はじめにの1の(2)中「辨別することになった。」の次に次のように加える。

また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の父子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成24年9月14日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立した。特別措置法第2条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。

はじめにの1の中「〇歳以下」を「特別措置法第〇歳以下」に改め、はじめにの2の中「平成24年度」を「平成26年度」に「5年間」を「7年間」に改める。

嫌^①の^②中^③人^④や「者^⑤」^⑥「無^⑦しという^⑧」や「^⑨がいない者の^⑩」^⑪「^⑫が困っていることとして^⑬」^⑭について、^⑮「^⑯おり、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い」や「^⑰いるとともに、就業面で困難を抱えている者もあり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である」^⑱など。

第2の(1)中「母子家庭に、や「母子家庭等に、に始め、回1の(2)中「母については、や「母等については、に「母の自立、や「母等の自立、に始め、第2の(2)中「母子家庭、や「母子家庭等、に始め、第2の(3)の標題中「国が講ずべき、や「国等が講ずべき、に始め、回1の①の標題中「生活保護受給者等就労支援事業の推進、や「生活保護受給者等の就労・自立の促進、に始め、回1の③や次のように記さる。

⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。

第2の3の①の(標題を含む)及び⑧(標題を含む)中「母の」を「母親の」に改め、同①の⑨の標題及び同⑨中「母の」を「母親の」に、同⑨中「母を」を「母等を」に改め、同①の⑩中「母の」を「母等の」に改め、同①の⑫の標題中「配臈」を「努力」に改め、同⑫中「母の」を「母等の」に改め、同①の次に並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第6条の法人を定める政令(平成25年政令第3号)に定める独立行政法人及び特殊法人、を改正し、適切な配臈を行う。を優先的に母子福祉団体等から購入するように努める、に改め、同①中⑭を⑮とし、⑭から⑮までを⑮から⑭までとし、⑮の次に次のように加える。

⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

第 2 の 3 の ② の標題中「市町村」を「市町村等」と改め、同 ② 中「及び市町村が以下」と、市町村等が以下」と改め、同 ② の ① の (イ) 中「母子家庭」と改め、同 ② の (ロ) の (イ) 中「母子家庭」と改め、同 ② の ③ の標題及び同 ③ の (イ) 中「母の」と改め、同 ③ の (ロ) の標題中「配慮」と改め、同 ③ の (ハ) 中「母を」と改め、同 ③ の (ニ) 中「母の」と改め、同 ③ の (ヘ) 中「母等の」と改め、同 ③ の (ニ) の (イ) 及び地方独立行政法人」と改め、適切に配慮」と改め、優先的に母子福祉団体等から購入するように努めること」と改め、同 ② の ② の次に「」を挿入する。

ウ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

第 2 の 3 の ③ の (イ) 及び (ロ) の (イ) の次に「」を挿入する。

(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

毎年一回、母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
はじめに 1. 方針のねらい (1) (略) (2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針 我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史を持つているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成14年11月22日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）が成立した。 平成14年の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定することとなった。 <u>また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなか</u>	はじめに 1. 方針のねらい (1) (略) (2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針 我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史を持つているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成14年11月22日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）が成立した。 平成14年の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定することとなった。

ったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成24年9月14日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立した。特別措置法第2条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。 この基本方針は、母子及び寡婦福祉法、特別措置法等の趣旨、母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。 2. 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成20年度から平成26年度までの7年間とする。		この基本方針は、母子及び寡婦福祉法等の趣旨や母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。 2. 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。	
第1項	母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項	第1項	母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
1. ～9.	(略)	1. ～9.	(略)
10. まとめ		10. まとめ	
(1)	(略)	(1)	(略)
(2)	父子世帯の状況 父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。 父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部	(2)	父子世帯の状況 父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。 父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部

分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。
また、公的制度等を利用する者はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手がいけない者の割合が高い。

父子世帯については、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えているとともに、就業面で困難を抱えている者もあり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である。

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「母子家

分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。
また、公的制度等を利用する人はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手無しという割合が高い。

父子世帯が困っていることとしては、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「母子家

庭及び寡婦自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自らの母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。 都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行う必要がある。 市町村は、母子家庭等日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。	庭及び寡婦自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の实情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自らの母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の实情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。 都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行う必要がある。 市町村は、母子家庭等日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。
(2) 就業支援の強化 母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の<u>母等</u>については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するため、の事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、母子家庭の<u>母等の自立</u>と生活の向上を図っていく必要がある。	(2) 就業支援の強化 母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の<u>母</u>については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するため、の事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、母子家庭の<u>母の自立</u>と生活の向上を図っていく必要がある。
(3)・(4) (略) 2. 実施する各施策の基本目標	(3)・(4) (略) 2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) (略)

(2) 就業支援策

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活ができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3)・(4) (略)

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む。）

ア・イ (略)

ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

②～⑤ (略)

⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。

⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母等の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母等の雇入れを促進するとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) (略)

(2) 就業支援策

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活ができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3)・(4) (略)

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む。）

ア・イ (略)

ウ 生活保護受給者等就労支援事業の推進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

②～⑤ (略)

⑥ 中小企業雇用安定化奨励金の活用

有期契約労働者から通常の労働者への転換を奨励するため、当該転換制度を新たに設け、実際に1人以上転換させた中小企業事業主に対して支給する中小企業雇用安定化奨励金を活用し、母子家庭の母の雇用の安定化を促進する。

⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母の雇入れを促進するとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対

して雇入れの要請を行う。

- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母等を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

- ⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母等の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

- ⑪ (略)

- ⑫ 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から購入するように努める。

- ⑬ (略)

- ⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

て雇入れの要請を行う。

- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

- ⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

- ⑪ (略)

- ⑫ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切な配慮を行う。

- ⑬ (略)

- (新規)

(15)～(18) (略)

- (2) 都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする（実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。）。

① (略)

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等）

(a) 個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施

(b) (略)

イ～オ (略)

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び寡婦に対する就業支援（実施主体：都道府県等 対象：母子家庭及び寡婦）

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進（対象：母子家庭等及び寡婦）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭等及び寡婦の雇入れを促進

(19)～(17) (略)

- (2) 都道府県及び市町村が以下の措置を講ずるに際しては、国は、都道府県及び市町村が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする（実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。）。

① (略)

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等）

(a) 個々の母子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施

(b) (略)

イ～オ (略)

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び寡婦に対する就業支援（実施主体：都道府県等 対象：母子家庭及び寡婦）

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進（対象：母子家庭及び寡婦）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び寡婦の雇入れを促進

キ 母子家庭の<u>母等の雇用</u>に関する啓発活動等・情報提供 (c) (略) (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の<u>母等の雇用</u>について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の<u>母等の就業</u>の促進に向けた協力の要請を積極的に推進 (b) 母子家庭の母等を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施 ク 母子寡婦福祉団体、NPO等に対する支援 (a)・(b) (略) (c) 母子福祉団体等の受注機会の増大への<u>努力</u> 母子福祉団体等母子家庭の<u>母等の福祉</u>の<u>増進</u>を主たる目的とする団体が、母子家庭の<u>母等の就業</u>の促進につながる業務をより多く受注できるように、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、<u>優先的に母子福祉団体等から購入するように努めること</u> ケ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意 ③・④ (略) (3) <u>就業の支援に関する施策の実施の状況の公表</u> <u>毎年一回、母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。</u> (4)～(6) (略)	キ 母子家庭の<u>母</u>の雇用に関する啓発活動等・情報提供 (c) (略) (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の<u>母</u>の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の<u>母</u>の<u>就業</u>の促進に向けた協力の要請を積極的に推進 (b) 母子家庭の<u>母</u>を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の<u>母</u>の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施 ク 母子寡婦福祉団体、NPO等に対する支援 (a)・(b) (略) (c) 母子福祉団体等の受注機会の増大への<u>配慮</u> 母子福祉団体等母子家庭の<u>母</u>の<u>福祉</u>の<u>増進</u>を主たる目的とする団体が、母子家庭の<u>母</u>の<u>就業</u>の促進につながる業務をより多く受注できるように、地方公共団体が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、<u>適切に配慮</u> (新規) ③・④ (略) (新規) (3)～(5) (略)
--	--

(別添4)

母子家庭等就業・自立支援センター事業実施先一覧

(都道府県)

平成25年3月1日現在

自治体名	住所	電話番号	Fax番号	委託先
北海道	函館市若松町36番25号 函館高砂母子ホーム内	0138-24-8040	0138-24-8340	社会福祉法人 函館市民生事業協会
	北見市北8条西1丁目	0157-23-4195	0157-23-4196	社会福祉法人 北見睦会
	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階	0166-21-7181	0166-23-0746	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
	釧路市旭町16番5号	0154-22-2401	0154-22-2801	社会福祉法人 釧路まりも学園
	帯広市公園東町3丁目9番地1号	0155-20-7751	0155-20-7752	社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会
	室蘭市本町2丁目2番11号	0143-83-7047	0143-83-7048	社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会
青森県	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3階	017-735-4152	017-735-4160	財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会
岩手県	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター3F	019-623-8539	019-623-8539	社団法人 岩手県母子寡婦福祉連合会
宮城県	仙台市宮城野区安養寺3-7-3	022-295-0013	022-256-6512	財団法人 宮城県母子福祉連合会
秋田県	秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館5階	018-896-1531	018-866-2166	社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会
山形県	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-632-2296	023-633-0961	財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会
福島県	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター3階	024-521-5699	024-521-5663	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
茨城県	水戸市八幡町11-52 茨城県母子福祉センター内	029-221-8497	029-221-8618	社団法人 茨城県母子寡婦福祉連合会
栃木県	宇都宮市野沢町4-1 とちぎ男女共同参画センター内	028-665-7801	028-665-7802	公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会
群馬県	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636	027-255-6652	財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会
埼玉県	春日部市大沼1-76 東部中央福祉事務所内	048-737-2139	048-734-1121	(センター事業所管課の連絡先)
	坂戸市大字石井2327-1 西部福祉事務所内	049-283-7991	049-283-7891	(センター事業所管課の連絡先)
	本庄市前原1-8-12 北部福祉事務所内	0495-22-0104	0495-22-2396	(センター事業所管課の連絡先)
	秩父市桜木町8-18 秩父福祉事務所内	0494-22-6237	0494-23-7813	(センター事業所管課の連絡先)
千葉県	千葉市中央区亥鼻2-10-9 千葉県母子福祉会館内	043-225-0608	043-225-0608	財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会
東京都	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階	03-5261-8687	03-5261-1343	財団法人 東京都母子寡婦福祉協議会
	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階	03-3263-3451	03-3263-3452	
神奈川県	藤沢市江ノ島1-11-1 県立かながわ女性センター内	0466-27-2111	0466-22-1035	財団法人 神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会
新潟県	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5587	025-281-5547	社団法人 新潟県母子寡婦福祉連合会
富山県	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)3階	076-432-4210	076-432-4221	公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会
石川県	金沢市三社町1-44 石川県女性センター5階	076-264-0503	076-231-5494	財団法人 石川県母子寡婦福祉連合会
福井県	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター4階	0776-21-0733	0776-21-0310	財団法人 福井県母子寡婦福祉連合会
山梨県	甲府市朝日4-5-21	055-252-7014	055-253-7046	財団法人 山梨県母子寡婦福祉連合会
長野県	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県健康福祉部こども・家庭課内	026-232-0111	026-235-7390	(センター事業所管課の連絡先)
岐阜県	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館4階	058-268-2569	058-274-0494	財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会
静岡県	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191	054-254-0056	社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会
愛知県	名古屋市北区金田町3-11	052-915-8824	052-915-8444	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
三重県	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-228-6298	059-228-6301	財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会
滋賀県	大津市におの浜4-3-26 母子福祉施設「のぞみ荘」内	077-527-4800	077-527-4851	社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会
	近江八幡市鷹飼町80-4 滋賀県立男女共同参画センター内 滋賀マザーズジョブステーション内	0748-37-5088	0748-37-5488	
京都府	京都市南区新町通九条下ル 京都府民総合交流プラザ ジョブパーク内	075-662-3773	075-662-3770	社会福祉法人 京都府母子寡婦福祉連合会
	福知山市篠尾新町1-14 エースビル4階	0773-23-2771	0773-22-3816	
大阪府	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9498	06-6762-3796	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
兵庫県	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3201	078-362-0061	(センター事業所管課の連絡先)
奈良県	奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良 内	0742-24-7624	0742-24-7625	-
	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0188	0744-29-0189	社団法人 奈良県母子福祉連合会
和歌山県	和歌山市和歌浦東3-6-46	073-444-0501	073-444-0488	社団法人 和歌山県母子寡婦福祉連合会
鳥取県	鳥取市東町1-220 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課	0857-26-7869	0857-26-7863	(センター事業所管課の連絡先)
	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6344	0857-59-6345	財団法人 鳥取県連合母子会
島根県	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階	0852-32-5920	0852-32-5921	財団法人 島根県母子会連合会
岡山県	岡山市北区石関町2-1 岡山県総合福祉会館5階	086-803-5300	086-803-5301	公益財団法人 岡山県愛染会
広島県	広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-249-7149	082-249-7149	財団法人 広島県母子寡婦福祉連合会
山口県	山口市富田原町4-58 山口県母子福祉センター内	083-923-2490	083-923-2499	財団法人 山口県母子寡婦福祉連合会
徳島県	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター2階	088-654-7418	088-654-7414	公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会
香川県	高松市国分寺町国分348-2	087-874-1580	087-874-1566	財団法人 香川県母子寡婦福祉連合会
愛媛県	松山市本町7-2 愛媛県本町ビル1階	089-907-3200	089-907-3201	財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会
高知県	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター(ソーレ) 2階	088-875-2500	088-875-2506	NPO法人 大地の会
福岡県	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-584-3931	092-584-3923	社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会
	飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎2階	0948-21-0390	0948-21-0391	
	久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル9階	0942-32-1140	0942-32-1140	久留米市母子寡婦福祉会
佐賀県	佐賀市神野東2-6-10 佐賀県駅北館2階	0952-97-9767	0952-31-8064	一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会
長崎県	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター2階	095-894-9953	095-894-9953	社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
熊本県	熊本市南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階	096-351-8777	096-359-8022	社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会
大分県	大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館3階	097-552-3313	097-552-3337	一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会
宮崎県	宮崎市原町2-22	0985-22-4696	0985-22-4696	財団法人 宮崎県母子寡婦福祉連合会
鹿児島県	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター7階	099-258-2984	099-296-8123	社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会
沖縄県	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟301	098-887-4099	098-887-4091	社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会

(政令指定都市)

平成25年3月1日現在

自治体名	住所	電話番号	Fax番号	委託先
札幌市	札幌市中央区大通西19 札幌市社会福祉総合センター内	011-631-3270	011-643-5904	社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会
仙台市	仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ7階	022-212-4322	022-714-5022	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会
さいたま市	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所子育て支援課内	048-829-1948	048-829-1935	(センター事業所管課の連絡先)
千葉市	千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所健全育成課内	043-245-5179	043-245-5995	(センター事業所管課の連絡先)
横浜市	横浜市中区常盤町3-24 サンビル8階	045-227-6337	045-227-6338	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会
川崎市	川崎市中原区今井上町34 和田ビル2階	044-733-1166	044-733-8934	財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会
相模原市	相模原市緑区橋本3-25-1相模原市就職支援センター内(橋本MNBビル4階)	042-700-1617	042-700-1704	テンプスタッフ株式会社
新潟市	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5587	025-281-5547	社団法人 新潟県母子寡婦福祉連合会
静岡市	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191	054-254-0056	社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会
浜松市	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階	054-254-1191	054-254-0056	社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会
名古屋市	名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル9階	052-252-8824	052-252-8842	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
	名古屋市北区金田町3-11	052-915-8824	052-915-8444	
京都市	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター内	075-708-7750	075-708-7833	社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会
大阪市	大阪市北区中津1-4-10 大阪市立愛光会館内	06-6371-7146	06-6371-6722	社団法人 大阪市母と子の共励会
堺市	堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館内	072-223-7902	072-223-7902	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会
神戸市	神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市総合福祉センター3階	078-341-4532	078-371-6478	社会福祉法人 神戸市母子福祉たちばな会
岡山市	岡山市北区大供1-1-1 岡山市役所こども福祉課内	086-803-1222	086-227-2526	(センター事業所管課の連絡先)
広島市	広島市中区千田町1-9-43 広島市社会福祉センター4階	082-546-1751	082-546-1752	一般財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会
北九州市	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた4階 北九州市立母子福祉センター	093-871-3224	093-871-3226	一般財団法人 北九州市母子寡婦福祉会
福岡市	福岡市中央区大手門2-5-15 福岡市立母子福祉センター	092-715-8805	092-725-7720	NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡
熊本市	熊本市中央区水前寺4-47-50	096-385-1160	096-385-1379	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

(中核市)

平成25年3月1日現在

自治体名	住所	電話番号	Fax番号	委託先
旭川市	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 旭川市社会福祉協議会内	0166-21-7181	0166-23-0746	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
函館市	函館市若松町36番25号 函館高砂母子ホーム内	0138-24-8040	0138-24-8340	社会福祉法人 函館市民生事業協会
青森市	青森市中央1-22-5	017-734-5334	017-722-5678	(センター事業所管課の連絡先)
盛岡市	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター3F	019-623-8539	019-623-8539	社団法人 岩手県母子寡婦福祉連合会
秋田市	秋田市八橋南1-8-2 秋田市老人福祉センター内	018-866-1341	018-865-2099	秋田市母子寡婦福祉連合会
郡山市	郡山市朝日1-29-9 郡山市総合福祉センター3階郡山市母子福祉センター	024-924-2963	024-924-2969	社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団
いわき市	いわき市平字梅本21	0246-22-7452	0246-22-7554	(センター事業所管課の連絡先)
宇都宮市	宇都宮市野沢町4-1 パルティ とちぎ男女共同参画センター内	028-665-7801	028-665-7802	財団法人 栃木県母子寡婦福祉連合会
前橋市	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636	027-255-6652	財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会
高崎市	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636	027-255-6652	財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会
川越市	川越市元町1-3-1	049-224-8811 (内線2585)	049-225-5218	(センター事業所管課の連絡先)
船橋市	船橋市湊町2-10-25 船橋市役所児童家庭課内	047-436-3316	047-436-2315	(センター事業所管課の連絡先)
柏市	柏市柏5-10-1	04-7167-1595	04-7167-1383	(センター事業所管課の連絡先)
横須賀市	横須賀市小川町11	046-822-9809	046-821-0424	(センター事業所管課の連絡先)
富山市	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)3階	076-432-4210	076-432-4221	公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会
金沢市	金沢市三社町1-44 石川県女性センター内	076-224-3417	076-224-3417	金沢市母子寡婦福祉連合会
長野市	長野市鶴賀緑町1613 長野市役所保育家庭支援課内	026-224-5031	026-264-5355	(センター事業所管課の連絡先)
岐阜市	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館4階	058-268-2569	058-274-0494	財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会
豊橋市	名古屋市中区金田町3-11	052-915-8824	052-915-8444	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
豊田市	名古屋市中区金田町3-11	052-915-8824	052-915-8444	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
岡崎市	名古屋市中区金田町3-11	052-915-8824	052-915-8444	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
大津市	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津5階	077-522-0220	077-522-0220	社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会
高槻市	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995	06-6762-3796	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
東大阪市	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995	06-6762-3796	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
豊中市	大阪府豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2767	06-6854-9533	(センター事業所管課の連絡先)
姫路市	姫路市安田4-1	079-221-2132	079-221-2953	(センター事業所管課の連絡先)
西宮市	西宮市六湛寺町10番3号 西宮市児童・母子支援課内	0798-35-3166	0798-35-5525	(センター事業所管課の連絡先)
尼崎市	尼崎市東七松町1-23-1 尼崎市こども家庭支援課内	06-6489-6349	06-6482-3781	(センター事業所管課の連絡先)
奈良市	奈良市二条大路南1-1-1 奈良市役所子育て相談課	0742-34-4804	0742-34-4817	(センター事業所管課の連絡先)
和歌山市	和歌山市七番丁23	073-435-1219	073-435-1269	(センター事業所管課の連絡先)
倉敷市	倉敷市西中新田640	086-426-3314	086-427-7335	(センター事業所管課の連絡先)
福山市	福山市御門町2-1-1	084-921-5546	084-921-5546	財団法人 福山市母子寡婦福祉連合会
下関市	下関市南部町1-1	083-231-1358	083-231-1394	財団法人 山口県母子寡婦福祉連合会
香川県	高松市国分寺町国分348-2	087-874-1580	087-874-1566	財団法人 香川県母子寡婦福祉連合会
松山市	松山市二番町4-7-2 松山市子育て支援課内	089-948-6418	089-934-1814	財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会 社会福祉法人 松山市母子会
高知市	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター2階	088-875-2500	088-875-2506	NPO法人 大地の会
久留米市	久留米市長門石1丁目1番32号総合福祉会館内	0942-39-2277	0942-39-2277	久留米市母子寡婦福祉会
長崎市	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター2階	095-894-9953	095-894-9953	社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
大分市	大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館3階	097-552-3313	097-552-3337	一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会
宮崎市	宮崎市橋通西1-1-1 宮崎市福祉部子育て支援課内	0985-21-1765	0985-27-0752	宮崎市母子寡婦福祉協議会
鹿児島市	鹿児島市山下町11-1	099-216-1260	099-216-1284	(センター事業所管課の連絡先)

(厚生労働省調べ)

(別添5)

全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体及び関係団体一覧

(全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体) 平成25年3月1日現在

地区	名 称	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
全国	財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会	140-0011	東京都品川区東大井五丁目26番20号 アクシルコート大井仙台坂104	03-6718-4088 03-6718-4087
東北 ・ 北海道	社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会	060-0031	北海道札幌市中央区北1条東8丁目 北海道母子福祉センター内	011-261-0447 011-232-8095
	社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター内	011-631-3270 011-643-5904
	財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会	030-0822	青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ3F	017-735-4152 017-735-4160
	社団法人 岩手県母子寡婦福祉連合会	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター内	019-623-8539 〃
	財団法人 宮城県母子福祉連合会	983-0832	仙台市宮城野区安養寺3-7-3 宮城県母子福祉センター内	022-256-6512 〃
	社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会	010-0864	秋田市手形住吉町4-26 秋田県母子福祉総合センター内	018-833-4249 018-833-4246
	財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-633-0962 023-633-0961
	社団法人 茨城県母子寡婦福祉連合会	310-0065	水戸市八幡町11-52 茨城県立母子の家内	029-221-7505 029-221-8618
	公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会	320-0071	宇都宮市野沢4-1 パルティとちぎ1F	028-665-7801 028-665-7802
	財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会	371-0843	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636 027-255-6652
関東	財団法人 埼玉県母子寡婦福祉連合会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124 埼玉県大宮合同庁舎内	048-645-7886 048-642-7112
	財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会	260-0856	千葉市中央区亥鼻2-10-9 千葉県母子福祉会館内	043-222-5818 043-225-9177
	財団法人 東京都母子寡婦福祉協議会	162-0823	東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5F	03-5261-1341～2 03-5261-1343
	財団法人 神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会	251-0036	藤沢市江の島1-11-1 神奈川県立かながわ女性センター内	0466-27-2111 0466-22-1035
	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会	231-0014	横浜市中区常盤町3-24 サンビル8F	045-651-0390 045-227-6338
	財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	211-0067	川崎市中原区今井上町34 和田ビル2F 川崎市母子福祉センター サン・ライブ内	044-733-1166 044-733-8934
	社団法人 新潟県母子寡婦福祉連合会	950-0994	新潟市中央区上所2-2-2 ユニゾンプラザ3F	025-281-5546 025-281-5547
	財団法人 山梨県母子寡婦福祉連合会	400-0025	甲府市朝日4-5-21 山梨県母子福祉センター内	055-252-7014 055-253-7046
	社団法人 長野県母子寡婦福祉連合会	380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター内	026-228-9233 〃
	社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	054-254-5220 054-254-0056
中部	一般社団法人 静岡市母子寡婦福祉会	420-8602	静岡市葵区追手町5-1 静岡市葵福祉事務所保育児童課内	054-221-1565 054-221-1097
	公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会	930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館3F	076-432-4298 076-432-4221
	財団法人 石川県母子寡婦福祉連合会	920-0861	金沢市三社町1-44 石川県女性センター5F	076-264-0503 076-231-5494
	財団法人 福井県母子寡婦福祉連合会	910-0026	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-0733 0776-21-0310
	財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館4F	058-274-0494 〃
	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会	462-0033	名古屋市北区金田町3-11 愛知県母子福祉会館内	052-915-8862 052-915-8444
	財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-228-6298 059-228-6301
近畿	社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会	520-0801	大津市におの浜4-3-26 滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内	077-522-2951 077-521-5082
	社会福祉法人 京都府母子寡婦福祉連合会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375	075-223-1360 075-950-1503
	社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会	606-0846	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センターゆめあす内	075-708-7751 075-708-7833
	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	540-0012	大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995 06-6762-3796
	社団法人 大阪市母と子の共励会	531-0071	大阪市北区中津1-4-10 大阪市立愛光会館内	06-6371-7146 06-6371-6722
	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館2F	072-223-7902 072-223-7902
	一般財団法人 兵庫県婦人共励会	650-0011	神戸市中央区下山手通5-7-11 兵庫県母子会館内	078-341-7372 078-341-7384
	社会福祉法人 神戸市母子福祉たちばな会	650-0016	神戸市中央区楠通3-4-1 神戸市立母子福祉センター内	078-341-4532 078-371-6478
	社団法人 奈良県母子福祉連合会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター4F	0744-29-0188 0744-29-0189
	社団法人 和歌山県母子寡婦福祉連合会	641-0021	和歌山市和歌浦東3-6-46 和歌山県立和歌山すみれホーム内	073-444-0376 073-444-0488

地区	名 称	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
中 国 ・ 四 国	財団法人 鳥取県連合母子会	689-0201	鳥取市伏野１７２９－５ 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6344 0857-59-6340
	財団法人 島根県母子会連合会	690-0011	松江市東津田町１７４１－３ 島根県立母子福祉センター内	0852-32-5920 0852-32-5921
	財団法人 岡山県母子寡婦福祉連合会	700-8570	岡山市北区内山下２－４－６ 岡山県保健福祉部子ども未来課内	086-226-7349 086-234-5770
	財団法人 広島県母子寡婦福祉連合会	730-0043	広島市中区富士見町１１－６ 広島県女性総合センター２階	082-543-6889 〃
	一般財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会	730-0052	広島市中区千田町１－９－４３ 広島市社会福祉センター４Ｆ	082-241-1768 082-241-3722
	財団法人 山口県母子寡婦福祉連合会	753-0054	山口市富田原町４－５８ 山口県母子福祉センター内	083-923-2490 083-923-2499
	公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会	770-0943	徳島市中昭和町１－２ 徳島県立総合福祉センター２Ｆ	088-654-7418 088-654-7414
	財団法人 香川県母子寡婦福祉連合会	769-0102	高松市国分寺町国分３４８－２	087-874-1580 087-874-1566
	財団法人 愛媛県母子寡婦福祉連合会	790-0811	松山市本町７－２ 愛媛県本町ビル１Ｆ	089-907-3200 089-907-3201
	財団法人 高知県青蘭会連盟	780-0061	高知市栄田町３丁目６番２９号 高知県母子寡婦福祉会館内	088-872-5873 088-872-5877
九 州	社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会	816-0804	春日市原町３－１－７ 福岡県総合福祉センター内	092-584-3922 092-584-3923
	一般財団法人 北九州市母子寡婦福祉会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町１－６ ウエルとばた４Ｆ	093-871-3225 093-871-3226
	財団法人 福岡市母子福祉会	810-0074	福岡市中央区大手門２－５－１５ 福岡市母子福祉センター内	092-741-8967 092-761-5427
	一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会	840-0804	佐賀市神野東二丁目６番１０号	0952-97-9767 0952-31-8064
	社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会	852-8104	長崎市茂里町３－２４ 長崎県総合福祉センター 県棟１Ｆ	095-846-8722 095-848-7456
	社団法人 長崎市母子寡婦福祉会	850-0054	長崎市上町１－３３ 長崎市社会福祉会館３階	095-828-1470 095-828-1476
	社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町３－７ 熊本県総合福祉センター２Ｆ	096-324-2136 096-359-8022
	一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会	870-0907	大分市大津町２－１－４１ 大分県総合社会福祉会館内	097-552-3313 097-552-3337
	財団法人 宮崎県母子寡婦福祉連合会	880-0007	宮崎市原町２－２２ 宮崎県福祉総合センター４Ｆ	0985-22-4696 〃
	社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会	890-8517	鹿児島市鴨池新町１－７ 鹿児島県社会福祉センター７Ｆ	099-258-2984 099-296-8123
	社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会	903-0804	那覇市首里石嶺町４－３７３－１ 沖縄県総合福祉センター内	098-887-4099 098-887-4091

(NPO法人)

平成25年3月1日現在

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ	101-0051	東京都千代田区神田神保町２－２８ 日下ビル２Ｆ	03-3263-1519 〃
NPO法人全国父子家庭支援連絡会	959-2015	新潟県阿賀野市北本町17-17	0250-47-6009 0250-63-9137
NPO法人あごら	102-0082	東京都千代田区一番町４－４２ 一番町Ⅱビル６Ｆ	03-3646-8923 03-3646-8963
NPO法人WINK	160-0022	新宿区新宿１－１８－１０－２０２	03-6685-6415 03-6685-9765

事業主の
皆さまへ

「ひとり親」の就業を ご支援ください

母子家庭の母や父子家庭の父（「ひとり親」）は、子育てをしながら働かなければならないため、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。また、昨今の厳しい経済情勢の下、就職は一層厳しくなっています。

国と地方公共団体では、今年3月1日に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れたり、その他の協力を要請することになりました。

そこで、事業主の皆さまには、このような状況をご理解の上、ひとり親の就業をご支援いただきますようお願いいたします。助成金制度がありますので、ぜひご活用ください。

また、業務を外部委託される場合は、母子福祉団体等の活用をご検討ください。

1 ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワークや「母子家庭等就業・自立支援センター」※に求人情報の提供をお願いします。

※都道府県、政令指定都市、中核市に設置されており、ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。

メリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献することができます。
- ひとり親を雇用する事業主は、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用奨励金などを活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金や奨励金

（平成25年3月1日現在）

● 特定求職者雇用開発助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を雇い入れた事業主に、賃金の一部を助成します。

- ・ 短時間労働者以外 中小企業…90万円 大企業…50万円
- ・ 短時間労働者 中小企業…60万円 大企業…30万円

※ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

● 試行（トライアル）雇用奨励金

ハローワークの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3カ月）試行雇用する事業主に月額4万円の奨励金を支給します。

● 均衡待遇・正社員化推進奨励金の加算

正社員転換制度や短時間正社員制度を導入する際に、2人目から10人目の対象労働者がひとり親の場合に助成金を加算します。

※ 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、平成25年3月末をもって廃止し、平成25年度からキャリアアップ助成金（仮称）に整理・統合する予定です。

これらの助成金、奨励金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

全国ハローワーク一覧 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html> 都道府県労働局一覧 <http://www.mhlw.go.jp/link/index.html>

2 母子福祉団体等への業務発注にご協力ください

母子福祉団体とは、「母子及び寡婦福祉法」に基づく、ひとり親家庭および寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。母子家庭等就業・自立支援センターの運営をはじめ、長年にわたって、育児・子育て関連業務や講習会・セミナーの運営などを実施し、業務運営の経験、スタッフともに豊富です（団体により事業内容は異なります）。

また、母子福祉団体のほかにも、ひとり親家庭の支援を目的とした特定非営利法人（NPO）が多数あり、さまざまな事業を行っています。

これらの団体（母子福祉団体等）への積極的な発注をお願いします。

支援するメリット

- 母子福祉団体等を活用することで、地域に密着した事業運営を行うことができます。
- ひとり親家庭の就業促進を通して、地域・社会に貢献することができます。

母子福祉団体等で 行っている事業の 例

①育児・子育て関連

（託児サービス / 親子のふれあい交流 / 児童の訪問援助）

②講習会・セミナー・相談会の運営・開催

（パソコン教室の運営・講習会 / 地域の学習教室 / 就職準備・離転職セミナー / 養育費相談 / キャリアカウンセリング相談 / 日常生活の相談 / 法律相談）

③店舗・自動販売機の設置

（自動販売機の設置 / 売店の運営管理 / カフェの運営）

④施設の運営管理

（清掃 / 職員寮などの管理 / 児童館の運営管理）

⑤地域の安心確保

（地域の見守り / 市民共働型の自転車利用適正化事業）

⑥事務委託

（資料・パンフレットなどの封入・配送 / 会議の議事録作成）

⑦地方自治体からの受託による事業

（母子家庭等就業・自立支援センターの運営 / 日常生活支援事業の実施 / 自立支援プログラムの策定 / 母子生活支援施設の運営 / 母子福祉センターの管理運営 / 母子家庭等就業支援講習会の実施 / 在宅就業支援 / 面会交流支援 など）

これらは、全国の母子福祉団体等で行っている事業の例です。各団体で実施している事業内容や受注できる事業については、各都道府県・指定都市にある母子福祉団体にご確認ください。また、各地で実施している事業については、（財）全国母子寡婦福祉団体協議会でも照会に応じています。

—— 全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体及び関係団体 一覧 ——

(全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体)

地区	名称	郵便番号	所 在 地	T E L
全国	財団法人 全国母子寡婦福祉 団体協議会	140-0011	東京都品川区東大井五丁目 26 番 20 号 アクシールコート大井仙台坂 104	03-6718-4088
	社会福祉法人 北海道母子寡婦 福祉連合会	060-0031	北海道札幌市中央区北 1 条東 8 丁目 北海道母子福祉センター内	011-261-0447
東北・北海道	財団法人 札幌市母子寡婦 福祉連合会	060-0042	札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市社会福祉総合センター内	011-631-3270
	財団法人 青森県母子寡婦 福祉連合会	030-0822	青森市中央三丁目 20 番 30 号 県民福祉プラザ 3 F	017-735-4152
	社団法人 岩手県母子寡婦 福祉連合会	020-0015	盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター内	019-623-8539
	財団法人 宮城県母子福祉 連合会	983-0832	仙台市宮城野区安養寺 3-7-3 宮城県母子福祉センター内	022-256-6512
	社会福祉法人 秋田県母子寡婦 福祉連合会	010-0864	秋田市手形住吉町 4-26 秋田県母子福祉総合センター内	018-833-4249
	財団法人 山形県母子寡婦 福祉連合会	990-0021	山形市小白川町 2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-633-0962
	社団法人 茨城県母子寡婦 福祉連合会	310-0065	水戸市八幡町 11-52 茨城県立母子の家内	029-221-7505
	公益財団法人 栃木県ひとり親 家庭福祉連合会	320-0071	宇都宮市野沢 4-1 パルティとちぎ 1 F	028-665-7801
	財団法人 群馬県母子寡婦 福祉協議会	371-0843	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
	財団法人 埼玉県母子寡婦 福祉連合会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町 1-124 埼玉県大宮合同庁舎内	048-645-7886
関東	財団法人 千葉県母子寡婦 福祉連合会	260-0856	千葉市中央区亥鼻 2-10-9 千葉県母子福祉会館内	043-222-5818
	財団法人 東京都母子寡婦 福祉協議会	162-0823	東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 5 F	03-5261-1341~2
	財団法人 神奈川県母子寡婦 福祉連絡協議会	251-0036	藤沢市江の島 1-11-1 神奈川県立かながわ女性セ ンター内	0466-27-2111
	一般財団法人 横浜市母子寡婦 福祉会	231-0014	横浜市中区常盤町 3-24 サンビル 8 F	045-651-0390
	財団法人 川崎市母子寡婦 福祉協議会	211-0067	川崎市中原区今井上町 34 和田ビル 2F 川崎市母子福祉センター サン ・ライヴ内	044-733-1166
	社団法人 新潟県母子寡婦 福祉連合会	950-0994	新潟市中央区上所 2-2-2 ユニゾンプラザ 3 F	025-281-5546
	財団法人 山梨県母子寡婦 福祉連合会	400-0025	甲府市朝日 4-5-21 山梨県母子福祉センター内	055-252-7014
	社団法人 長野県母子寡婦 福祉連合会	380-0928	長野市若里 7-117 長野県社会福祉総合センター内	026-228-9233
	社団法人 静岡県母子寡婦 福祉連合会	420-0856	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4 F	054-254-5220
	一般社団法人 静岡市母子寡婦 福祉会	420-8602	静岡市葵区追手町 5-1 静岡市英福祉事務所保育児童課内	054-221-1565
	公益財団法人 富山県母子寡婦 福祉連合会	930-0094	富山市安住町 5-21 富山県総合福祉会館 3 F	076-432-4298
	財団法人 石川県母子寡婦 福祉連合会	920-0861	金沢市三社町 1-44 石川県女性センター 5 F	076-264-0503
	財団法人 福井県母子寡婦 福祉連合会	910-0026	福井市光陽 2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-0733
	財団法人 岐阜県母子寡婦 福祉連合会	500-8385	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 4 F	058-274-0494
	社会福祉法人 愛知県母子寡婦 福祉連合会	462-0033	名古屋市中北区金田町 3-11 愛知県母子福祉会館内	052-915-8862
中部	財団法人 三重県母子寡婦 福祉連合会	514-0003	津市桜橋 2-131 三重県社会福祉会館内	059-228-6298
	社会福祉法人 滋賀県母子福祉 のぞみ会	520-0801	大津市におの浜 4-3-26 滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内	077-522-2951
	社会福祉法人 京都府母子寡婦 福祉連合会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入 る清水町 375 京都府立総合社会福祉会館内	075-223-1360
	社団法人 京都市母子寡婦 福祉連合会	606-0846	京都市左京区下鴨北野々神町 26 番地 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター ゆめあす内	075-708-7751

地区	名称	郵便番号	所 在 地	T E L
近畿	社会福祉法人 大阪府母子寡婦 福祉連合会	540-0012	大阪市中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995
	社団法人 大阪市母と子の 共励会	531-0071	大阪市北区中津 1-4-10 大阪市立愛光会館内	06-6371-7146
	一般財団法人 堺市母子寡婦福 祉会	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町 2-1 堺市総合福祉会館 2F	072-223-7902
	一般財団法人 兵庫県婦人共励会	650-0011	神戸市中央区下山手通 5-7-11 兵庫県母子会館内	078-341-7372
	社会福祉法人 神戸市母子福祉 たちばな会	650-0016	神戸市中央区橋通 3-4-1 神戸市立母子福祉センター内	078-341-4532
	社団法人 奈良県母子福祉 連合会	634-0061	橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター 4 F	0744-29-0188
	社団法人 和歌山県母子寡 婦福祉連合会	641-0021	和歌山市和歌浦東 3-6-46 和歌山県立和歌山すみれホーム内	073-444-0376
	財団法人 鳥取県連合母子会	689-0201	鳥取市伏野 1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6344
	財団法人 島根県母子会連 合会	690-0011	松江市東津田町 1741-3 島根県立母子福祉センター内	0852-32-5920
	財団法人 岡山県母子寡婦 福祉連合会	700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6 岡山県保健福祉部子ども未来課内	086-226-7349
中国	財団法人 広島県母子寡婦 福祉連合会	730-0043	広島市中区富士見町 11-6 広島県女性総合センター 2 階	082-543-6889
	一般財団法人 広島市母子寡婦 福祉連合会	730-0052	広島市中区千田町 1-9-43 広島市社会福祉センター 4 F	082-241-1768
	財団法人 山口県母子寡婦 福祉連合会	753-0054	山口市富田原町 4-58 山口県母子福祉センター内	083-923-2490
	公益財団法人 徳島県母子寡婦 福祉連合会	770-0943	徳島市中昭和町 1-2 徳島県立総合福祉センター 2 F	088-654-7418
	財団法人 香川県母子寡婦 福祉連合会	769-0102	高松市国分寺町国分 348-2	087-874-1580
四国	財団法人 愛媛県母子寡婦 福祉連合会	790-0811	松山市本町 7-2 愛媛県本町ビル 1 F	089-907-3200
	財団法人 高知県青蘭会連盟	780-0061	高知市栄田町 3 丁目 6 番 29 号 高知県母子寡婦福祉会館内	088-872-5873
	社会福祉法人 福岡県母子寡婦 福祉連合会	816-0804	春日市原町 3-1-7 福岡県総合福祉センター内	092-584-3922
	一般財団法人 北九州市母子寡 婦福祉会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 4 F	093-871-3225
	財団法人 福岡市母子福祉会	810-0074	福岡市中央区大手門 2-5-15 福岡市母子福祉センター内	092-741-8967
九州	一般財団法人 佐賀県母子寡婦 福祉連合会	840-0804	佐賀市神野東二丁目 6 番 10 号	0952-97-9767
	社団法人 長崎県母子寡婦 福祉連合会	852-8104	長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センタ ー 県棟 1 F	095-846-8722
	社団法人 長崎市母子寡婦 福祉会	850-0054	長崎市上町 1-33 長崎市社会福祉会館 3 階	095-828-1470
	社会福祉法人 熊本県母子寡婦 福祉連合会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町 3-7 熊本県総合福祉センター 2 F	096-324-2136
	一般財団法人 大分県母子寡婦 福祉連合会	870-0907	大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-552-3313
	財団法人 宮崎県母子寡婦 福祉連合会	880-0007	宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター 4 F	0985-22-4696
	社会福祉法人 鹿児島県母子寡 婦福祉連合会	890-8517	鹿児島市鴨池新町 1-7 鹿児島県社会福祉センター 7 F	099-258-2984
	社団法人 沖縄県母子寡婦 福祉連合会	903-0804	那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-887-4099

(NPO法人)

名称	郵便番号	所 在 地	T E L
NPO法人あごら	102-0082	東京都千代田区一番町 4-42 一番町Ⅱビル 6 F	03-3646-8923
NPO法人 しんぐるまざあず・ ふぉーらむ	101-0051	東京都千代田区神田神保町 2-28 日下ビル 2 F	03-3263-1519
NPO法人全国父子 家庭支援連絡会	959-2015	新潟県阿賀野市北本町 17-17	0250-47-6009
NPO法人WINK	160-0022	新宿区新宿 1-18-10-202	03-6685-6415

(注) 内閣府認証法人で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で把握している法人

母子家庭等就業・自立支援センター 一覧

(平成 25 年 3 月 1 日現在)

自治体名	住所	電話番号
都道府県		
北海道	函館市若松町 36 番 25 号 函館高砂母子ホーム内	0138-24-8040
	北見市北 8 条西 1 丁目	0157-23-4195
	旭川市 5 条通 4 丁目 旭川市ときわ市民ホール 1 階	0166-21-7181
	釧路市旭町 16 番 5 号	0154-22-2401
	帯広市公園東町 3 丁目 9 番地 1 号	0155-20-7751
青森県	室蘭市本町 2 丁目 2 番 11 号	0143-83-7047
岩手県	青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 3 階	017-735-4152
宮城県	盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 3 F	019-623-8539
秋田県	仙台市宮城野区安養寺 3-7-3 宮城県母子福祉センター内	022-295-0013
山形県	秋田市旭北栄町 1 番 5 号 秋田県社会福祉会館 5 階	018-896-1531
福島県	山形市小白川町 2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-632-2296
茨城県	福島市渡利字七社宮 111 福島県総合社会福祉センター 3 階	024-521-5699
栃木県	水戸市八幡町 11-52 県立母子の家内	029-221-8497
群馬県	宇都宮市野沢町 4-1 パルティとちぎ男女共同参画センター内	028-665-7801
埼玉県	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
	春日部市大沼 1-76 東部中央福祉事務所内	048-737-2139
	坂戸市大字石井 2327-1 西部福祉事務所内	049-283-7991
	本庄市前原 1-8-12 北部福祉事務所内	0495-22-0104
	秩父市桜木町 8-18 秩父福祉事務所内	0494-22-6237
千葉県	千葉市中央区安鼻 2-10-9 千葉県母子福祉会館内	043-225-0608
東京都	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 5 階	03-5261-8687
	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 7 階	03-3263-3451
神奈川県	藤沢市江ノ島 1-11-1 県立かながわ女性センター内	0466-27-2111
新潟県	新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階	025-281-5587
富山県	富山市安住町 5-21 富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) 3 階	076-432-4210
石川県	金沢市三社町 1-44 石川県女性センター 5 階	076-264-0503
福井県	福井市光陽 2-3-22 福井県社会福祉センター 4 階	0776-21-0733
山梨県	甲府市朝日 4-5-21 山梨県母子福祉センター内	055-252-7014
長野県	長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県健康福祉部子ども・家庭課内	026-232-0111
岐阜県	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 4 階	058-268-2569
静岡県	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191
愛知県	名古屋市中区金田町 3-11 愛知県母子福祉センター内	052-915-8824
三重県	津市桜橋 2-131 三重県社会福祉会館内	059-228-6298
滋賀県	大津市におの浜 4-3-26 母子福祉施設「のぞみ荘」内 滋賀マザーズジョブステーション内	077-527-4800
京都府	近江八幡市鷹飼町 80-4 滋賀県立男女共同参画センター内	0748-37-5088
	京都市南区東九条下殿田町 70 京都府民総合交流プラザ ジョブパーク内	075-662-3773
	福知山市篠尾新町 1-14 エースビル 4 階	0773-23-2771
大阪府	大阪市中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9498
兵庫県	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3201
奈良県	奈良市西木辻町 93-6 エルトピア奈良 内	0742-24-7624
	橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0188
和歌山県	和歌山市和歌浦東 3-6-46	073-444-0501
鳥取県	鳥取市東町 1-220 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課	0857-26-7869
	鳥取市伏野 1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6344
	島根県松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階	0852-32-5920
岡山県	岡山市北区石関町 2-1 岡山県総合福祉会館 5 階	086-803-5300
広島県	広島市中区富士見町 11-6 エソール広島 2 階	082-249-7149
山口県	山口市富田原町 4-58 山口県母子福祉センター内	083-923-2490
徳島県	徳島市中昭和町 1-2 県立総合福祉センター 2 階	088-654-7418
香川県	高松市国分寺町国分 348-2	087-874-1580
愛媛県	松山市本町 7-2 愛媛県本町ビル 1 階	089-907-3200
高知県	高知市旭町 3-115 こうち男女共同参画センター (ソーレ) 2 階	088-875-2500
	春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6 階	092-584-3931
福岡県	飯塚市新立岩 8-1 福岡県飯塚総合庁舎 2 階	0948-21-0390
	久留米市日吉町 15-60 ニッセイ久留米ビル 9 階	0942-32-1140
	佐賀市神野東 2-6-10 佐賀県駅北館 2 階	0952-97-9767
長崎県	佐賀市神野東 2-6-10 佐賀県駅北館 2 階	0952-97-9767
熊本県	長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター 2 階	095-894-9953
	熊本市中央区南千反畑町 3-7 熊本県総合福祉センター 2 階	096-351-8777
大分県	大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-552-3313
宮崎県	宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-4696
鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 1-7 鹿児島県社会福祉センター 7 階	099-258-2984
沖縄県	那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟 301	098-887-4099

自治体名	住所	電話番号
政令指定都市		
札幌市	札幌市中央区大通西 19 札幌市社会福祉総合センター内	011-631-3270
仙台市	仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ 7 階	022-212-4322
さいたま市*	さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所子育て支援課内	048-829-1948
千葉市*	千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所健全育成課内	043-245-5179
横浜市	横浜市中区常盤町 3-24 サンビル 8 階	045-227-6337
川崎市	川崎市中原区今井上町 34 和田ビル 2 階	044-733-1166
相模原市	相模原市緑区橋本 3-25-1 相模原市就職支援センター内 (橋本 MN ビル 4 階)	042-700-1617
新潟市	新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階	025-281-5587
静岡市	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191
浜松市	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4 階	054-254-1191
名古屋市	名古屋市中区栄 4-1-1 中ビル 9 階	052-915-8824
	名古屋市中区栄 4-1-1 中ビル 9 階	052-252-8824
京都市	京都市左京区下鴨北野々神町 26 北山ふれあいセンター内	075-708-7750
大阪市	大阪市北区中津 1-4-10 大阪市立愛光会館内	06-6371-7146
堺市	堺市堺区南瓦町 2-1 堺市総合福祉会館内	072-223-7902
神戸市	神戸市中央区橋通 3-4-1 神戸市総合福祉センター 3 階	078-341-4532
岡山市*	岡山市北区大供 1-1-1 岡山市役所こども福祉課内	086-803-1222
広島市	広島市中区千田町 1-9-43 広島市社会福祉センター 4 階	082-546-1751
北九州市	北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 4 階 北九州市立母子福祉センター	093-871-3224
福岡市	福岡市中央区大手門 2-5-15 福岡市立母子福祉センター	092-715-8805
熊本市	熊本市中央区水前寺 4-47-50	096-385-1160
中核市		
旭川市	旭川市 5 条通 4 丁目 旭川市ときわ市民ホール 1 階 旭川市社会福祉協議会内	0166-21-7181
函館市	函館市若松町 36 番 25 号 函館高砂母子ホーム内	0138-24-8040
青森市*	青森市中央 1-22-5	017-734-5334
盛岡市	盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 3F	019-623-8539
秋田市	秋田市八幡南 1-8-2 秋田市老人福祉センター内	018-866-1341
郡山市	郡山市朝日 1-29-9 郡山市総合福祉センター 3 階郡山市母子福祉センター	024-924-2963
いわき市*	いわき市平字梅本 21	0246-22-7452
宇都宮市	宇都宮市野沢町 4-1 パルティとちぎ男女共同参画センター内	028-665-7801
前橋市	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
高崎市	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
川越市*	川越市元町 1-3-1	049-224-8811 (内線 2585)
船橋市*	船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所児童家庭課内	047-436-3316
柏市*	柏市柏 5-10-1	04-7167-1595
横須賀市*	横須賀市小川町 11	046-822-9809
富山市	富山市安住町 5-21 富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) 3 階	076-432-4210
金沢市	金沢市三社町 1-44 石川県女性センター内	076-224-3417
長野市*	長野市鶴賀緑町 1613 長野市役所保育家庭支援課内	026-224-5031
岐阜市	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 4 階	058-268-2569
豊橋市	名古屋市中区金田町 3-11	052-915-8824
豊田市	名古屋市中区金田町 3-11	052-915-8824
岡崎市	名古屋市中区金田町 3-11	052-915-8824
大津市	大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 5 階	077-522-0220
高槻市	大阪府中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995
東大阪市	大阪府中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995
豊中市*	大阪府豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2767
姫路市*	姫路市安田 4-1	079-221-2132
西宮市*	西宮市六湛寺町 10 番 3 号西宮市児童・母子支援課内	0798-35-3166
尼崎市*	尼崎市東七松町 1-23-1 尼崎市こども家庭支援課内	06-6489-6349
奈良市*	奈良市二条大路南 1-1-1 奈良市役所子育て相談課	0742-34-4804
和歌山市*	和歌山市七番丁 23	073-435-1219
倉敷市*	倉敷市西中新田 640	086-426-3314
福山市	福山市御門町 2-1-1	084-921-5546
下関市	下関市南部町 1-1	083-231-1358
高松市	高松市国分寺町国分 348-2	087-874-1580
松山市	松山市二番町 4-7-2 松山市子育て支援課内	089-948-6418
高知市	高知市旭町 3-115 こうち男女共同参画センター 2 階	088-875-2500
久留米市	久留米市長門石 1 丁目 1 番 32 号総合福祉会館内	0942-39-2277
長崎市	長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター 2 階	095-894-9953
大分市	大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 3 階	097-552-3313
宮崎市	宮崎市橋通西 1-1-1 宮崎市福祉部子育て支援課内	0985-21-1765
鹿児島市*	鹿児島市山下町 11-1	099-216-1260

※は事業所管課

(様式例)

証 明 書

求人情報提供者様

採用担当者指名

様

連絡先

次の方については、さきにご提供のありました求人情報について、当センターにおいて情報提供したことを証明いたします。

面接日 月 日 時 分

氏 名	様
職 種	

平成 年 月 日

(都道府県市) 母子家庭等就業・自立支援センター

(県(市))

(TEL)

証明者

(FAX)

※なお、この方の採否についても当方まで御連絡ください。

(様式例)

求人管理簿

No.	求人事業者名..... 所 在 地..... 代表者氏名..... 連絡担当者.....				
求人管理簿					
受付年月日	求人数	就労場所	雇用期間	賃金等	処理状況

求職管理簿

No.	求 職 者 氏 名..... 生 年 月 日..... 住 所..... 求職希望職種.....			
求職管理簿				
求職年月日	紹介（応募） 先	紹介（応募）年 月 日	就職年月日	雇用形態

事業主の
皆さまへ

「ひとり親」の就業を ご支援ください

母子家庭の母や父子家庭の父（「ひとり親」）は、子育てをしながら働かなければならないため、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。また、昨今の厳しい経済情勢の下、就職は一層厳しくなっています。

国と地方公共団体では、今年3月1日に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れたり、その他の協力を要請することになりました。

そこで、事業主の皆さまには、このような状況をご理解の上、ひとり親の就業をご支援いただきますようお願いいたします。助成金制度がありますので、ぜひご活用ください。

また、業務を外部委託される場合は、母子福祉団体等の活用をご検討ください。

1 ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワークや「母子家庭等就業・自立支援センター」※に求人情報の提供をお願いします。

※都道府県、政令指定都市、中核市に設置されており、ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。

メリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献することができます。
- ひとり親を雇用する事業主は、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用奨励金などを活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金や奨励金

（平成25年3月1日現在）

●特定求職者雇用開発助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を雇い入れた事業主に、賃金の一部を助成します。

- ・短時間労働者以外 中小企業…90万円 大企業…50万円
- ・短時間労働者 中小企業…60万円 大企業…30万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

●試行（トライアル）雇用奨励金

ハローワークの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3カ月）試行雇用する事業主に月額4万円の奨励金を支給します。

●均衡待遇・正社員化推進奨励金の加算

正社員転換制度や短時間正社員制度を導入する際に、2人目から10人目の対象労働者がひとり親の場合に助成金を加算します。

※均衡待遇・正社員化推進奨励金は、平成25年3月末をもって廃止し、平成25年度からキャリアアップ助成金（仮称）に整理・統合する予定です。

これらの助成金、奨励金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

全国ハローワーク一覧 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html> 都道府県労働局一覧 <http://www.mhlw.go.jp/link/index.html>

2 母子福祉団体等への業務発注にご協力ください

母子福祉団体とは、「母子及び寡婦福祉法」に基づく、ひとり親家庭および寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。母子家庭等就業・自立支援センターの運営をはじめ、長年にわたって、育児・子育て関連業務や講習会・セミナーの運営などを実施し、業務運営の経験、スタッフともに豊富です（団体により事業内容は異なります）。

また、母子福祉団体のほかにも、ひとり親家庭の支援を目的とした特定非営利法人（NPO）が多数あり、さまざまな事業を行っています。

これらの団体（母子福祉団体等）への積極的な発注をお願いします。

支援するメリット

- 母子福祉団体等を活用することで、地域に密着した事業運営を行うことができます。
- ひとり親家庭の就業促進を通して、地域・社会に貢献することができます。

母子福祉団体等で 行っている事業の 例

①育児・子育て関連

（託児サービス / 親子のふれあい交流 / 児童の訪問援助）

②講習会・セミナー・相談会の運営・開催

（パソコン教室の運営・講習会 / 地域の学習教室 / 就職準備・離転職セミナー / 養育費相談 / キャリアカウンセリング相談 / 日常生活の相談 / 法律相談）

③店舗・自動販売機の設置

（自動販売機の設置 / 売店の運営管理 / カフェの運営）

④施設の運営管理

（清掃 / 職員寮などの管理 / 児童館の運営管理）

⑤地域の安心確保

（地域の見守り / 市民共働型の自転車利用適正化事業）

⑥事務委託

（資料・パンフレットなどの封入・配送 / 会議の議事録作成）

⑦地方自治体からの受託による事業

（母子家庭等就業・自立支援センターの運営 / 日常生活支援事業の実施 / 自立支援プログラムの策定 / 母子生活支援施設の運営 / 母子福祉センターの管理運営 / 母子家庭等就業支援講習会の実施 / 在宅就業支援 / 面会交流支援 など）

これらは、全国の母子福祉団体等で行っている事業の例です。各団体で実施している事業内容や受注できる事業については、各都道府県・指定都市にある母子福祉団体にご確認ください。また、各地で実施している事業については、（財）全国母子寡婦福祉団体協議会でも照会に応じています。

—— 全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体及び関係団体 一覧 ——

(全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体)

地区	名称	郵便番号	所 在 地	T E L
全 国	財団法人 全国母子寡婦福祉 団体協議会	140-0011	東京都品川区東大井五丁目 26 番 20 号 アクシールコート大井仙台坂 104	03-6718-4088
	社会福祉法人 北海道母子寡婦 福祉連合会	060-0031	北海道札幌市中央区北 1 条東 8 丁目 北海道母子福祉センター内	011-261-0447
東 北 ・ 北 海 道	財団法人 札幌市母子寡婦 福祉連合会	060-0042	札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市社会福祉総合センター内	011-631-3270
	財団法人 青森県母子寡婦 福祉連合会	030-0822	青森市中央三丁目 20 番 30 号 県民福祉プラザ 3 F	017-735-4152
	社団法人 岩手県母子寡婦 福祉連合会	020-0015	盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター内	019-623-8539
	財団法人 宮城県母子福祉 連合会	983-0832	仙台市宮城野区安養寺 3-7-3 宮城県母子福祉センター内	022-256-6512
	社会福祉法人 秋田県母子寡婦 福祉連合会	010-0864	秋田市手形住吉町 4-26 秋田県母子福祉総合センター内	018-833-4249
	財団法人 山形県母子寡婦 福祉連合会	990-0021	山形市小白川町 2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-633-0962
	社団法人 茨城県母子寡婦 福祉連合会	310-0065	水戸市八幡町 11-52 茨城県立母子の家内	029-221-7505
	公益財団法人 栃木県ひとり親 家庭福祉連合会	320-0071	宇都宮市野沢 4-1 パルティとちぎ 1 F	028-665-7801
	財団法人 群馬県母子寡婦 福祉協議会	371-0843	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
	財団法人 埼玉県母子寡婦 福祉連合会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町 1-124 埼玉県大宮合同庁舎内	048-645-7886
関 東	財団法人 千葉県母子寡婦 福祉連合会	260-0856	千葉市中央区亥鼻 2-10-9 千葉県母子福祉会館内	043-222-5818
	財団法人 東京都母子寡婦 福祉協議会	162-0823	東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 5 F	03-5261-1341~2
	財団法人 神奈川県母子寡婦 福祉連絡協議会	251-0036	藤沢市江の島 1-11-1 神奈川県立かながわ女性セ ンター内	0466-27-2111
	一般財団法人 横浜母子寡婦 福祉会	231-0014	横浜市中区常盤町 3-24 サンビル 8 F	045-651-0390
	財団法人 川崎市母子寡婦 福祉協議会	211-0067	川崎市中区今井上町 34 和田ビル 2F 川崎市母子福祉センター サン ・ ライヴ内	044-733-1166
	社団法人 新潟県母子寡婦 福祉連合会	950-0994	新潟市中央区上所 2-2-2 ユニゾンプラザ 3 F	025-281-5546
	財団法人 山梨県母子寡婦 福祉連合会	400-0025	甲府市朝日 4-5-21 山梨県母子福祉センター内	055-252-7014
	社団法人 長野県母子寡婦 福祉連合会	380-0928	長野市若里 7-117 長野県社会福祉総合センター内	026-228-9233
	社団法人 静岡県母子寡婦 福祉連合会	420-0856	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4 F	054-254-5220
	一般社団法人 静岡市母子寡婦 福祉会	420-8602	静岡市葵区追手町 5-1 静岡市英福祉事務所保育児童課内	054-221-1565
	公益財団法人 富山県母子寡婦 福祉連合会	930-0094	富山市安住町 5-21 富山県総合福祉会館 3 F	076-432-4298
	財団法人 石川県母子寡婦 福祉連合会	920-0861	金沢市三社町 1-44 石川県女性センター 5 F	076-264-0503
	財団法人 福井県母子寡婦 福祉連合会	910-0026	福井市光陽 2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-0733
	財団法人 岐阜県母子寡婦 福祉連合会	500-8385	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 4 F	058-274-0494
	社会福祉法人 愛知県母子寡婦 福祉連合会	462-0033	名古屋市中区金田町 3-11 愛知県母子福祉会館内	052-915-8862
中 部	財団法人 三重県母子寡婦 福祉連合会	514-0003	津市桜橋 2-131 三重県社会福祉会館内	059-228-6298
	社会福祉法人 滋賀県母子福祉 のぞみ会	520-0801	大津市におの浜 4-3-26 滋賀県母子福祉施設のぞみ荘内	077-522-2951
	社会福祉法人 京都府母子寡婦 福祉連合会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入 る清水町 375 京都府立総合社会福祉会館内	075-223-1360
	社団法人 京都市母子寡婦 福祉連合会	606-0846	京都市左京区下鴨北野々神町 26 番地 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター ゆめあす内	075-708-7751
近 畿				

地区	名称	郵便番号	所 在 地	T E L
近 畿	社会福祉法人 大阪府母子寡婦 福祉連合会	540-0012	大阪市中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995
	社団法人 大阪府母と子の 共励会	531-0071	大阪市北区中津 1-4-10 大阪市立愛光会館内	06-6371-7146
	一般財団法人 堺市母子寡婦福 祉会	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町 2-1 堺市総合福祉会館 2F	072-223-7902
	一般財団法人 兵庫県母子共励会	650-0011	神戸市中央区下山手通 5-7-11 兵庫県母子会館内	078-341-7372
	社会福祉法人 神戸市母子福祉 たちばな会	650-0016	神戸市中央区橋通 3-4-1 神戸市立母子福祉センター内	078-341-4532
	社団法人 奈良県母子福祉 連合会	634-0061	橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター 4 F	0744-29-0188
	社団法人 和歌山県母子寡 婦福祉連合会	641-0021	和歌山市和歌浦東 3-6-46 和歌山県立和歌山すみれホーム内	073-444-0376
	財団法人 鳥取県連合母子会	689-0201	鳥取市伏野 1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6344
	財団法人 島根県母子会連 合会	690-0011	松江市東津田町 1741-3 島根県立母子福祉センター内	0852-32-5920
	財団法人 岡山県母子寡婦 福祉連合会	700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6 岡山県保健福祉部子ども未来課内	086-226-7349
中 国	財団法人 広島県母子寡婦 福祉連合会	730-0043	広島市中区富士見町 11-6 広島県女性総合センター 2 階	082-543-6889
	一般財団法人 広島市母子寡婦 福祉連合会	730-0052	広島市中区千田町 1-9-43 広島市社会福祉センター 4 F	082-241-1768
	財団法人 山口県母子寡婦 福祉連合会	753-0054	山口市富田原町 4-58 山口県母子福祉センター内	083-923-2490
	公益財団法人 徳島県母子寡婦 福祉連合会	770-0943	徳島市中昭和町 1-2 徳島県立総合福祉センター 2 F	088-654-7418
	財団法人 香川県母子寡婦 福祉連合会	769-0102	高松市国分寺町国分 348-2	087-874-1580
四 国	財団法人 愛媛県母子寡婦 福祉連合会	790-0811	松山市本町 7-2 愛媛県本町ビル 1 F	089-907-3200
	財団法人 高知県青蘭会連盟	780-0061	高知市栄田町 3 丁目 6 番 29 号 高知県母子寡婦福祉会館内	088-872-5873
九 州	社会福祉法人 福岡県母子寡婦 福祉連合会	816-0804	春日市原町 3-1-7 福岡県総合福祉センター内	092-584-3922
	一般財団法人 北九州市母子寡 婦福祉会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 4 F	093-871-3225
	財団法人 福岡市母子福祉会	810-0074	福岡市中央区大手門 2-5-15 福岡市母子福祉センター内	092-741-8967
	一般財団法人 佐賀県母子寡婦 福祉連合会	840-0804	佐賀市神野東二丁目 6 番 10 号	0952-97-9767
	社団法人 長崎県母子寡婦 福祉連合会	852-8104	長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター 県棟 1 F	095-846-8722
	社団法人 長崎市母子寡婦 福祉会	850-0054	長崎市長町 1-33 長崎市社会福祉会館 3 階	095-828-1470
	社会福祉法人 熊本県母子寡婦 福祉連合会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町 3-7 熊本県総合福祉センター 2 F	096-324-2136
	一般財団法人 大分県母子寡婦 福祉連合会	870-0907	大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-552-3313
	財団法人 宮崎県母子寡婦 福祉連合会	880-0007	宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター 4 F	0985-22-4696
	社会福祉法人 鹿児島県母子寡 婦福祉連合会	890-8517	鹿児島市鴨池新町 1-7 鹿児島県社会福祉センター 7 F	099-258-2984
九州	社団法人 沖縄県母子寡婦 福祉連合会	903-0804	那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-887-4099

(NPO法人)

名称	郵便番号	所 在 地	T E L
NPO法人あごら	102-0082	東京都千代田区一番町 4-42 一番町Ⅱビル 6 F	03-3646-8923
NPO法人 しんぐるまざあず・ ふぉーらむ	101-0051	東京都千代田区神田神保町 2-28 日下ビル 2 F	03-3263-1519
NPO法人全国父子 家庭支援連絡会	959-2015	新潟県阿賀野市北本町 17-17	0250-47-6009
NPO法人WINK	160-0022	新宿区新宿 1-18-10-202	03-6685-6415

(注) 内閣府認証法人で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で把握している法人

母子家庭等就業・自立支援センター 一覧

(平成 25 年 3 月 1 日現在)

自治体名	住所	電話番号
都道府県		
北海道	函館市若松町 36 番 25 号 函館高砂母子ホーム内	0138-24-8040
	北見市北 8 条西 1 丁目	0157-23-4195
	旭川市 5 条通 4 丁目 旭川市ときわ市民ホール 1 階	0166-21-7181
	釧路市旭町 16 番 5 号	0154-22-2401
	帯広市公園東町 3 丁目 9 番地 1 号	0155-20-7751
青森県	室蘭市本町 2 丁目 2 番 11 号	0143-83-7047
岩手県	青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 3 階	017-735-4152
宮城県	盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 3 F	019-623-8539
秋田県	仙台市宮城野区安養寺 3-7-3 宮城県母子福祉センター内	022-295-0013
山形県	秋田市旭北栄町 1 番 5 号 秋田県社会福祉会館 5 階	018-896-1531
福島県	山形市小白川町 2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-632-2296
茨城県	福島市渡利字七社宮 111 福島県総合社会福祉センター 3 階	024-521-5699
栃木県	水戸市八幡町 11-52 県立母子の家内	029-221-8497
群馬県	宇都宮市野沢町 4-1 パルティとちぎ男女共同参画センター内	028-665-7801
埼玉県	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
	春日部市大沼 1-76 東部中央福祉事務所内	048-737-2139
	坂戸市大字石井 2327-1 西部福祉事務所内	049-283-7991
	本庄市前原 1-8-12 北部福祉事務所内	0495-22-0104
	秩父市桜木町 8-18 秩父福祉事務所内	0494-22-6237
千葉県	千葉市中央区安鼻 2-10-9 千葉県母子福祉会館内	043-225-0608
東京都	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 5 階	03-5261-8687
	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 7 階	03-3263-3451
神奈川県	藤沢市江ノ島 1-11-1 県立かながわ女性センター内	0466-27-2111
新潟県	新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階	025-281-5587
富山県	富山市安住町 5-21 富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) 3 階	076-432-4210
石川県	金沢市三社町 1-44 石川県女性センター 5 階	076-264-0503
福井県	福井市光陽 2-3-22 福井県社会福祉センター 4 階	0776-21-0733
山梨県	甲府市朝日 4-5-21 山梨県母子福祉センター内	055-252-7014
長野県	長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県健康福祉部子ども・家庭課内	026-232-0111
岐阜県	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 4 階	058-268-2569
静岡県	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191
愛知県	名古屋市中区金田町 3-11 愛知県母子福祉センター内	052-915-8824
三重県	津市桜橋 2-131 三重県社会福祉会館内	059-228-6298
滋賀県	大津市におの浜 4-3-26 母子福祉施設「のぞみ荘」内 滋賀マザーズジョブステーション内	077-527-4800
京都府	近江八幡市鷹飼町 80-4 滋賀県立男女共同参画センター内	0748-37-5088
	京都市南区東九条下殿田町 70 京都府民総合交流プラザ ジョブパーク内	075-662-3773
大阪府	福知山市篠尾新町 1-14 エースビル 4 階	0773-23-2771
兵庫県	大阪市中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9498
奈良県	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3201
	奈良市西木辻町 93-6 エルピア奈良 内	0742-24-7624
和歌山県	橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0188
鳥取県	和歌山市和歌浦東 3-6-46	073-444-0501
	鳥取市東町 1-220 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課	0857-26-7869
	鳥取市伏野 1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6344
島根県	松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階	0852-32-5920
岡山県	岡山市北区石関町 2-1 岡山県総合福祉会館 5 階	086-803-5300
広島県	広島市中区富士見町 11-6 エソール広島 2 階	082-249-7149
山口県	山口市富田原町 4-58 山口県母子福祉センター内	083-923-2490
徳島県	徳島市中昭和町 1-2 県立総合福祉センター 2 階	088-654-7418
香川県	高松市国分寺町国分 348-2	087-874-1580
愛媛県	松山市本町 7-2 愛媛県本町ビル 1 階	089-907-3200
高知県	高知市旭町 3-115 こうち男女共同参画センター (ソーレ) 2 階	088-875-2500
福岡県	春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6 階	092-584-3931
	飯塚市新立岩 8-1 福岡県飯塚総合庁舎 2 階	0948-21-0390
	久留米市日吉町 15-60 ニッセイ久留米ビル 9 階	0942-32-1140
佐賀県	佐賀市神野東 2-6-10 佐賀県駅北館 2 階	0952-97-9767
長崎県	長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター 2 階	095-894-9953
熊本県	熊本市中央区南千反畑町 3-7 熊本県総合福祉センター 2 階	096-351-8777
大分県	大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館内	097-552-3313
宮崎県	宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-4696
鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 1-7 鹿児島県社会福祉センター 7 階	099-258-2984
沖縄県	那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟 301	098-887-4099

自治体名	住所	電話番号
政令指定都市		
札幌市	札幌市中央区大通西 19 札幌市社会福祉総合センター内	011-631-3270
仙台市	仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ 7 階	022-212-4322
さいたま市*	さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所子育て支援課内	048-829-1948
千葉市*	千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所健全育成課内	043-245-5179
横浜市	横浜市中区常盤町 3-24 サンビル 8 階	045-227-6337
川崎市	川崎市中原区今井上町 34 和田ビル 2 階	044-733-1166
相模原市	相模原市緑区橋本 3-25-1 相模原市就職支援センター内 (橋本 MN ビル 4 階)	042-700-1617
新潟市	新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階	025-281-5587
静岡市	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-254-1191
浜松市	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4 階	054-254-1191
名古屋市	名古屋市中区栄 4-1-1 中ビル 9 階	052-915-8824
	名古屋市中区栄 4-1-1 中ビル 9 階	052-252-8824
京都市	京都市左京区下鴨北野々神町 26 北山ふれあいセンター内	075-708-7750
大阪市	大阪市北区中津 1-4-10 大阪市立愛光会館内	06-6371-7146
堺市	堺市堺区南瓦町 2-1 堺市総合福祉会館内	072-223-7902
神戸市	神戸市中央区橋通 3-4-1 神戸市総合福祉センター 3 階	078-341-4532
岡山市*	岡山市北区大供 1-1-1 岡山市役所こども福祉課内	086-803-1222
広島市	広島市中区千田町 1-9-43 広島市社会福祉センター 4 階	082-546-1751
北九州市	北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 4 階 北九州市立母子福祉センター	093-871-3224
福岡市	福岡市中央区大手門 2-5-15 福岡市立母子福祉センター	092-715-8805
熊本市	熊本市中央区水前寺 4-47-50	096-385-1160
中核市		
旭川市	旭川市 5 条通 4 丁目 旭川市ときわ市民ホール 1 階 旭川市社会福祉協議会内	0166-21-7181
函館市	函館市若松町 36 番 25 号 函館高砂母子ホーム内	0138-24-8040
青森市*	青森市中央 1-22-5	017-734-5334
盛岡市	盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 3F	019-623-8539
秋田市	秋田市八幡南 1-8-2 秋田市老人福祉センター内	018-866-1341
郡山市	郡山市朝日 1-29-9 郡山市総合福祉センター 3 階郡山市母子福祉センター	024-924-2963
いわき市*	いわき市平字梅本 21	0246-22-7452
宇都宮市	宇都宮市野沢町 4-1 パルティとちぎ男女共同参画センター内	028-665-7801
前橋市	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
高崎市	前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター内	027-255-6636
川越市*	川越市元町 1-3-1	049-224-8811 (内線 2585)
船橋市*	船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所児童家庭課内	047-436-3316
柏市*	柏市柏 5-10-1	04-7167-1595
横須賀市*	横須賀市小川町 11	046-822-9809
富山市	富山市安住町 5-21 富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) 3 階	076-432-4210
金沢市	金沢市三社町 1-44 石川県女性センター内	076-224-3417
長野市*	長野市鶴賀緑町 1613 長野市役所保育家庭支援課内	026-224-5031
岐阜市	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 4 階	058-268-2569
豊橋市	名古屋市中区金田町 3-11	052-915-8824
豊田市	名古屋市中区金田町 3-11	052-915-8824
岡崎市	名古屋市中区金田町 3-11	052-915-8824
大津市	大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 5 階	077-522-0220
高槻市	大阪府中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995
東大阪市	大阪府中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター内	06-6762-9995
豊中市*	大阪府豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2767
姫路市*	姫路市安田 4-1	079-221-2132
西宮市*	西宮市六湛寺町 10 番 3 号西宮市児童・母子支援課内	0798-35-3166
尼崎市*	尼崎市東七松町 1-23-1 尼崎市こども家庭支援課内	06-6489-6349
奈良市*	奈良市二条大路南 1-1-1 奈良市役所子育て相談課	0742-34-4804
和歌山市*	和歌山市七番丁 23	073-435-1219
倉敷市*	倉敷市西中新田 640	086-426-3314
福山市	福山市御門町 2-1-1	084-921-5546
下関市	下関市南部町 1-1	083-231-1358
高松市	高松市国分寺町国分 348-2	087-874-1580
松山市	松山市二番町 4-7-2 松山市子育て支援課内	089-948-6418
高知市	高知市旭町 3-115 こうち男女共同参画センター 2 階	088-875-2500
久留米市	久留米市長門石 1 丁目 1 番 32 号総合福祉会館内	0942-39-2277
長崎市	長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター 2 階	095-894-9953
大分市	大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 3 階	097-552-3313
宮崎市	宮崎市橋通西 1-1-1 宮崎市福祉部子育て支援課内	0985-21-1765
鹿児島市*	鹿児島市山下町 11-1	099-216-1260

※は事業所管課

「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の改正について

1. 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。）は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条に基き定められ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 主な改正の内容

①母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。）が昨年9月に成立、本年3月1日から施行されることに伴い、基本方針について所要の改正を行う。

（具体的内容）

○はじめに

・ 1. 方針のねらいにおいて、同特別措置法が成立した旨等を加える。

○第1母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

・ 10. まとめの（2）父子世帯の状況において、就業支援の重要性を加える。

○第2母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

・ 新たに父子家庭が対象となった施策については、父子家庭が対象となるように規定を改める。

・ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮を増大への努力に改め、対象に独立行政法人、特殊法人等を加える。

・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意を加える。

・ 母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表を加える。

○その他所要の改正を行う。

②平成22年8月に施行された児童扶養手当法改正法附則第5条の検討規定に基づき、ひとり親施策の検討を行うことを踏まえ、基本方針の対象期間を平成24年度までの5年間で平成26年度までの7年間に改める。

3. 適用日 平成25年3月1日

就業支援策の推進について

就業支援策の推進

平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。「就業支援策」について本格的な取組を開始。

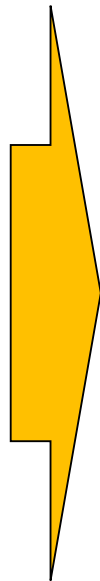
現 状

○母子家庭等を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況。

○就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取組に差が生じている。

【参考】就業支援事業の実施割合（平成23年度実績）

◆母子家庭等就業・自立支援センター事業	100.0 %
◆自立支援教育訓練給付事業	90.0 %（目標:平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
◆高等技能訓練促進費等事業	90.4 %（目標:平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
◆母子自立支援プログラム策定事業	59.8%



どこに住んでも支援を受けられることができるよう事業の空白地帯を解消するとともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが重要。

母子家庭の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハロワークによる支援 ・マザーズハロワーク ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援事業 ・母子家庭等修業・自立支援センター事業 (平成23年度実績 100%)	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子自立支援プログラム策定等事業 (平成23年度実績 59.8%)	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハロワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金事業 (平成23年度実績 90.0%) (実施目標:平成26年度までに100%)【子ども・子育てビジョン】	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等技能訓練促進費等事業 (平成23年度実績 90.4%) (実施目標:平成26年度までに100%)【子ども・子育てビジョン】	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。
6 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対して助成を行い、普及促進を図る。 (事業実施:平成21年度～平成25年度)

※このほか、「安心こども基金」による「職業訓練受講時の託児サービスの充実」、「職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援」、「就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施」、などを実施。

高等技能訓練促進費等事業

創設：平成15年度
総支給件数：10,287件（平成23年度）
資格取得者数：3,016件（平成23年度）
就職件数：2,442件（平成23年度）
目標：平成26年度までに全都道府県・
市・福祉事務所設置町村で実施
（子ども・子育てビジョン）

平成25年度予算案

- 母子家庭の母が資格取得のために修学する場合に生活費の負担軽減を図る高等技能訓練促進費等事業については、修学する期間の後半2分の1（上限18月）を支給する制度であるが、平成21年度及び平成23年度の補正予算で安心こども基金への積み増しを行い、修学全期間（上限3年）に対する支給を行っている。
- 現在の仕組みは、補正予算（安心こども基金）を活用した暫定的な措置であった。
- このため、平成25年度予算案では、事業を見直し、当初予算のみによる事業として位置づけることとする。
- 見直しに当たっては、一般施策との均衡なども考慮し、平成25年4月から修学を開始する方については、支給期間の上限を3年から2年（※）とする。（※3年課程の場合は、3年目を母子福祉資金貸付金により支援を行う。）

	現 行（24年度入学者）	見 直 し 後（25年度入学者）
支給期間	修学全期間（ <u>上限3年</u> ）	修学全期間（ <u>上限2年</u> ） ※3年課程の場合は、3年目を母子福祉資金貸付金により支援を行う
支給額	高等技能訓練促進費 月額10万円 （住民税課税世帯は月額7万5千円） 入学支援修了一時金 5万円 （住民税課税世帯は2万5千円）	同 左
支給対象	母子家庭の母	母子家庭の母、父子家庭の父
財政構造	修学期間の後半2分の1：当初予算 修学期間の前半2分の1：安心こども基金	修学期間（上限2年）：当初予算

母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等（平成23年度実績）

市 等										
都道府県	母子家庭及び寡婦自立促進計画		自立支援給付金事業		就業・自立支援事業		自立支援教育訓練給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業				
1北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5秋田県	○ (2次計画策定中)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

市等														
都道府県														
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業				母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業
		自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業			一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業					
6山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
8茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
9栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
10群馬県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
北海道・東北ブロック														
関東ブロック														

[illegible]

		都道府県		市 等										
母子家庭及び ひとり親等 自立支援計画	母子家庭等 自立支援セ ンター事業	自立支援給 付金事業	母子自 立支援 プログラム 策定等事業	母子家 庭等日 常生活 支援事 業	ひとり親 家庭生 活支援 事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログ ラム策定等事業	母子家庭等日常生 活支援事業	ひとり親家庭生 活支援事業				
						自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業							
13東京都						母子家庭等就 業・自立支援セ ンター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	千代田区、中央区、港 区、新宿区、文京区、 台東区、墨田区、江東 区、品川区、目黒区、 大田区、世田谷区、洪 谷区、中野区、杉並区、 豊島区、北区、荒川区、 板橋区、練馬区、足立 区、葛飾区、江戸川区、 八王子市、立川市、武 蔵野市、三鷹市、青梅 市、府中市、昭島市、 調布市、町田市、小金 井市、小平市、日野市、 東村山市、国分寺市、 国立市、福生市、狛江 市、東大和市、清瀬市、 東久留米市、武蔵村山 市、多摩市、稲城市、 羽村市、あきる野市、 西東京市(49/49)	千代田区、中央区、 港区、新宿区、文京 区、台東区、墨田区、 江東区、品川区、目 黒区、大田区、世田 谷区、洪谷区、中野 区、杉並区、豊島区、 北区、荒川区、板橋 区、葛飾区、足立区、 八王子市、立川市、 葛飾区、江戸川区、 武蔵野市、三鷹市、 青梅市、府中市、昭 島市、調布市、町田 市、小金井市、小平 市、日野市、東村山 市、国分寺市、国立 市、福生市、狛江市 市、東大和市、清瀬 市、東久留米市、武 蔵村山市、多摩市、 稲城市、あきる野 市、西東京市(49/49)	中央区、文京区、文 台東区、品川区、 目黒区、大田区、 世田谷区、渋谷区、 中野区、豊島区、 杉並区、練馬区、 江北区、八王子市、 立川市、武蔵野市、 三鷹市、青梅市、 府中市、昭島市、 調布市、町田市、 小金井市、小平市、 日野市、東村山市、 国分寺市、国立市、 福生市、狛江市、 大和市、清瀬市、武 蔵村山市、羽村市、 西東京市(34/49)	中央区、文京区、 台東区、品川区、 目黒区、大田区、 世田谷区、渋谷区、 中野区、豊島区、 杉並区、練馬区、 江北区、八王子市、 立川市、武蔵野市、 三鷹市、青梅市、 府中市、昭島市、 調布市、町田市、 小金井市、小平市、 日野市、東村山市、 国分寺市、国立市、 福生市、狛江市、 大和市、清瀬市、武 蔵村山市、羽村市、 西東京市(39/62)	横滨市、川崎市、相 模原市(3/19)	横滨市、川崎市、相 模原市、横須賀 市、平塚市、鎌倉 市、藤沢市、小田 原市、茅ヶ崎市、逗 子市、秦野市、厚 木市、伊勢原市、 海老名市、座間市、 南足柄市(町村在 住者分は県の事業 対象に含め実施) (30/33)	横滨市、川崎市、 相模原市、横須賀 市、平塚市、鎌倉 市、藤沢市、小田 原市、茅ヶ崎市、逗 子市、秦野市、厚 木市、伊勢原市、 海老名市、座間市、 南足柄市(町村在 住者分は県の事業 対象に含め実施) (30/33)
	14神奈川県						横滨市、川崎市、相 模原市(4/4)	(0/15)	横滨市、川崎市、横 須賀市、相模原市、 平塚市、鎌倉市、藤 沢市、小田原市、茅 ヶ崎市、逗子市、秦 野市、厚木市、大和 市、伊勢原市、海老 名市、座間市、綾 瀬市(19/19)	横滨市、川崎市、 相模原市、横須賀 市、平塚市、鎌倉 市、藤沢市、小田 原市、茅ヶ崎市、逗 子市、秦野市、厚 木市、伊勢原市、 海老名市、座間市、 南足柄市(町村在 住者分は県の事業 対象に含め実施) (17/19)	横滨市、川崎市、 相模原市、横須賀 市、平塚市、鎌倉 市、藤沢市、小田 原市、茅ヶ崎市、逗 子市、秦野市、厚 木市、伊勢原市、 海老名市、座間市、 南足柄市(町村在 住者分は県の事業 対象に含め実施) (30/33)			
関東ブロック														

都道府県													市 等			
母子家庭及びひとり親家庭生活支援事業	母子家庭等就労・自立支援センター事業	自立支援給付金事業				母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭及びひとり親家庭生活支援事業	母子自立支援プログラム策定等事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
		自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子家庭等就労・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					
15新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
16山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
17長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
18静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

市 等									
都道府県					自立支援給付金事業				
母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			就業・自立支援事業	自立支援給付金事業			ひとり親家庭生活支援事業
		自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業		自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	
母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
19 富山県	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	(富山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(14/15)
20 石川県	◎	◎	◎	◎	(0/10)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、白山市、能美市、野々市市、中能登町(5/19)	金沢市(左記の市以外在市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)
21 福井県	◎	◎	◎	◎	(2/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町(9/17)	(県の事業対象に含め実施)(17/17)
22 岐阜県	◎	◎	◎	◎	(0/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、本巣市、大垣市、本巣市(2/42)	岐阜市、関市、下呂市、可児市(4/42)

[illegible]

[illegible]

市 等									
都道府県									
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			就業・自立支援事業		自立支援給付金事業	母子自立支援プログラム策定等事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭等就業・自立支援事業	一般市等就業・自立支援事業		
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭等就業・自立支援事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援給付金事業	母子自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
28兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
29奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
30和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
31鳥取県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
近畿2府5県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中国2府5県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

	市 等									
	都道府県					就 業 等				
	母子家庭及びひとり親家庭生活支援事業	母子自立支援プログラム策定等事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	就業・自立支援事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援給付金事業
32	島根県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

	市 等									
	都道府県					市 等				
	母子家庭等及びひとり親家庭自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業 高等技能訓練促進費事業
36徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
37香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
38愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
39高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
40福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業
四国ブロック										
九州ブロック										

市 等																				
都道府県						自立支援給付金事業														
母子家庭及び寡婦自立促進計画						母子家庭等就業・自立支援センター事業		就業・自立支援事業		自立支援教育訓練給付金事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業		母子家庭等日常生活支援事業		ひとり親家庭生活支援事業		
						母子家庭等就業・自立支援センター事業		一般市等就業・自立支援事業		自立支援教育訓練給付金事業		高等技能訓練促進費事業		母子自立支援プログラム策定等事業		母子家庭等日常生活支援事業		ひとり親家庭生活支援事業		
41佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
42長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
43熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
44大分県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
45宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

	都道府県				市 等			
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	自立支援給付金事業			就業・自立支援事業	自立支援給付金事業		ひとり親家庭生活支援事業
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業		自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
九州7都府県		母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業
	46 鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	47 沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
都道府県合計	継続して実施(◎)	46	47	47	47	47	47	47
	平成23年度中に実施(○)	1	0	0	0	0	0	0
	実施予定なし	0	0	0	0	4	19	22
平成23年度実施状況								
		221/845 (26. 2%)	60/60 (100%)	21/785 (2. 7%)	756/845 (89. 5%)	759/845 (89. 8%)	490/845 (58. 0%)	971/1747 (55. 6%)
		792/1747 (43. 7%)						

<都道府県を含む実施状況>

平成23年度実施状況				
母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	
267/892 (29. 9%)	107/107 (100%)	21/785 (2. 7%)	803/892 (90. 0%)	533/892 (59. 8%)
817/1794 (43. 9%)			806/892 (90. 4%)	999/1794 (55. 7%)

面会交流支援事業

【事業内容】

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
- 具体的には、面会交流の取り決めがあり父母間で合意がある児童扶養手当受給者相当（非監護親等）を対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。

※母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中のメニューとして実施

【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【25年度予算（案）】母子家庭等対策総合支援事業（9,734百万円）の内数



事業実施主体：
都道府県・指定都市・中核市
（母子家庭等就業・自立支援センター）
※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可

再委託可

専門的見地からの指導・助言

円滑な面会交流に向けた支援

取り決めのある面会交流の日程調整、
場所の斡旋、アドバイスなど



等

資料31

学習支援ボランティア事業

【事業内容】

- ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねない。
- このため、ひとり親家庭の児童等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童等の家庭に派遣する。
- 対象者は、ひとり親家庭の児童（必要に応じ、親も対象とすることができる）。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭生活支援事業」の中のメニューとして実施

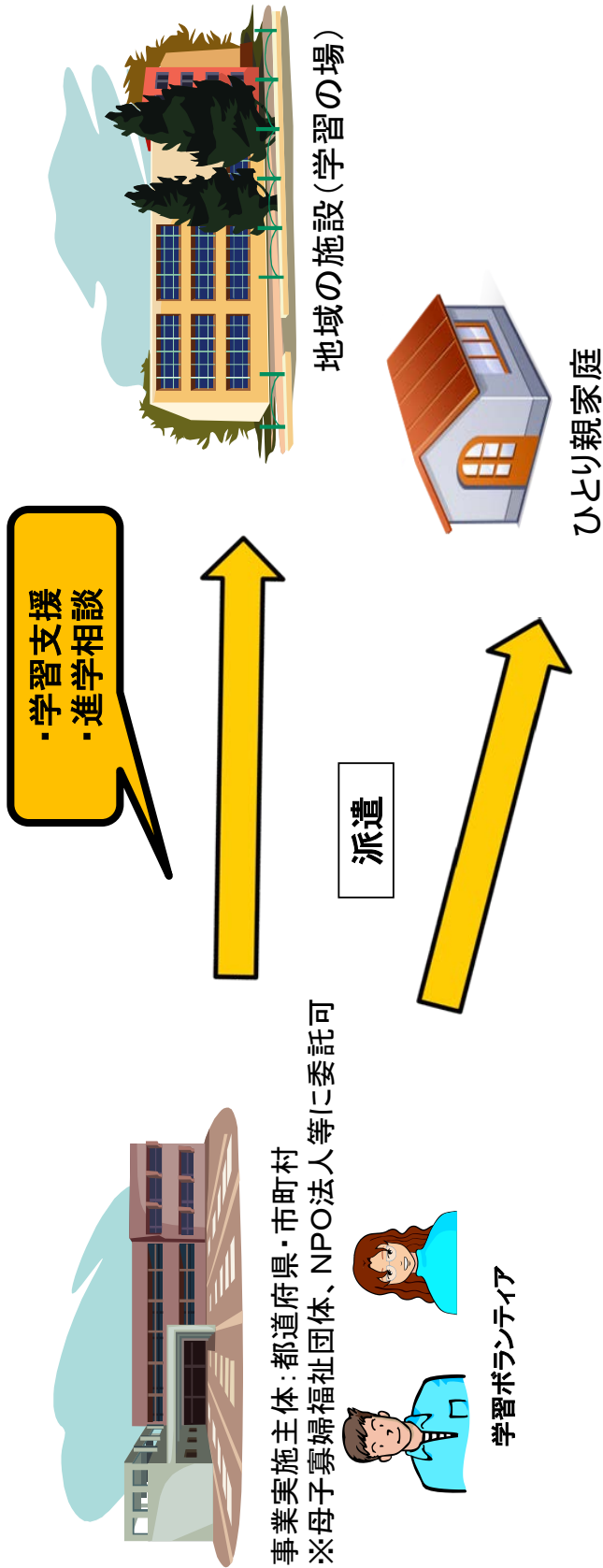
【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【25年度予算（案）】母子家庭等対策総合支援事業（9,734百万円）の内数



平成23年度母子寡婦福祉貸付金償還率について

① 母子福祉資金

【都道府県】

区分	平成23年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	28.5	4.6	76.5
2 青森県	51.9	10.0	87.4
3 岩手県	60.2	17.4	88.9
4 宮城県	45.7	10.7	80.8
5 秋田県	54.3	7.8	87.7
6 山形県	47.4	12.6	85.0
7 福島県	51.1	16.6	82.9
8 茨城県	48.7	13.0	90.7
9 栃木県	40.1	12.3	78.5
10 群馬県	45.5	8.8	87.4
11 埼玉県	54.2	9.2	87.3
12 千葉県	45.9	9.0	85.8
13 東京都	26.4	9.1	66.8
14 神奈川県	22.7	4.7	71.1
15 新潟県	50.9	7.4	91.4
16 富山県	42.7	9.5	87.7
17 石川県	52.8	6.1	89.2
18 福井県	41.1	3.0	88.0
19 山梨県	33.6	8.2	81.9
20 長野県	51.6	8.2	86.6
21 岐阜県	63.9	13.9	89.7
22 静岡県	51.9	6.9	90.4
23 愛知県	56.5	8.2	90.3
24 三重県	35.2	7.2	82.4
25 滋賀県	68.1	9.6	93.2
26 京都府	51.4	9.6	89.6
27 大阪府	42.1	10.1	88.9
28 兵庫県	58.7	15.4	92.2
29 奈良県	37.4	9.9	79.3
30 和歌山県	72.1	11.8	96.9
31 鳥取県	58.2	18.6	89.5
32 島根県	41.5	7.8	83.8
33 岡山県	45.4	10.0	86.2
34 広島県	57.5	12.2	91.3
35 山口県	32.3	6.5	84.1
36 徳島県	40.2	6.7	85.0
37 香川県	64.8	18.1	92.0
38 愛媛県	45.2	4.2	86.4
39 高知県	66.8	17.5	94.0
40 福岡県	40.9	12.8	85.9
41 佐賀県	36.7	10.9	83.0
42 長崎県	44.3	12.6	85.8
43 熊本県	63.1	14.0	89.1
44 大分県	41.9	10.3	82.5
45 宮崎県	47.0	14.3	87.0
46 鹿児島県	43.0	12.1	87.4
47 沖縄県	36.1	11.7	81.4
都道府県計	37.2	8.9	80.7

【指定都市、中核市】

区分	平成23年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	24.9	7.3	70.5
49 仙台市	23.2	5.5	76.4
50 さいたま市	50.1	7.7	87.9
51 千葉市	42.2	4.6	79.5
52 横浜市	25.4	4.4	74.7
53 川崎市	21.9	4.7	70.7
54 相模原市	25.3	5.6	67.2
55 新潟市	37.3	9.2	76.7
56 静岡市	41.0	3.0	82.8
57 浜松市	63.4	14.7	90.3
58 名古屋市	46.6	13.9	85.9
59 京都市	21.2	4.6	70.2
60 大阪市	28.8	11.4	75.2
61 堺市	38.3	9.4	79.9
62 神戸市	31.1	7.7	84.7
63 岡山市	31.2	5.4	78.4
64 広島市	43.3	6.5	85.8
65 北九州市	41.8	8.9	87.2
66 福岡市	18.0	3.9	79.6
指定都市計	28.9	6.2	78.8
67 旭川市	23.9	5.8	68.8
68 函館市	18.8	5.9	71.4
69 青森市	65.6	14.5	90.1
70 盛岡市	37.7	11.4	73.4
71 秋田市	47.4	9.9	85.5
72 郡山市	35.9	9.6	83.6
73 いわき市	47.6	17.1	79.2
74 宇都宮市	37.3	8.3	81.5
75 前橋市	47.7	14.3	86.7
76 高崎市	51.5	16.9	91.9
77 川越市	80.6	12.7	96.1
78 船橋市	48.4	11.3	82.8
79 柏市	47.4	5.5	87.6
80 横須賀市	24.8	7.1	68.0
81 富山市	58.4	19.6	96.9
82 金沢市	44.8	6.3	89.9
83 長野市	36.5	8.1	82.8
84 岐阜市	43.3	4.6	86.7
85 豊橋市	66.1	16.2	91.1
86 豊田市	55.0	20.3	91.9
87 岡崎市	56.9	9.2	89.2
88 大津市	78.7	14.1	91.4
89 高槻市	31.0	3.9	87.0
90 東大阪市	32.2	3.3	80.1
91 姫路市	47.4	6.3	88.9
92 西宮市	36.8	5.0	84.8
93 尼崎市	37.0	9.6	87.1
94 奈良市	30.9	8.2	75.0
95 和歌山市	48.6	11.3	82.7
96 倉敷市	52.2	13.4	84.8
97 福山市	42.1	9.6	90.1
98 下関市	38.1	9.6	88.3
99 高松市	40.7	8.7	88.5
100 松山市	50.6	17.0	83.3
101 高知市	51.8	8.1	90.1
102 久留米市	41.9	11.2	80.5
103 長崎市	46.9	15.2	81.6
104 熊本市	40.7	9.8	80.2
105 大分市	37.6	9.5	82.2
106 宮崎市	26.0	7.3	83.5
107 鹿児島市	15.3	3.9	69.6
中核市計	36.0	8.2	81.9
合計	34.5	7.9	80.4

平成23年度母子寡婦福祉貸付金償還率について

② 寡婦福祉資金
【都道府県】

区分	平成23年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	36.0	4.2	82.6
2 青森県	41.1	4.6	91.6
3 岩手県	60.9	23.4	85.6
4 宮城県	54.8	10.3	87.9
5 秋田県	45.5	12.3	82.6
6 山形県	60.6	21.1	91.4
7 福島県	50.3	19.2	80.1
8 茨城県	56.2	26.9	94.8
9 栃木県	29.2	7.4	76.4
10 群馬県	38.5	7.3	91.0
11 埼玉県	56.0	9.8	89.5
12 千葉県	51.8	10.2	90.3
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	22.6	3.6	76.1
15 新潟県	31.2	2.8	93.6
16 富山県	27.7	4.7	89.7
17 石川県	37.5	8.8	75.3
18 福井県	36.7	12.2	98.3
19 山梨県	20.7	3.4	86.2
20 長野県	43.9	7.1	84.8
21 岐阜県	50.0	3.9	89.2
22 静岡県	49.6	8.4	91.8
23 愛知県	75.6	10.5	96.6
24 三重県	39.9	11.0	87.4
25 滋賀県	69.6	6.8	96.4
26 京都府	32.1	7.7	89.5
27 大阪府	52.5	8.4	92.6
28 兵庫県	41.0	12.2	95.0
29 奈良県	25.0	2.2	93.9
30 和歌山県	56.1	22.5	93.4
31 鳥取県	45.9	12.5	92.9
32 島根県	35.9	5.0	86.8
33 岡山県	15.3	2.1	71.9
34 広島県	39.7	6.2	98.4
35 山口県	22.2	3.9	86.2
36 徳島県	26.7	5.1	88.4
37 香川県	51.8	31.4	85.9
38 愛媛県	25.4	3.1	82.9
39 高知県	55.6	20.2	80.8
40 福岡県	39.2	8.8	91.9
41 佐賀県	42.2	14.5	89.8
42 長崎県	17.2	5.4	93.2
43 熊本県	73.2	4.8	98.9
44 大分県	26.5	17.5	60.8
45 宮崎県	42.3	7.8	92.8
46 鹿児島県	34.0	9.7	91.6
47 沖縄県	40.6	10.6	89.3
都道府県計	38.4	7.8	87.9

【指定都市、中核市】

区分	平成23年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	27.7	5.9	72.4
49 仙台市	22.8	10.5	75.7
50 さいたま市	75.6	14.7	94.4
51 千葉市	49.2	1.5	87.7
52 横浜市	25.9	5.5	81.5
53 川崎市	18.1	2.8	74.1
54 相模原市	28.5	3.6	92.8
55 新潟市	53.1	13.2	87.8
56 静岡市	39.1	3.2	81.0
57 浜松市	61.9	9.4	89.5
58 名古屋市	58.6	16.6	93.5
59 京都市	22.7	4.3	82.4
60 大阪市	29.9	7.6	81.9
61 堺市	45.4	13.4	85.3
62 神戸市	20.1	4.9	84.3
63 岡山市	14.2	2.6	89.8
64 広島市	41.3	5.9	86.3
65 北九州市	47.3	7.3	87.4
66 福岡市	19.4	1.6	85.2
指定都市計	33.0	6.1	85.2
67 旭川市	34.8	7.2	71.7
68 函館市	20.9	6.9	76.6
69 青森市	87.6	30.8	95.9
70 盛岡市	33.1	19.7	63.7
71 秋田市	73.5	13.0	96.0
72 郡山市	27.4	4.6	100.0
73 いわき市	40.1	8.6	78.1
74 宇都宮市	30.7	4.9	96.6
75 前橋市	45.0	16.6	93.7
76 高崎市	66.5	53.1	83.1
77 川越市	71.2	35.4	94.5
78 船橋市	45.0	13.3	79.9
79 柏市	30.3	0.0	96.1
80 横須賀市	20.3	4.2	67.6
81 富山市	24.6	7.7	100.0
82 金沢市	31.0	5.3	89.4
83 長野市	29.2	1.0	91.4
84 岐阜市	30.7	15.5	81.5
85 豊橋市	100.0	-	100.0
86 豊田市	100.0	100.0	100.0
87 岡崎市	96.7	-	96.7
88 大津市	35.9	2.8	100.0
89 高槻市	32.6	0.9	90.6
90 東大阪市	43.1	3.3	89.1
91 姫路市	63.6	4.7	96.9
92 西宮市	15.7	1.9	65.2
93 尼崎市	86.2	17.1	100.0
94 奈良市	33.9	12.7	71.1
95 和歌山市	52.7	4.3	92.4
96 倉敷市	27.0	8.6	82.8
97 福山市	36.8	4.9	97.4
98 下関市	16.0	0.8	81.6
99 高松市	20.2	5.4	94.1
100 松山市	30.9	7.2	85.7
101 高知市	43.7	7.1	84.4
102 久留米市	56.2	14.9	90.7
103 長崎市	35.8	8.9	86.6
104 熊本市	44.8	6.5	93.1
105 大分市	28.6	19.7	75.4
106 宮崎市	11.6	2.6	79.7
107 鹿児島市	13.1	2.7	77.0
中核市計	32.2	6.8	85.8
合計	35.5	7.0	86.7

平成24年度保健福祉調査委託費
(先駆的ケア策定・検証調査事業)

〈婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理〉

婦人保護事業等の課題に関する検討会

平成25年3月

検討の趣旨

婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づく事業であるが、その後の時代の変化に合わせて、家庭関係の破綻、生活の困窮等生活を営む上で困難な問題を有する女性などに事業対象を拡大し、また、平成13年からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づく被害者保護の役割が定められるなど、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっているのではないかと、また、「婦人」、「保護更生」、「収容保護」といった用語を見直すべきではないかとの問題提起がなされている。

これを踏まえ、厚生労働省の研究事業の一環として、「婦人保護事業等の課題に関する検討会」を設け、婦人保護事業等の課題について検討を行ったものである。

本稿の位置づけについて

上記のように婦人保護事業は、現に支援や保護を必要としている多くの女性への支援・保護に関し、売春防止法の枠組みを超えて、大きな役割を果たしており、支援を行っている現場からは、実態に即した新たな枠組みに見直すことが望まれている。

本稿は、現在の売春防止法を根拠とする婦人保護事業を見直すことを想定して行ったこれまでの議論の整理を行ったものである。具体的には、本検討会において課題とされた事項についてどのように対応すべきかを〔検討案〕として示し、実現に向けて更に検討が必要な点を〔検討案の論点〕として示している。

今後、婦人保護事業の改善や見直しの検討に当たっては、本検討会におけるこれまでの議論が十分に踏まえられることが期待されるものである。

課題 1. 用語の見直しについて

[テーマ]

婦人保護事業で使用されている用語の多くは売春防止法を根拠としているが、その用語を見直す必要があるとの指摘を踏まえ、見直しを行うべきではないか。

[現状と課題]

婦人保護事業の根拠法である売春防止法は、昭和 31 年 5 月の制定以来、基本的な見直しはこれまで行われてこなかった。そのため、使用されている用語も当時のままであり、この間の社会の変化等に対応できていない。その結果、現在行われている事業の実態と、それを表現する用語がかけ離れてしまっており、また、用語によっては、現在においては差別的ともとれる表現が使われているとの指摘がある。このため、少なくとも、売春防止法第 4 章において使用されている用語については、実態に即した適切な用語に改めることを検討する必要がある。

- ・「婦人」、「収容」、「婦人相談所」、「婦人相談員」、「婦人保護施設」、「保護更生」、「収容保護」、「指導」など（「要保護女子」については別項）

[検討案]

例えば、以下のように改めることを検討してはどうか。

「婦人」	→	「女性」
「収容」	→	「入所」
「婦人相談所」	→	「女性相談所」
「婦人相談員」	→	「女性相談員」あるいは「女性支援員」あるいは「女性支援専門員」
「婦人保護施設」	→	「女性保護施設」あるいは「女性支援施設」
「保護更生」	→	「保護及び自立支援」
「収容保護」	→	「保護する」
「指導」	→	「支援」「援助」「指導」など

[検討案の論点]

法律改正を行う場合には、売春防止法他章の部分との関係、他法令での用語法との整合性等の法制面の課題について検討する必要がある。

また、婦人相談所等の名称変更は、象徴的な意義は大きいものの、本来の

法的な効果（権利義務の形成等）の違いは基本的にはないことに留意する必要がある。

課題 2. 婦人保護事業の対象となる女性の範囲について

[テーマ]

婦人保護事業の対象となる女性の規定に関し、表現や対象範囲について検討すべきではないか。

[現状と課題]

婦人保護事業の対象となる女性の範囲については、売春防止法第34条第2項において、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）」と定められている。

また、DV防止法において婦人保護事業の対象とされる「被害者」については、同法第2条第2項において「配偶者からの暴力を受けた者」と定められている。

詳細については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成14年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、次のように規定されている。

ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者

ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）

エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

* 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、エの運用において対応

加えて、人身取引行動計画2009（平成21年12月犯罪対策閣僚会議）において婦人相談所による被害者女性の保護が規定されていることから、人身取引被害者も対象となっている。

上記のように、婦人保護事業の対象者は、売春防止法に規定された要保護女子であったが、DV防止法では、同法に規定された被害者も婦人保護事業による保護等を受けることができることとされているほか、通知により、運用上、対象者を拡大してきている。

このような状況を踏まえて、婦人保護事業の対象者に係る規定を見直すべきではないかとの指摘がある。

[検討案]

婦人保護事業の対象者の規定を実態を踏まえて見直し、包括的な定義及び具体的な定義を設けることとし、包括的な定義として以下のような趣旨の定義を置くことを検討してはどうか。

「家族関係の破綻、生活困窮、売春等性暴力被害その他生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護及び支援を必要とする女性」

具体的な定義として以下のような趣旨の定義を置くことを検討してはどうか。

- ① 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者
（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。また、身体的暴力を受けた者に限らず心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
- ② 配偶者以外の親族、交際相手からの暴力を受けた者
- ③ 売春の経験（又は売春を強要された経験）を有する者で、現に保護、支援を必要とする状態にあると認められる者
- ④ 人身取引被害者
- ⑤ 家族関係の破綻、生活困窮、性暴力被害その他生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、支援を必要とする状態にあると認められる者

（注1）「売春」については、今日では売春そのものを主訴として保護される女性は確かに減少しているが、保護された女性に売春の経験の有無を尋ねると有りとの回答も一定程度あり、主訴ではないものの売春が保護に至る大きな要因となっているとの指摘もある。また、売買春が昔とは形を変えて存在しているとの指摘も踏まえ、「売春」という語を残すこ

とが適当ではないか。ただし、「売春」という言葉自体を見直す必要があるとの意見もある。

(注2) 売春の経験のある女性と、その他の対象とする女性との並び順については、婦人相談所の来所相談の主訴として最も割合が高い配偶者からの暴力被害を受けた女性を最初に規定し、関連して親族や交際相手からの暴力を受けた女性を二番目に規定し、三番目に売春の経験を有する者、四番目に人身取引被害者とするのが適当ではないか。

現行の通知のエに該当するような、具体的な要因には触れず、状況として保護や支援を必要としている女性を最初に規定した場合には、二番目以降に規定するDV被害者等の女性をすべて含むこととなるので、この事項は最後に規定することが適当ではないか。

(注3) 性暴力被害者については、単独で項目立てすべきとの意見もある。

ただし、特に急性期における医療的ケアなど婦人保護事業の領域だけで完結できない部分も多いことから、性暴力被害者について単独で項目立てせず⑤のとおり併記した。

(注4) 「その問題を解決すべき機関が他にない」とすると、他の機関になぐことが最優先とされてしまうおそれもあり、婦人保護事業内での対応も含めて、女性の視点に立ったその者にとって最も適切な支援に努めべきとの指摘も踏まえ、規定の仕方について更に検討してはどうか。

[検討案の論点]

法律上の事業の対象者の規定を改正し、拡大する場合には、定義の文言や、示す範囲等の法制上の課題、他施策（生活困窮者支援、性暴力被害者支援等）との関係をどう整理するか、国と地方との役割分担や財政負担等をどう考えるかなど、多岐にわたる課題について更に検討する必要がある。

課題3. 婦人保護事業における施設等に関する役割や機能について

[テーマ]

婦人保護施設、母子生活支援施設及び民間シェルターについて、婦人保護事業におけるそれぞれの役割や機能について見直すべきではないか。

[現状と課題]

(1) 婦人保護施設

平成22年度における婦人保護施設の定員に占める年間平均入所者の割合（利用率）は、全国平均で33.4%であり、10年前より10%以上減少している。月によっては誰も入所していないという施設もある。

一方、婦人相談所の一時保護件数はDV防止法の施行（平成13年）後に増加後、近年は横ばいの状態にある。このことから婦人保護事業による支援を必要としている者自体の数は減ってはいないと考えられる。

他方で、婦人保護施設の入所者が減少している要因としては、相部屋であること、老朽化していることなどが入所者のニーズに対応していないことなどが考えられる。中には、婦人相談所が必要以上に入所者を限定しているところもあるのではとの指摘がある一方、入所者本人の意向や集団生活への適応力等を考慮して婦人相談所の判断により入所に至らないケースもあるとの指摘もある。

また、現在、婦人保護施設は全国に49か所設置されているが、8県では設置されていない（休止中を含む）。さらに、設置されている県でも、婦人相談所又は婦人相談所の一時保護所と併設している施設が28施設あり、そうした婦人保護施設では、緊急避難的に一時保護を行うという一時保護所としての機能を優先せざるを得ないために、生活支援を受けながら長期入所が可能であるという本来の機能が十分発揮しづらい状況にあるとの指摘もある。

したがって、婦人保護施設の役割を明確にし、支援を必要とする女性のニーズに応えられるようにする必要がある。

また、業務内容については、売春防止法において「（要保護女子）を収容保護するための施設」とのみ規定されており、女性に同伴する児童についてはDV防止法と異なり、規定がない。

（２）母子生活支援施設

現行の売春防止法では、施設に関しては、婦人保護施設についてのみ規定されているが、母子生活支援施設においては、施設や自治体によって支援の内容に差はあるものの、DV被害を受けた母子世帯の受け入れを行っており、入所者全体に占めるDV被害者の割合は約6割となっている。また、婦人相談所の一時保護の委託先として106か所の母子生活支援施設が活用されており、DV被害者のシェルターとしても大きな役割を担っている。

（３）民間シェルター

現行法の下では、主にDV被害者等の一時保護の委託先として、あらかじ

め婦人相談所と民間シェルターが委託契約を結び、利用が必要な時に婦人相談所からの一時保護委託を受けている。他方で、民間シェルター自体の機能として、婦人相談所からの一時保護委託によらない利用や自立支援、退所後の支援、電話相談等の機能を有している。

[検討案]

婦人保護事業の各施設等の役割や機能については、婦人相談所等も含めて、総体的・全体的に見ていくことが重要であり、相談から自立までの流れに即してそれぞれの施設等が果たすべき役割、対象となる女性の範囲や、保護や支援の具体的内容について、広域的な利用が必要な場合も含めて整理する必要がある。

その中で、婦人保護施設の業務内容については、入所した女性（女性がその家族を同伴する場合にあっては、女性及びその同伴する家族）を保護するとともに、その生活等を支援することにより自立を促進し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として新たに機能を明確化することを検討してはどうか。

次に、母子生活支援施設については、婦人保護施設が果たすべき役割を全国的に確保するため、DV被害者を受け入れている母子生活支援施設のうち、単身女性の受け入れ等が可能な施設について、婦人保護施設としても位置づけるなど、母と子どもそれぞれを支援する児童福祉施設の機能に加えて、婦人保護施設としての機能を担うことを検討してはどうか。

母子生活支援施設の施設間、自治体間の差については、別途「社会的養護の課題と将来像」に沿って全ての母子生活支援施設の支援機能を高めていくとともに、広域利用を促進することが必要ではないか。

また、民間シェルターについては、婦人保護事業の新たな担い手として位置づけることを検討してはどうか。例えば、一定程度の要件を満たす者が行う保護及び支援について、第二種社会福祉事業に位置づけて都道府県や市が援助の委託を行う仕組みとすることを検討してはどうか。

[検討案の論点]

婦人保護施設の目指すべき施設運営の在り方について、通知により指針を

示す場合には、施設運営の実態について把握し、着実に検討を進める必要がある。

法律の規定上、婦人保護施設の役割を明確にする場合には、変更する点を明らかにした上で、他施策との関係、財政上の措置のあり方などについて調整・検討する必要がある。

また、母子生活支援施設に法律上婦人保護施設の役割を担わせるには、現在それぞれの施設の目的・役割、設置主体、措置・入所の決定主体、措置費の支弁単価（特に事業費）等が異なっているが、これをどう考えるか検討する必要がある。

民間シェルターを予算事業として実施する場合には、事業の委託主体、実施主体（社会福祉法人、NPO法人等）、実施基準（施設、設備、職員配置等の基準）等の事業の詳細について検討する必要がある。

民間シェルターを法律に位置づける場合には、上記に加え、婦人相談所（一時保護を含む）、婦人保護施設との役割分担、自治体の役割分担等について検討する必要がある。

課題4. 婦人相談員の在り方について

[テーマ]

婦人相談員の在り方全般について、現行制度の問題点等を踏まえ見直すべきではないか。

[現状と課題]

売春防止法では、「婦人相談員は、非常勤とする。」とされている。このため、自治体によっては、継続して任用されてきた非常勤職員が、任期満了後に任期の更新がされないという取扱い（いわゆる「雇止め」）がなされていることから、経験が蓄積されず、専門性が確保できないのではないかと指摘がある。

他方、常勤の場合には、他部門への人事異動があり、必ずしも専門性の確保にはつながらないのではないかと指摘もある。

また、売春防止法上、婦人相談員の業務内容は、「（要保護女子）につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業

務を行うものとする。」とされているが、委嘱の要件は、「社会的信望があり、かつ、職務を行うに必要な熱意と見識を持っている者」とのみ規定されており、具体的な専門的な能力については要件としていない。このため、業務内容を踏まえ、婦人相談員の専門性を確保するための方策を検討する必要があるのではないか。

[検討案]

専門性の向上に関しては、経験年数の少ない相談員でも一定の専門性を発揮できるよう相談業務に関する指針の策定や研修の充実などの対応を検討してはどうか。

非常勤職員のいわゆる「雇止め」については、制度的には今でも再度同一の職務に任用することが排除されているわけではないので、専門性確保の観点から現場での運用改善について働きかけ等ができないか検討してはどうか。

また、すでに実態として常勤職員が2割程度存在していることや、常勤職員に相当する業務量を担っている場合もあることから、相当の知識経験を有する者については常勤とすることもできる旨の規定を加えることを検討してはどうか。その際、常勤職員が専門職として常に相談業務に従事できるようにするための方策について検討してはどうか。

任用要件として一定の資格、能力、経験等を求めることや、女性相談業務に関わる専門職を設けることについては、上記の見直しの影響や、他の制度等を踏まえて検討してはどうか。

人口規模に応じた配置基準の設定についても、同様に検討してはどうか。

[検討案の論点]

婦人相談員について、相談業務の指針の策定、研修内容の充実などの運用面での見直しについては、着実に検討を進める必要がある。

非常勤職員を継続して任用できるよう、運用上の改善を求めることについては、自治体関係者の理解を得る必要がある。

法律を改正し、婦人相談員の業務内容、役割を見直す場合や、常勤を認めることとする場合には、地方公務員法等との関係など法制面や、財政上の措

置の在り方など財政面等について検討する必要がある。

任用要件については、現在兼務している他職種（母子自立支援員等）との関係について、資格制度については、資格制度の内容（求める資質・能力、養成システム、試験、実施・管理体制など）について、検討する必要がある。

また、人口規模に応じた配置基準については、実態を把握した上で、業務の内容、業務の必要量について、検討する必要がある。

これら任用要件、資格制度、配置基準を法令などで新たに規定する場合には、上記に加え、規制改革や地域主権改革などとの整合性や財政面等について更に検討する必要がある。

課題5. 婦人相談所の役割について

[テーマ]

婦人相談所の役割について見直すべきではないか。

[現状と課題]

婦人保護事業の中核をなす婦人相談所の果たす役割は非常に大きなものであること、また、新たな枠組を考える場合においてもその重要性は増すことになることから、相談業務や一時保護業務の質の向上を図っていくことが必要である。他方で、婦人相談所の相談業務や一時保護業務の内容について具体的な指針等が存在していない。

[検討案]

婦人相談所の相談業務や一時保護業務の質を向上させるためには、婦人相談所の役割や業務内容を明確化することが必要であり、業務標準化及び専門性の確保のためのガイドライン等の策定や職員研修の充実について検討してはどうか。

[検討案の論点]

婦人相談所の役割について、通知により運用上明確にする場合には、現場での実行可能性を考慮しつつ、着実に検討を進める必要がある。

課題 6. 都道府県と市の役割分担の見直し

[テーマ]

婦人保護事業における市の役割を見直すべきではないか。

[現状と課題]

都道府県については、売春防止法上、婦人相談所を設置し、行うべき業務が明記されている。しかしながら、市については、①DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの設置についても努力規定であり、②婦人相談員を委嘱することは任意であり、市の役割については法律上の位置づけが明確ではない。

一方、大都市を抱える都道府県などの一部の都道府県では、夜間や緊急時を除いて基本的に管内の市が一次的な窓口対応をすべて担っており、一時保護等婦人相談所の機能が必要な場合のみ、都道府県が直接対応しているところもある。

[検討案]

婦人保護事業における都道府県と市の役割については、現在婦人相談所が担っている役割を踏まえ、関係者の意見を聴取して検討してはどうか。

[検討案の論点]

都道府県と市との役割を変更する場合には、法律改正を必要とする。都道府県又は市の行う業務の範囲、財政上の措置のあり方、地域主権改革との関係等について検討する必要がある。

課題 7. 根拠法の見直し

[テーマ]

婦人保護事業の根拠法である売春防止法を改正し、新たな法制度を創設すべきではないか。

[現状と課題]

婦人保護事業の根拠法は、売春防止法の第4章（第30条から第40条まで）であるが、制定以来基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっているとの指摘があり、検討する必要がある。

[検討案]

現在の売春防止法から第４章（第３０条から第４０条まで）を根拠とする婦人保護事業について、新たな法制の検討をしてはどうか。

なお、女性に特化した新たな法制の検討に当たっては、広く国民の理解を得ることが必要であり、様々な意見が想定されるが、女性であるがために支援を必要としている女性が現に数多く存在しているという現実を踏まえ、これに対応する必要があるのではないかと考える。

[検討案の論点]

法律改正により新たな根拠法を設けるとすれば、これまでの事業を一旦廃止し、新たな事業として位置づけ直すことが必要であり、その場合には、事業の目的、内容、財政措置等について抜本的に見直すこととなる。このため、法改正を行う場合の影響について法制面、財政面、国と地方の役割の面などから十分に検討する必要がある。

また、事業を維持したまま単に根拠法のみを移すという考え方もありうるが、その場合、象徴的な意義はともかく法制的には、権利義務の形成等の効果が乏しいことから立法の必要性等が十分に説明できるかどうか更に検討が必要である。

さらに、現行の売春防止法の第４章を削除した場合、同法の目的規定等その他の章にも影響は及ぶため、同法の体系やあり方について検討が必要となる。

今後の対応について

本検討会におけるこれまでの検討の結果は、以上に示したとおりである。課題ごとの部分でも示したとおり、課題によっては、運用上の改善に比較的早期にとりかけられるものから、婦人保護事業を超えた検討の上で法律改正が必要となるものまで、様々である。

具体的には、①婦人保護事業に関する指針の策定等の運用上の改善で対応の可能性があるものについては、実態把握を進めつつ、婦人保護事業の関係者の間での合意を形成しながら、実施に向け可能なものから着実に検討を進める必要がある。

また、②婦人保護事業の改善のために法律上の対応が必要なものについては、その実現に向けて、他制度との整合性等の法制面、財政上の措置のあり方等の課題について、厚生労働省を始め関係府省、自治体（地方六団体）等が調整しながら、検討を進める必要がある。

さらに、③婦人保護事業の枠を超えて法律上の対応が必要なもの（売春防止法の法体系や、女性に対する暴力の被害者支援のあり方に関するものなど。主に課題１、２、７）については、広く国民の理解を得る必要がある。また、政府において議論する場合には、厚生労働省の所管を超えた検討を要することから、男女共同参画会議などでの議論の必要性にも留意する必要がある。特に、売春防止法の他の部分との関係や、暴力被害者支援との関係について調整が重要となる。

これらの実現は、いずれも容易なものではないが、婦人保護事業が時代の要請に適った役割を果たすために重要な論点であり、本検討会としては、今後、政府において積極的な検討を進め、実現に向けた取組が着実に前進することを期待するものである。

婦人保護事業等の課題に関する検討会 委員名簿

(○は座長)

新井 篤	群馬県女性相談所所長
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長
○戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授
栗原 博	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット共同代表
竹内 景子	婦人相談所長全国連絡会議会長
竹下 和子 (黒田 佳子)	全国婦人相談員連絡協議会会長 (前 “ ”)
堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部准教授
湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
横田千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長
吉村マサ子	全国母子寡婦福祉団体協議会会長

(五十音順・敬称略)

婦人保護事業等の課題に関する検討会 検討経過

第1回 平成24年6月26日

○議 題

- ・厚生労働科学研究報告(戒能委員・湯澤委員・堀委員)
- ・全国婦人保護施設等連絡協議会(横田委員)よりプレゼンテーション
- ・婦人保護事業の対象者の定義・範囲 など

第2回 平成24年7月19日

○議 題

- ・NPO法人全国シェルターネット(近藤委員)よりプレゼンテーション
- ・全国母子生活支援施設協議会(大塩委員)よりプレゼンテーション
- ・婦人保護事業における施設等の役割 など (及び前回の続き)

第3回 平成24年8月23日

○議 題

- ・婦人相談所長全国連絡会議(竹内委員)よりプレゼンテーション
- ・全国婦人相談員連絡協議会(黒田委員)よりプレゼンテーション
- ・婦人相談員の役割
- ・都道府県(婦人相談所)・市町村の役割 など (及び前回までの続き)

第4回 平成24年10月9日

○議 題

- ・これまでの議論の整理

第5回 平成24年12月11日

○議 題

- ・これまでの議論の整理

平成23年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成23年4月1日～平成24年3月31日の状況である。)

1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。

さらに、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

(1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて139,250人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談				電話相談		その他 (メール等)
			電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	巡回相談、出張相談による		夜間相談	
実人員	(100%) 139,250	(11.0%) 15,371	4,370	680	(0.4%) 522	(87.8%) 122,274	21,738	(0.8%) 1,083
延人員	(100%) 226,445	(29.4%) 66,594	14,063	3,068	(0.5%) 1,240	(67.4%) 152,559	29,339	(2.7%) 6,052

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は8,943人であり、実人員総数の58.3%にあたる。

総数	夫等からの暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし 住居問題	親族間の問題	子どもの問題	交際相手の問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 15,328	(58.3%) 8,943	(10.2%) 1,558	(6.6%) 1,019	(4.6%) 705	(3.6%) 546	(2.1%) 323	(3.5%) 542	(2.0%) 313	(0.5%) 83	(8.5%) 1,296

※暴力被害男性(43)は含まない。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要 保 護 女 子 等	6, 0 5 9	1, 7 8 5	8 9, 6 9 3	2 5, 8 1 2
同 伴 す る 家 族	5, 1 8 7	2, 0 6 3	8 1, 7 3 6	3 0, 2 1 5

(4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等からの暴力	帰住先なし 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	交際相手の 問題	人身取引 売春強要 など	医療関係	経済関係	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 6, 059	(71.2%) 4, 312	(13.1%) 796	(4.8%) 292	(2.5%) 149	(2.9%) 173	(1.3%) 78	(0.3%) 16	(0.8%) 46	(0.7%) 40	(2.6%) 157

※在所者とは、前年度末在所者と平成23年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

(5) 一時保護後の状況

総 数	自 立	帰 宅	帰 郷	福祉 事務所	婦人保 護施設	友人宅・ 知人宅	民間団体	病 院	その他
(100%) 5, 844	(17.9%) 1, 045	(17.2%) 1, 008	(15.5%) 904	(17.2%) 1, 004	(12.0%) 700	(5.1%) 300	(1.2%) 71	(2.4%) 138	(11.5%) 674

2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされている。

平成24年4月1日現在、47都道府県463名（うち婦人相談所182名）、317市区754名、合計1,217名の婦人相談員が全国に配置されている。

(1) 相談別状況

種別	総 数	来 所 に よ る 相 談			巡回相談、出張相談による 相談	電 話 相 談		そ の 他 (メール等)
			電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談			夜間相談	
実 人 員	(100%) 131, 509	(49.6%) 65, 208	5, 455	2, 855	(2.5%) 3, 324	(46.8%) 61, 538	1, 259	(1.1%) 1, 439
延 人 員	(100%) 301, 072	(56.3%) 169, 420	13, 358	9, 753	(3.2%) 9, 739	(39.0%) 117, 446	2, 253	(1.5%) 4, 467

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

(2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は18,510人であり、実人員総数の28.4%にあたる。

総数	夫等からの暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰宅先なし 住居問題	子どもの問題	親族間の問題	交際相手の問題	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 65,111	(28.4%) 18,510	(19.0%) 12,354	(14.9%) 9,692	(8.6%) 5,628	(7.8%) 5,083	(6.7%) 4,409	(4.4%) 2,873	(1.2%) 763	(0.1%) 52	(8.8%) 5,747

※暴力被害男性(97)は含まない。

3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成24年4月1日現在39都道府県に49か所設置されている。

また、DV法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行なうことができることとされている。

(1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在延人員
要保護女子等	437	742	760	419	152,312
同伴する家族	53	434	455	32	15,163
うち同伴児	50	431	449	32	15,041

(2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等からの暴力」を主訴とする者が43.6%にのぼり、次いで「帰宅先なし・住居問題」を主訴とする者が24.0%にのぼる。

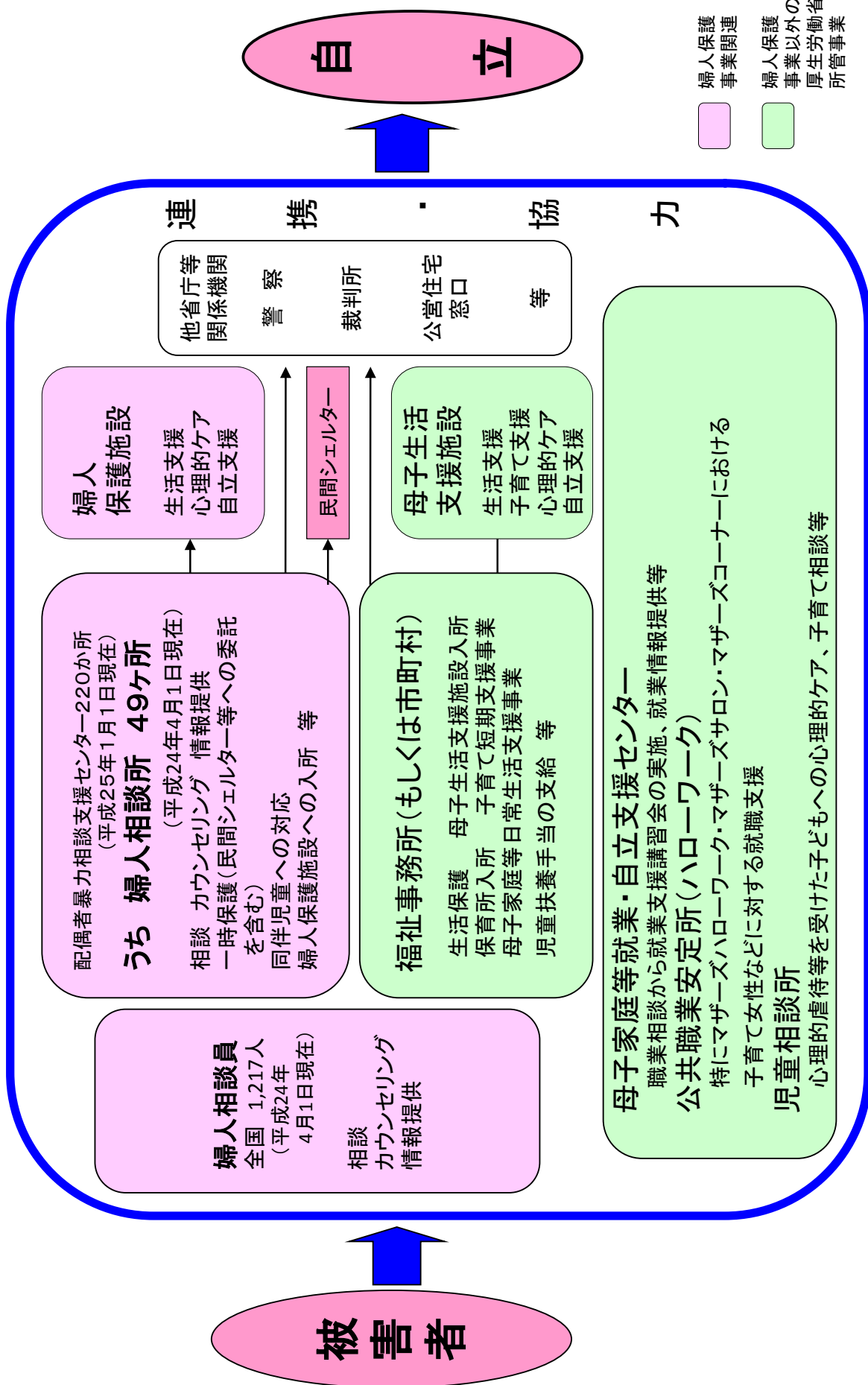
総数	夫等からの暴力	帰宅先なし 住居問題	医療関係	親族間の問題	子どもの問題	交際相手の問題	人身取引 売春強要 など	経済問題	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,179	(43.6%) 514	(24.0%) 283	(11.8%) 139	(6.4%) 75	(4.2%) 50	(2.0%) 23	(2.1%) 25	(3.0%) 35	(1.0%) 12	(2.0%) 23

※在所者とは、前年度末在所者と平成23年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取り組み

資料36

婦人保護
事業関連
 婦人保護
事業以外の
厚生労働省
所管事業



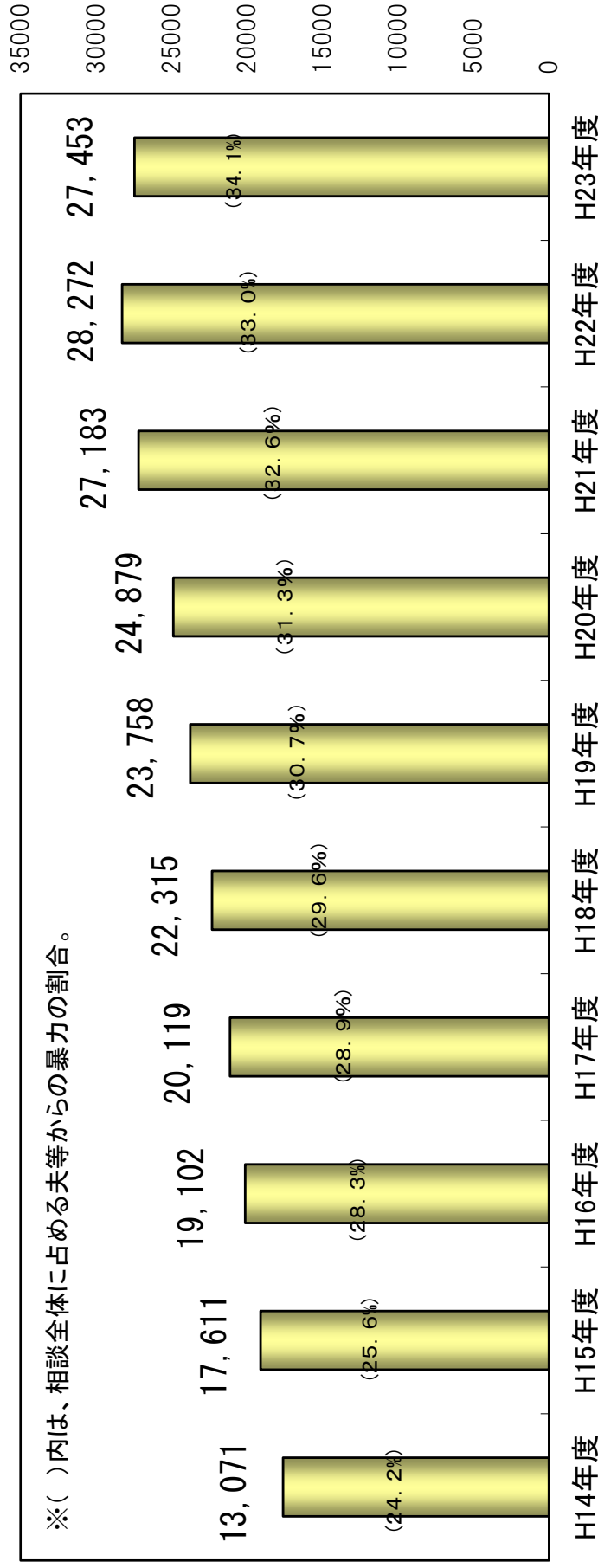
DV被害者等の相談・保護等の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、年々増加。

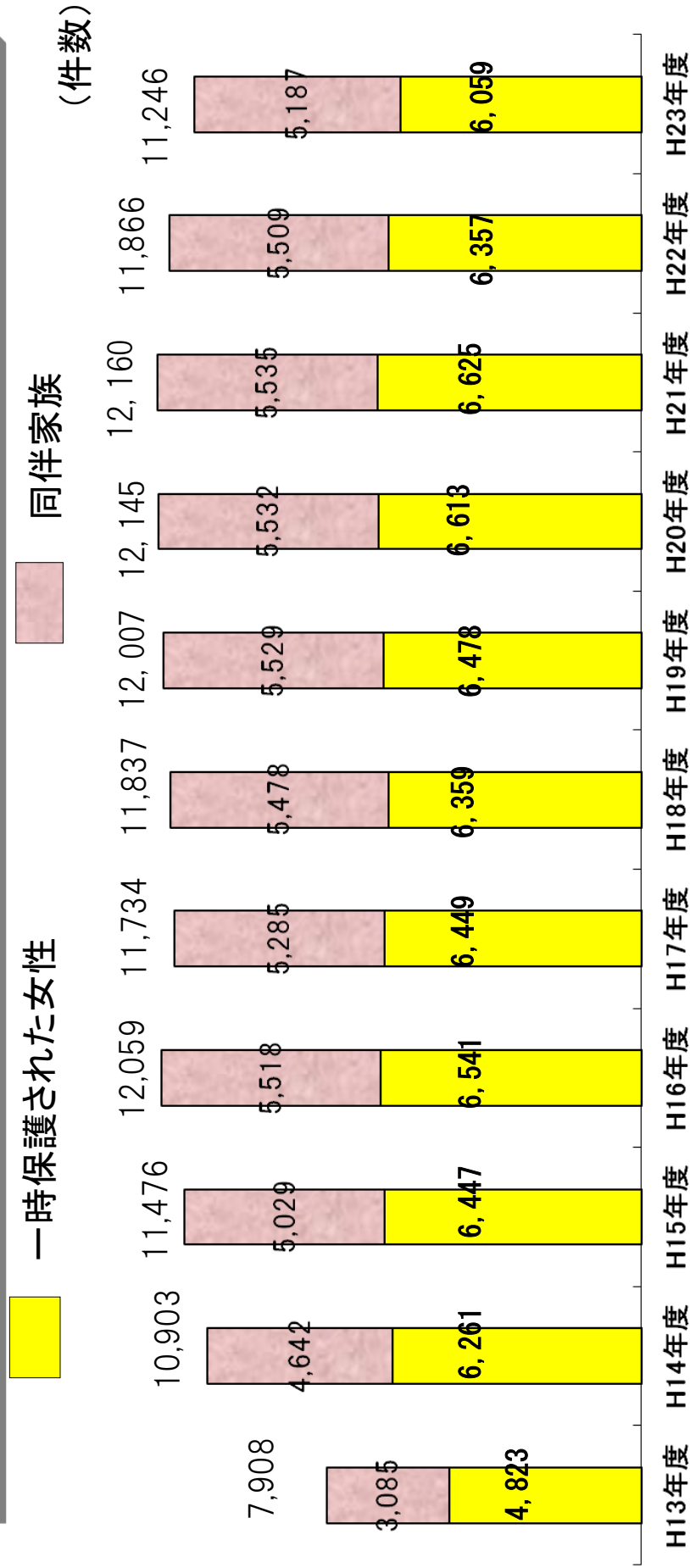
夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）

（人数）



婦人相談所による一時保護者数の推移

- 婦人相談所により一時保護された女性は約6千人。同伴家族の数が約5千2百人で合計約1万1千人となっている。
- 一時保護件数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成24年4月1日現在で303施設。
(うちDV防止法第4項に基づく委託先でない施設(売春防止法・人身取引関係のみ)が2か所)
- 平成23年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,848人。
(女性本人1,785人、同伴家族2,063人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.5日となっている。

一時保護の委託契約施設数(平成24年4月1日現在)

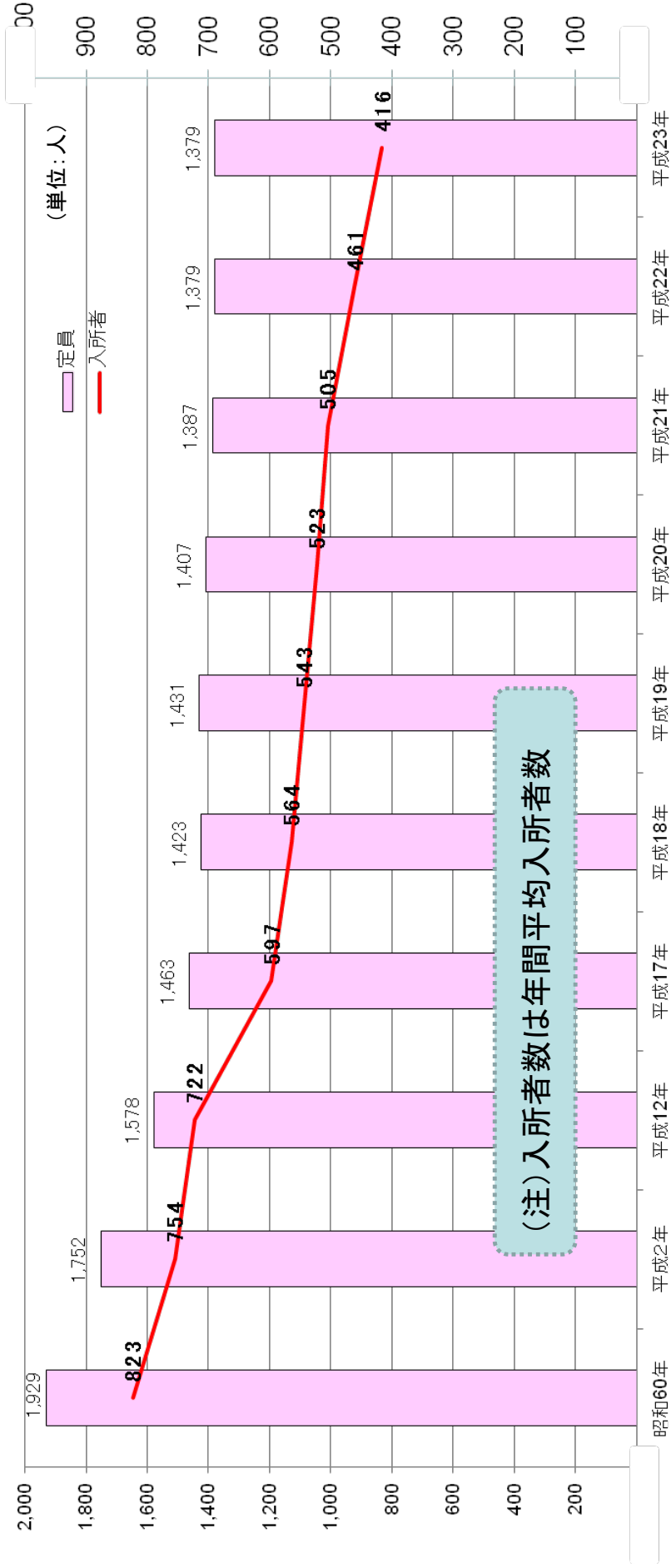
施設 区分	母子生活 支援施設	民間団体	児童福祉 施設 (注1)	婦人保護 施設	老人福祉 施設	身体障害 者施設	知的障害 者施設	保護施設	その他	合 計
か所数 (注2)	108 (106)	98 (99)	32 (29)	22 (21)	8 (8)	8 (7)	19 (14)	6 (6)	2 (2)	303 (292)

(注1) 母子生活支援施設を除く。 (注2) () 内は、平成23年4月1日現在 (厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

- 婦人保護施設の入所者数及び定員は年々少しずつ減少してきている。
- 定員に対する充足率も低下してきている。

昭和60年 42. 7% 平成23年度 30. 2%



(注) 入所者数は年間平均入所者数

注) 入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

D V 関 連 事 業 の 都 道 府 県 別 実 施 状 況

(平成 2 4 年度国庫補助金・負担金交付申請ベース)

	D V 対 策 機 能 強 化 事 業					婦 人 相 談 所 ・ 婦 人 相 談 所 一 時 保 護					婦 人 保 護 施 設				
	休日夜 間電話 相談	DV被害者 保護支援 ネット ワーク	DV相談担 当職員研 修	外国人専 門通訳者 養成研修	法的対応 機能強化 事業	外国人婦 女子緊急 一時保護 経費	広域措置 経費	心理担当 職員配置	夜間警備 体制	同伴児童 の対応等 を行う職 員配置	退所者自 立生活援 助事業	心理担当 職員配置	夜間警 備体制	同伴児童 の対応等 を行う職 員配置	地域生活 移行支援
1 北海道		◎	◎		◎			◎	◎	◎					
2 青 森	◎	◎	◎			◎	◎	◎							
3 岩 手	◎	◎	◎		◎		◎			◎	◎		◎		
4 宮 城		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎				◎		
5 秋 田	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					
6 山 形	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎						
7 福 島	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎						
8 茨 城	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎						
9 栃 木	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎				◎		
10 群 馬	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎				◎		
11 埼 玉	◎	◎	○ (他の事業で 実施)		◎	◎		◎	◎	◎			◎		
12 千 葉	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎		◎			
13 東 京	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎×2	◎×5	◎×5	◎×5	◎×7	◎×3
14 神奈川	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		
15 新 潟	◎	◎	◎		◎	◎			◎				◎		
16 富 山	◎	◎	◎		◎			◎	◎						
17 石 川	◎	◎	◎		◎		◎		◎						
18 福 井	◎														
19 山 梨	◎	◎	◎			◎									
20 長 野	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎						
21 岐 阜	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎			◎		◎
22 静 岡	◎	◎	◎		◎			◎	◎						
23 愛 知	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎×2		
24 三 重	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎					
25 滋 賀	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
26 京 都	◎	◎	◎			◎	◎								
27 大 阪	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎×2	◎×3	◎×3	◎×2	
28 兵 庫	◎	◎			◎	◎		◎							
29 奈 良	◎	◎	◎			◎		◎	◎	◎					
30 和歌山	◎	◎	◎		◎			◎	◎						
31 鳥 取	○ (単県事業 で実施)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○ (単県事業 で実施)	◎					
32 島 根		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
33 岡 山		◎	◎	◎		◎	◎	◎							
34 広 島	◎	◎	◎		◎	◎	◎						◎		◎
35 山 口	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎				
36 徳 島	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎							
37 香 川	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎			◎		
38 愛 媛	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎						
39 高 知	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
40 福 岡	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎				◎×2		
41 佐 賀							◎						◎		
42 長 崎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
43 熊 本	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎						
44 大 分	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎				◎		
45 宮 崎	◎	◎	◎			◎	◎						◎		
46 鹿児島			◎				◎	◎	◎				◎		
47 沖 縄	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	
合 計	40	44	44	3	35	36	36	33(33人)	35	14(15人)	10	5(11人)	27	3(10人)	5

(注 1) 「◎」が国庫補助金交付(申請)県、「○」が単独事業実施県

49施設中 49施設中 49施設中 49施設中 49施設中

婦人相談所等における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成24年3月31日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計343人。うち337人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計16人。最年少は15歳。平均年齢24.8歳。

○年度別保護実績（合計343人）

平成13年度 1人（タイ1人） 平成14年度 2人（タイ2人）
 平成15年度 6人（タイ3人・フィリピン3人）
 平成16年度 24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア7人）
 平成17年度 117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
 平成18年度 36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
 平成19年度 36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・台湾2人・ルーマニア1人）
 平成20年度 39人（タイ22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）
 平成21年度 14人（フィリピン7人・タイ4人・中国2人・台湾1人）
 平成22年度 33人（フィリピン25人・日本4人・タイ3人・韓国1人）
 平成23年度 35人（インドネシア13人・フィリピン11人・タイ10人・中国1人）

○都道府県別保護実績（合計343人）

愛知県 67人 長野県 39人 東京都 **33人 千葉県 30人 栃木県 27人
 岐阜県 22人 秋田県 18人 島根県 14人 岡山県 13人 山口県 10人
 広島県 *9人 鳥取県 9人 群馬県 9人 神奈川県 8人 茨城県 8人
 大阪府 7人 福岡県 7人 熊本県 6人 兵庫県 5人 徳島県 3人
 鹿児島県 2人 福島県・埼玉県・新潟県・静岡県・三重県・大分県・沖縄県 各1人

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

**3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

○一時保護委託実績（343人のうち118人）

平成17年4月1日～平成24年3月31日までに118人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 *47人・母子生活支援施設41人・民間シェルター30人
 児童自立援助ホーム1人

*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

○平均保護日数 36.7日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。